

令和 6 年度 認証評価

(令和 5 年度分)

# 愛知学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	13
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>16</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	25
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>35</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	35
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	52
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>65</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	77
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	87
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	90
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>98</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	98
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	102
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	106
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学院大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年6月20日

理事長

小島 泰道

学長

木村 文輝

ALO

犬飼 順子

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

昭和 22 (1947) 年、大学設置委員会が組織され、そこで設けられた「大学設置基準」に準じて、多くの国・公・私立大学は昭和 24 (1949) 年に開設された。本学においても、小出有三初代学院長の発案により愛知学院内に「駒沢大学愛知分校」を設置し、これをベースとして愛知学院は高等教育機関としての設立が企画された。曹洞宗宗務庁へ短期大学の設立の趣旨を具申すると同時に、愛知県下の 12 の公私立学校に呼びかけ、「愛知県短期大学設立期成同盟」を組織して事務所を愛知学院に置き、会長に小出有三学院長が就任して活動が開始された。昭和 24 (1949) 年 10 月、設置者・財団法人曹洞宗興学財団の専務理事によって「愛知学院大学短期大学設置認可申請書」が当時の文部省に提出された。このことは他校に先駆けていち早く短期大学を設置し、日本一早く高等教育に乗り出すことを決意実行したものを示す。この申請書の設置要領は、「教育基本法及び学校教育法の規程に基づき、実質的な大学専門教育を施すと共に、本学設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた香り高き利生済民の人材を育成すること」を目的とした。

昭和 25 (1950) 年 3 月、愛知学院大学短期大学は大学設置審議会の答申に基づいて、設置が認可された。昭和 25 (1950) 年 9 月には、「商科」のほか「文科」の学科を増設することを申請し、翌昭和 26 (1951) 年に開設した。昭和 28 (1953) 年 4 月に愛知学院大学が設置され商学部商学科の設置とともに、翌昭和 29 (1954) 年短期大学「商科」が廃止された。

以後、愛知学院短期大学は定員 25 名という極めて小規模な二部の「文科」のみの短期大学が継続した。昭和 60 (1985) 年頃、18 歳人口の増加と共に大学・短期大学への進学志願者が上昇、それに対応して、「文科」の定員増を文部省に申請、平成 2 (1990) 年期限付き定員増が認可され (平成 10 (1998) 年まで)、定員 50 名と改められた。翌平成 3 (1991) 年に恒常的な定員増が実施され、臨時定員増とあわせて 75 名の定員となった。

平成 4 (1992) 年 4 月には、従来の英語教育とは一線を引き、国際化時代の到来に対応するために、英語で自由にコミュニケーションができる実践能力と国際感覚を身につけた教養ある人材育成を目的に、「英語科」が設置された。のち平成 11 (1999) 年 4 月には、愛知学院大学短期大学部へと名称変更し、併せて英語科を「英語コミュニケーション学科」に名称を変更し、国際化にふさわしい学科として 100 名の定員で発足した。

しかし、その後 18 歳人口の急速な減少と 4 年制大学への志向が高まり、短大の取り巻く状況は極めて厳しい状況となった。平成 13 (2001) 年 4 月には「文科」二部を「人間文化学科」二部に名称を変更した。平成 16 (2004) 年 4 月には、半世紀に及ぶ歴史があり健全な運営に努めてきた「人間文化学科」二部の募集を停止し、平成 18 (2006) 年 3 月を以って在校生を全て卒業させ廃止した。平成 18 (2006) 年には国際社会に通用する人材養成のため運営・維持に努めてきた「英語コミュニケーション学科」の募集を停止し、平成 19 (2007) 年 4 月愛知学院大学文学部「グローバル英語学科」の設置と共に、翌平成 20 (2008) 年 3 月「英語コミュニケーション学科」を廃止した。

一方、時代の流れと共に多様化する社会に対応して、昭和 43 (1968) 年に設立した愛知学院大学歯科衛生士学院は、昭和 52 (1977) 年愛知学院大学歯科衛生専門学校と校名を改

め、以来歯科衛生士の教育のリーダーとして、全国の歯科衛生士学校を指導する任を担っており、わが国の歯科衛生士教育において全国のモデル校としての役割を果たしながら、実績と社会的ニーズに応える歯科衛生士教育を実践してきていた。平成 22（2010）年歯科衛生士教育は 3 年制以上の教育課程を編成することに伴い、平成 18 年（2006）4 月に愛知学院大学短期大学部に 100 名定員の 3 年制の「歯科衛生学科」を開設した。さらに平成 21（2009）年 4 月により高度な口腔保健学を学ぶため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定による、「専攻科」（口腔保健学専攻）を設置し現在に至っている。

### <学校法人の沿革>

年	元号	事柄
1878 年	明治 9 年 5 月	曹洞宗専門学支校として開設
1902 年	明治 35 年 9 月	曹洞宗第三中学林（5 年制）と改称
1925 年	大正 14 年 2 月	愛知中学校設置
1947 年	昭和 22 年 4 月	新制愛知中学校設置
1948 年	昭和 23 年 4 月	愛知学院と総称 新制愛知高等学校設置
1953 年	昭和 28 年 4 月	愛知学院大学設立 愛知学院大学商学部商学科設置
1957 年	昭和 32 年 4 月	愛知学院大学法学部法律学科増設
1961 年	昭和 36 年 4 月	愛知学院大学歯学部歯学科増設
1962 年	昭和 37 年 4 月	愛知学院大学商学部経営学科増設、歯科技工士学校設置
1964 年	昭和 39 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科（商学専攻）、法学研究科（私法学専攻）修士課程設置
1966 年	昭和 41 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科（商学専攻）、法学研究科（私法学専攻）博士課程設置
1967 年	昭和 42 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校専修科増設
1968 年	昭和 43 年 4 月	愛知学院大学大学院歯学研究科博士課程増設、歯科衛生士学院設置
1970 年	昭和 45 年 4 月	愛知学院大学文学部宗教学科・心理学科増設
1974 年	昭和 49 年 4 月	愛知学院大学文学部歴史学科増設 愛知学院大学大学院文学研究科（宗教学仏教学専攻・心理学専攻）修士課程増設
1976 年	昭和 51 年 4 月	愛知学院大学大学院文学研究科（宗教学仏教学専攻・心理学専攻）博士課程増設
1977 年	昭和 52 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校を愛知学院大学歯科技工専門学校と改称 愛知学院大学歯科衛生士学院を愛知学院大学歯科衛生専門学校と改称
1978 年	昭和 53 年 4 月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）修士課程増設

1980年	昭和 55年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）博士課程増設
1986年	昭和 61年 4月	愛知学院大学文学部国際文化学科増設
1988年	昭和 63年 4月	愛知学院大学文学部日本文化学科増設
1990年	平成 2年 4月	愛知学院大学商学部経営学科を経営学部経営学科に改組 愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）修士課程増設、大学院法学研究科（私法学専攻）を（法律学専攻）に変更
1991年	平成 3年 4月	愛知学院大学留学生別科設置
1992年	平成 4年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）博士課程増設、大学院文学研究科（日本文化専攻）修士課程増設
1993年	平成 5年 4月	愛知学院大学大学院経営学研究科（経営学専攻）修士課程増設
1994年	平成 6年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（日本文化専攻）博士課程増設、大学院経営学研究科（経営学専攻）博士課程増設
1998年	平成 10年 4月	愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科増設
2001年	平成 13年 4月	愛知学院大学商学部産業情報学科、経営学部国際経営学科を増設
2002年	平成 14年 4月	愛知学院大学法学部現代社会法学科増設、大学院総合政策研究科（総合政策専攻）博士課程（前期・後期）増設
2003年	平成 15年 4月	愛知学院大学文学部心理学科を心身科学部心理学科に改組 栄サテライトセンター開設
2004年	平成 16年 4月	愛知学院大学心身科学部健康科学科増設
2005年	平成 17年 4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科設置、大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程設置
2006年	平成 18年 4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科を6年制に移行 愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科を総合政策学部総合政策学科と改称 愛知学院大学大学院文学研究科心理学専攻を心身科学研究科心理学専攻に改組
2007年	平成 19年 4月	愛知学院大学文学部グローバル英語学科を増設 愛知学院大学商学部産業情報学科をビジネス情報学科と改称、経営学部国際経営学科を現代企業学科と改称
2008年	平成 20年 4月	愛知学院大学心身科学部健康栄養学科を増設、文学部宗教学科を宗教文化学科と改称 愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）修士課程増設
2009年	平成 21年 4月	愛知学院大学大学院薬科学研究科（薬科学専攻）修士課程増設
2010年	平成 22年 4月	愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）博士課程増設
2012年	平成 24年 4月	愛知学院大学大学院薬学研究科（医療薬学専攻）博士課程増設

2013年	平成 25年 4月	愛知学院大学経済学部経済学科を増設
2014年	平成 26年 4月	愛知学院大学名城公園キャンパス開設
2015年	平成 27年 4月	愛知学院大学文学部国際文化学科を英語英米文化学科と改称
2017年	平成 29年 4月	愛知学院大学大学院経済学研究科(経済学専攻)修士課程を増設
2022年	令和 4年 4月	愛知学院大学心理学部心理学科を増設
2023年	令和 5年 4月	愛知学院大学心身科学部を健康科学部(健康科学科、健康栄養学科)へと改称
		現在に至る

### <短期大学の沿革>

年	元号	事柄
1950年	昭和 25年 4月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部設置
1951年	昭和 26年 4月	愛知学院短期大学文科(宗教教育専攻第二部)増設
1954年	昭和 29年 3月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部廃止
1992年	平成 4年 4月	愛知学院短期大学英語科増設
1999年	平成 11年 4月	愛知学院短期大学を愛知学院大学短期大学部と改称 愛知学院短期大学英語科を英語コミュニケーション学科と改称
2001年	平成 13年 4月	愛知学院大学短期大学部文科(第二部)を人間文化学科(第二部)と改称
2006年	平成 18年 4月	愛知学院大学短期大学部人間文化学科廃止 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科を増設
2008年	平成 20年 3月	愛知学院大学短期大学部英語コミュニケーション学科廃止
2009年	平成 21年 4月	愛知学院大学短期大学部専攻科(口腔保健学専攻)増設
		現在に至る

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6（2024）年5月1日現在

(人)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知学院大学	愛知県日進市岩崎町阿良池 12	2,535	10,665	11,188
愛知学院大学大学院	愛知県名古屋市北区名城 1-100	178	450	201
愛知学院大学短期大学部 歯科衛生学科	愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100	100	300	318
愛知学院大学短期大学部 専攻科		10	10	7
愛知学院大学歯科技工専門学校		本科 35 専修科 20	本科 70 専修科 40	本科 21 専修科 2
愛知高等学校	愛知県名古屋市千種区光が丘 2-11-41	560	1,680	1,593
愛知中学校		160	480	502



#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

（人）各年4月1日現在

地域	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
愛知県	7,556,505	7,542,632	7,522,484	7,489,040	7,475,630
名古屋市	2,289,598	2,324,877	2,324,757	2,317,985	2,319,928

#### 学生入学動向（歯科衛生学科）

地域	令和元(2019) 年度		令和2(2020) 年度		令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
愛知	78	78.0	88	83.5	82	77.0	86	80.4	77	72.7
岐阜	5	5.0	8	7.5	10	9.0	9	8.4	11	10.4
三重	5	5.0	3	3.0	8	7.0	8	7.5	10	9.4
静岡	4	4.0	3	3.0	2	2.0	1	0.9	5	4.7
その他	8	8.0	3	3.0	5	5.0	3	2.8	3	2.8
計	100	100.0	105	100.0	107	100.0	107	100.0	106	100.0

#### 学生入学動向（専攻科）

地域	令和元(2019) 年度		令和2(2020) 年度		令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
愛知	7	100.0	10	91.0	6	75.0	9	90.0	7	70.0
岐阜	0	0.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0	0	0.0
三重	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0
静岡	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
その他	0	0.0	1	9.0	1	12.5	1	10.0	0	0.0
計	7	100.0	11	100.0	8	100.0	10	100.0	10	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

- 認証評価を受ける前年度の令和 5（2023）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

### ■ 地域社会のニーズ

近年、超高齢社会と呼ばれる時代を迎え、再生医療やゲノム医療、医療 DX の推進など今や医療界は高度医療時代になってきている。歯科医療においても例外ではなく、高度な内容の医療とともにさらなる生き方としての多様性を重視した誰一人取り残さない健康づくりが要求されてきている。特に「多職種連携」の一員として活躍するために、大学教育を受けた医療関係者と医療チームの構成員として一般医療の分野では医師・歯科医師・薬剤師教育の 6 年制教育、保健師・助産師・看護師教育の大学化、作業療法士や理学療法士はじめ各種の医療関係者の大学教育が急速に進行中である。

近年の歯科医療は、従来の「経験」を中心とした歯科医療に代わって一般医療と同様、システマティックレビューなどのメタアナリシスによって、学問的根拠に基づいた歯科医療（EBM）が求められてきている。その中で、歯科衛生士においても短期大学教育における専門教育に打ち出された、高度な専門知識と技術を多職種の医療関係者との協働や医療チームの一員として強く参加を求められている。さらに、地域社会では疾病の予防や健康増進へのニーズが高まっており、歯科疾患の予防や歯科保健を専門とする歯科衛生士への期待はいっそう高まってきている。

現在、愛知県内には歯科衛生士養成校は 11 校あるが、短期大学としての養成機関は本学のみである。一般歯科医院の求人倍率は、毎年 8 倍近くにのぼり、今後はさらに高齢社会が進むことにより、社会からのニーズがいっそう高まるものと思われる。

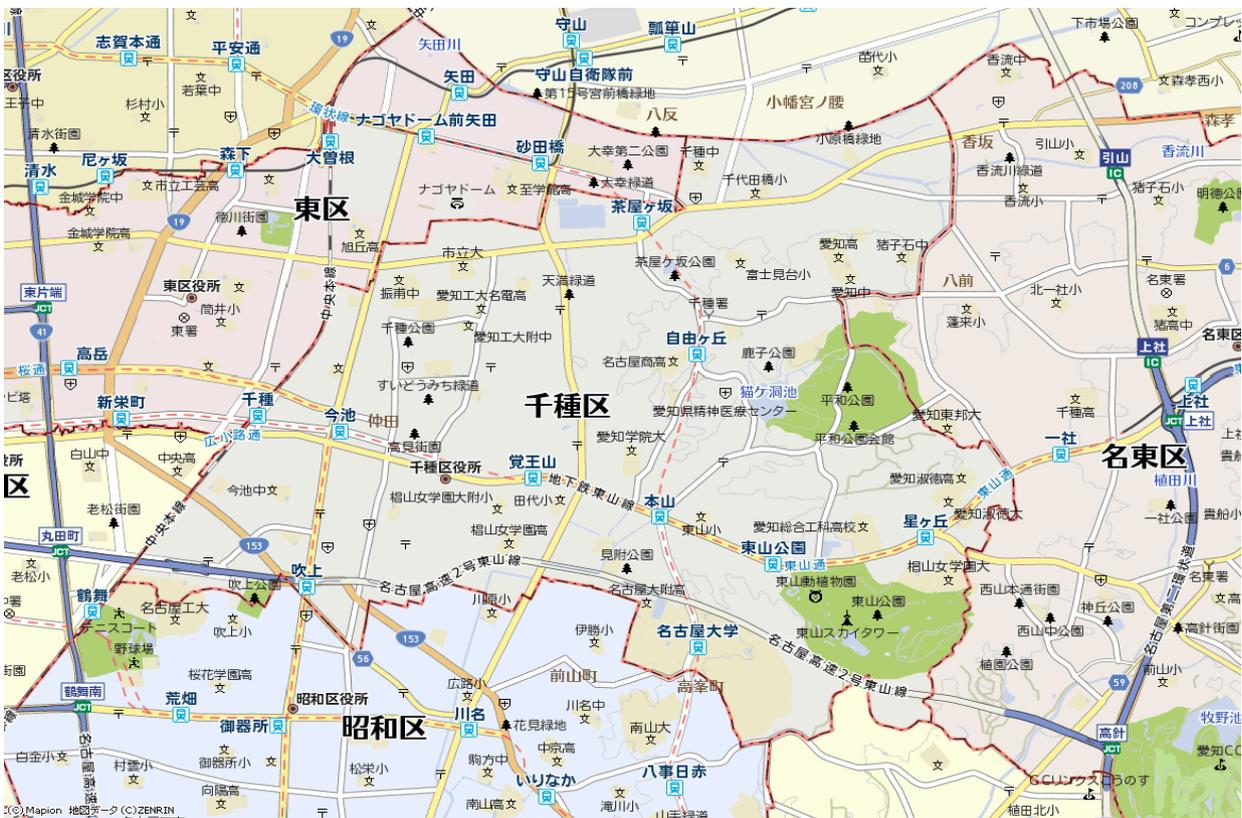
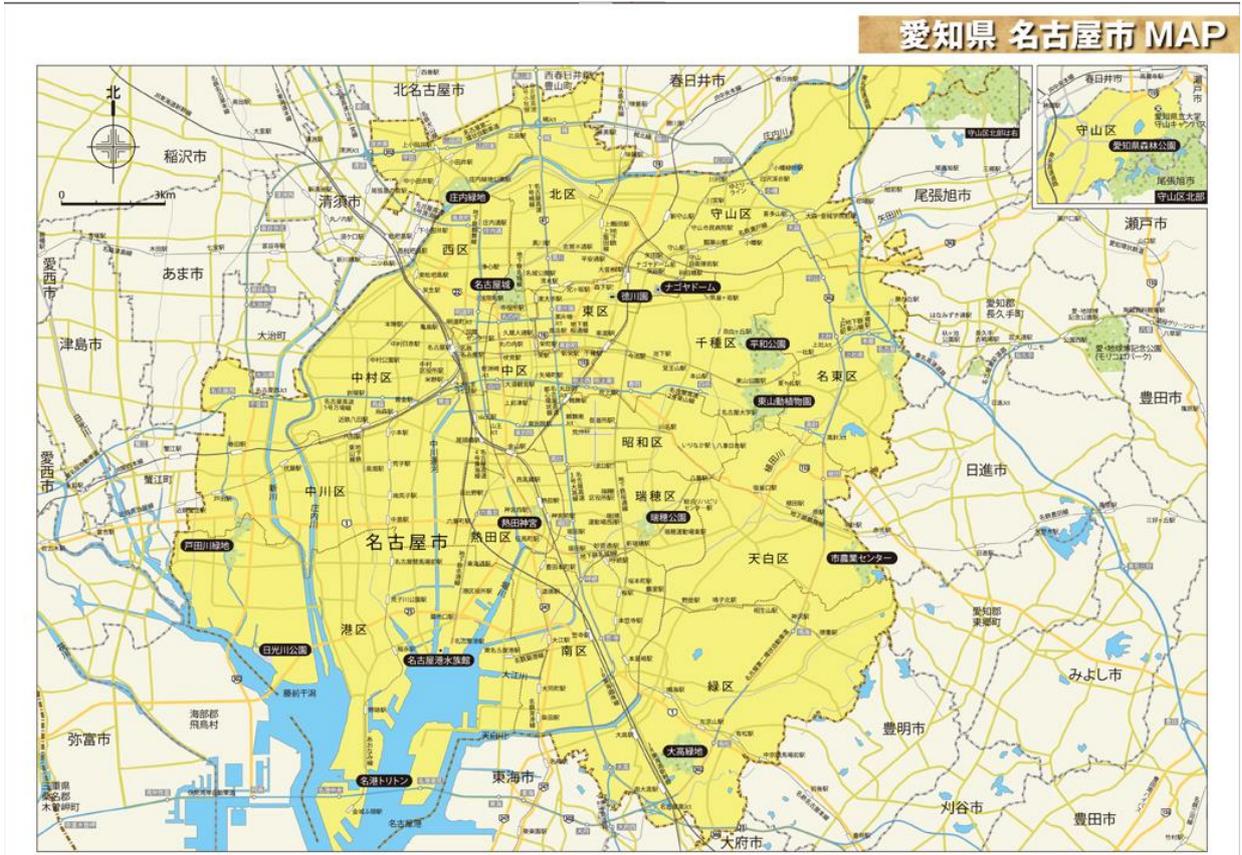
### ■ 地域社会の産業の状況

愛知県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来の尾張と三河の 2 国を合わせた地域で、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。気候は、知多半島南部と渥美半島は太平洋の黒潮の影響を受け、年間を通して温暖であり、降雨は夏季に多く、冬に少ない。

人口は 748 万 9,040 人（令和 4（2022）年 4 月）で東京都、神奈川県、大阪府に次いで全国第 4 位である。愛知県内の人口最多は名古屋市で 231 万 7,984 人（令和 4（2022）年 4 月）となっている。また、鉄道、高速道路、空港をはじめとする主要な交通網が横断に整備され、東京、大阪と並んで日本の三大都市圏を形成している。

産業構造では、自動車に代表される輸送機械が有名で、工業県のイメージが強いが、商業、農業、水産業も盛んである。令和 2（2020）年度工業統計調査によると、愛知県の製造品出荷額は全国 1 位であり、県内総生産のシェアの高さから「ものづくり県」ということができる。製造品においては特に自動車産業が有名であるが、そのほかにも繊維、陶磁器など様々なものづくり産業が集積しており、昭和 52（1977）年以来、44 年連続して製造品出荷額が全国第 1 位を維持している地域となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
講義概要の記載については教員により充実度が異なり、全教員が講義概要の重要性を認識し学生にとって十分な情報を盛り込んだ内容の記載に努力することが望まれる。
(b) 対策
シラバスの記載項目、記載形式、記載内容等について検討を行った。その結果、教員により充実度が異なっていた記載項目を、学生に分かりやすいよう充実させた。また、記載不備等については、毎年、FD委員会で確認し、修正を依頼している。
(c) 成果
各科目間で統一された詳細なシラバスの記載に対し、スケジュールや予習・復習、要点等がより明確になり、学生にとって、授業に対する取り組み方が分かりやすくなった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
国家試験対策の見直し
(b) 対策
専任教員による学生担当制度（チューター制）の導入をした。 令和5（2023）年度においても専攻科学生によるTA制度を実施した。
(c) 成果
より一層学習支援、成績配布、学習相談体制などを強化できている。さらに、学生の習熟度が教員に伝わり、就学支援対策などにも熱意が伝わっている。チューター制及びTA制の導入以降、学生への支援がより具体的となり、よい結果を得ることができている。

(a) 改善を要する事項
再試験受験の科目オーバー制度の見直し
(b) 対策

再試験科目に科目オーバー制度を設置していたが、それにより退学に繋がる傾向にあることから、科目オーバー制度を廃止した。
--

(c) 成果
--------

平成 28 (2016) 年度に廃止を決定。
------------------------

平成 29 (2017) 年度以降は、再試験科目多数者の退学者は、減少した。
--

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
--

なし
----

(b) 改善後の状況等
-------------

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
----------

なし
----

(b) 履行状況
----------

## (6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

学校法人愛知学院においては、公的研究費等の取扱いを定めた「学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程」、及び公的研究費の不正使用を防止するための責任体系等を明確化した「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」が制定されている。

また、法人の健全な発展と社会的信頼の保持を目的とする「学校法人愛知学院内部監査規程」を定め、業務・財務が適切かつ効率的に実施されているかを精査・検証を行っている。短期大学部（本学）においても上記学校法人が定める諸規程に従い、研究者の信頼性及び公正性を確保するため、「研究者の行動規範」「研究活動の不正行為に関する取扱規程」「研究活動の不正行為に関する実施細則」を定め、適正な管理体制を確立している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

「愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会」（令和6（2024）年度）

目的：委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	犬飼 順子	学科長、教授
	渥美 信子	教務主任、教学委員長、教授
	稲垣 幸司	実習主任、教授
	内海 倫也	教授
	相原 喜子	准教授
	鈴木 一吉	准教授
	原山 裕子	講師
	古川 絵理華	講師

「愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会」（令和6（2024）年度）

目的：委員会は本学における教育研究活動等の状況についての総合的な評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

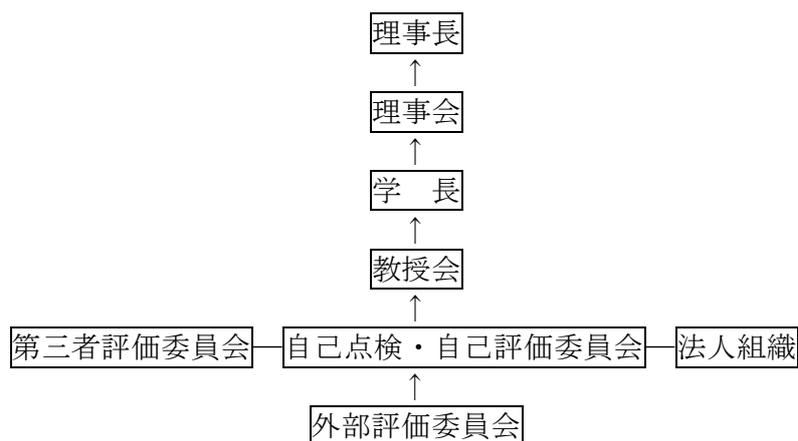
職名	氏名	役職
委員長	小出 龍郎	教授
	犬飼 順子	学科長、教授
	渥美 信子	教務主任、教学委員長、教授
	稲垣 幸司	実習主任、教授
	内海 倫也	教授
	相原 喜子	准教授
	古川 絵理華	講師

「愛知学院大学短期大学部外部評価委員会」（令和6（2024）年度）

目的：委員会は本学の教育、研究、社会貢献並びに管理運営活動等について、学外の有識者から適切な指導・助言及び評価を得ることを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	木村 文輝	学長
	犬飼 順子	学科長、教授
	内堀 典保	愛知県歯科医師会会長
	金森 いづみ	愛知県歯科衛生士会会長

自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 21（2009）年自己点検・評価報告書のように、平成 16（2004）年の第三者評価義務化に伴い、短期大学部独自に「第三者評価委員会規程」「自己点検・自己評価委員会規程」を制定し実施している。委員会は、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学科における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。」と定めており、これに則り、年度中の活動を総括して、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告の内容を点検し、ホームページ上にも報告書を公開している。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録

（自己点検・評価を行った令和 5（2023）年度を中心に）

開催日	開催委員会	内容
令和 3 年 1 月 25 日（月）	自己点検・自己評価委員会	令和 2 年度自己点検評価報告書作成について
令和 3 年 5 月 6 日（木）	自己点検・自己評価委員会	令和 2 年度自己点検評価報告書確認及び打ち合わせ
令和 3 年 6 月 9 日（水）	自己点検・自己評価委員会	令和 2 年度自己点検評価報告書最終確認について
令和 3 年 6 月 18 日（金）	自己点検・自己評価委員会	令和 2 年度自己点検・評価報告書ホームページ掲載
令和 4 年 1 月 12 日（水）	自己点検・自己評価委員会	令和 3 年度自己点検評価報告書作成について
令和 4 年 4 月 13 日（水）	第三者評価委員会	教育の実施状況等の審査に関する書類確認について
令和 4 年 5 月 11 日（水）	自己点検・自己評価委員会	令和 3 年度自己点検評価報告書確認及び打ち合わせ

開催日	開催委員会	内容
令和4年6月10日(金)	自己点検・自己評価委員会	令和3年度自己点検・評価報告書ホームページ掲載
令和5年2月15日(水)	自己点検・自己評価委員会	令和5年度(令和4年度分)自己点検評価報告書作成における担当について
令和5年5月1日(月)	自己点検・自己評価委員会	令和4年度自己点検・評価報告書確認
令和5年6月23日(金)	自己点検・自己評価委員会	令和4年度自己点検・評価報告書ホームページ掲載
令和5年7月12日(水)	自己点検・自己評価委員会	令和6年度(令和5年度分)自己点検評価報告書作成における担当について
令和5年8月1日(火)	外部評価委員会	愛知学院大学短期大学部 中長期計画について
令和5年9月22日(金)	自己点検・自己評価委員会	令和6年度(令和5年度分)自己点検評価報告書の進捗状況と今後の予定及び作成における担当について
令和5年10月25日(水)	自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	令和6年度認証評価及び自己点検評価の役割分担について
令和6年1月31日(水)	自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	第三者評価の目的と方針、結果等について 提出資料(様式9)、備付資料(様式10)について
令和6年4月10日(水)	自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	自己点検・自己評価報告書の進捗状況について 認証評価の準備及び実施体制、その他について
令和6年5月22日(水)	自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	自己点検・自己評価報告書の進捗状況、今後の予定について 認証評価の準備及び実施体制、その他実施調査スケジュールについて

**【基準 I 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準 I-A 建学の精神]****<根拠資料>**

## [提出資料]

1. 愛知学院大学短期大学部「建学の精神・教育理念」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/idea/index.html>
2. 愛知学院大学短期大学部学則  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)
3. 2023 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
4. 愛知学院大学短期大学部パンフレット（2021年4月現在）
5. 愛知学院大学 大学案内 2023
6. AG PRESS 大学だより（第224、225、226号）

## [備付資料]

1. 愛知学院百年史
2. 愛知学院百二十年誌
3. 目でみる愛知学院 120年
4. 愛知学院 130年周年 明日に続く確かな歩み
5. 行学一体の学びは実り 愛知学院のあゆみ
6. 知と愛の冒険 愛知学院大学の50年
7. 名古屋市立大学、愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（平成30年）
8. 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 愛知県歯科衛生士会及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（令和3年）
9. 愛知学院大学短期大学部と社会福祉法人九十九会との包括連携協力に関する協定書（令和4年）
10. 愛知学院大学、愛知学院大学短期大学部及び愛知県立総合看護専門学校との教育活動の連携・協力に関する協定書（令和4年）

**[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。

- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

### <区分 基準 I-A-1 の現状>

学校法人愛知学院は、明治9（1876）年に、宗門人教育のための曹洞宗専門学支校として創設され、140 有余年を経過している。現在、大学院9 研究科、大学10 学部16 学科、短期大学部1 学科、専門学校、高等学校、中学校に学生、生徒数1 万4 千余名を有する中部地区最大級の規模と充実した教育内容の私立の総合大学・短期大学に発展している。その間、教育の中核理念として終始一貫受け継がれているのが、建学の精神「行学一体・報恩感謝」である（備付資料-1～6）。建学の精神「行学一体・報恩感謝」は、禅の思想を基とした「行学一体」の人格形成に努めて、「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成することであり、短期大学部では、建学の精神を基盤として、教育理念・理想を定めている（提出資料-1、3）。

さらには人材の養成・教育研究上の目的として、愛知学院大学短期大学部学則第1 条（提出資料-2）に「短期大学部は教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を受けることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた人材を育成し広く文化の発展に寄与することを使命とする」と明示して、教育基本法第2 条、第8 条、学校教育法第108 条及び私立学校法第1 条に定められた、公共性を実質化している。

建学の精神は、本学の教育理念として、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に則り、短期大学部学則第1 条に示している（提出資料-2）。

さらに、ホームページ(<http://tandai.agu.ac.jp/>)を通じて学内外に広く公表している。

学生に対しては「学生ガイド」（提出資料-3）に掲載し、重ねて周知している。加えて4 月の入学式においても入学する学生と保護者に対し、学長の式辞として囁きされる。さらに新入生ガイダンスやオリエンテーション等においても周知している。受験生においては、入試広報用の「大学案内」（提出資料-5）とパンフレット（提出資料-4）等を用いて分かりやすく周知、公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会等でも周知を図り、短期大学部の理念・目的の理解向上に努めている。学習を終えて学窓を巣立つ3 月の卒業式においても、学長から送る言葉として「行学一体・報恩感謝」の気持ちを忘れることなく社会で活躍するよう励ましており、建学の精神を周知徹底している。令和2（2020）年度から、建学の精神と三つのポリシー（提出資料-3）について学内で周知徹底を行っているが、さらに、短期大学部棟1 階の扉に建学の精神の掲示、三つの方針については短期大学部棟すべてのトイレ内扉等に明示している。

また、全教職員に配布される愛知学院大学で年3 回発行している「大学だより」（提出資料-6）にも、建学の精神が記載されている号が発刊され、教職員が周知できるようになっている。

### [区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### ＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

本学では教育理念に基づき、単なる学問的知識・技能を身につけるだけでなく、教養教育による人間形成を重視した教育をめざし実践している。歯科衛生士という職業を選択して入学している学生がほとんどであるため、社会活動に対しても人々の口腔の健康から全身への健康維持に重点を置き、行政、企業、地域社会教育機関等と連携を深め、実践的な教育研究活動を通して社会の発展に貢献している。さらに、本学が有する知的・人的資源を活用した地域への学術的貢献を果たすほか、行政や地域教育機関との連携やボランティア活動の支援を促進し、次世代の社会に貢献できる人材育成に積極的に取り組んでいる。

また、令和2（2020）年度に選定された、厚生労働省が所管する「歯科衛生士技術修練部門初年度整備・運営による検証事業」である「歯科衛生士リカレント研修センター：Dental Hygienist Recurrent Training Center：DH/RTC」の4年目として、歯科衛生士の復職支援・離職防止のための社会貢献活動を継続実施してきている。

令和4（2022）年度は、6月より第1期の募集開始、21名（研修修了者18名）の受講生を受入れ、7月より3か月にわたり研修プログラムの実施を行った。次に、10月より第2期の募集開始、28名（研修修了者28名）の受講生を受入れ、12月より3か月にわたり研修プログラムの実施を行った。また、第2期は、同時に、コロナ禍で学生時代に十分な臨床実習ができなかった新卒者限定の卒後フォローアップ研修を行い、7名（研修修了者7名）の受講生を受入れ、研修プログラムの実施を行った。さらに、令和4（2022）年11月6日にWebによる公開セミナーを開催し、135名の受講者が聴講した。

令和5（2023）年度は、6月より新卒者限定の卒後フォローアップ研修を行い、28名（研修修了者28名）の受講生を受入れ、研修プログラムの実施を行った。第1期の募集開始、32名（研修修了者32名）の受講生を受入れ、7月より3か月にわたり研修プログラムの実施を行った。次に、10月より第2期の募集開始、28名（研修修了者28名）の受講生を受入れ、12月より3か月にわたり研修プログラムの実施を行った。また、令和5（2023）年11月23日にWebによる公開セミナーを開催し、78名の受講者が聴講した。

本研修は、結婚、育児、介護及び転職等で離職し、復職を希望する歯科衛生士の知識と技術の獲得と向上、または新人・現役歯科衛生士の知識・技術のさらなる修練と資質の向上を図るとともに、歯科保健・歯科医療の変化への対応能力の獲得と離職防止の推進を目的とするものであり、5年間にわたる継続事業で、4年目を無事修了している。

また、本学の歯科衛生学科同窓会「小枝会」は、愛知学院大学歯学部同窓会の愛知県支部と合同の「歯科衛生士カムバックセミナー・フォローアップセミナー」を隔年で実施している。令和4（2022）年度は12月4日にWeb開催し、歯科衛生学科学生を含む20歳代から50歳代までの幅広い年齢層の歯科衛生士約100名が参加した。内容は、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院口腔外科部長による「口腔粘膜疾患の診かた～特に口腔潜在的悪

性疾患と口腔癌の病態について～」と同病院勤務の歯科衛生士による「日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院における歯科衛生士業務について」であった。

「歯科衛生士リカレント研修センター」での歯科衛生士の復職支援・離職防止のための研修実施に伴い、学内機関だけでなく、地域の歯科医師会、歯科衛生士会、学外関係機関と密に連携しながら事業を推進するために令和3（2021）年3月に包括連携協定を締結している（備付資料-8）。各機関が持つネットワークやメーリングリストを活用して本事業を幅広く案内し、愛知県歯科医師会と愛知県歯科衛生士会と共同で運営する「無料職業紹介所」と連携して再就職支援体制を充実させている。

平成30（2018）年12月に愛知学院大学と本学は、名古屋市立大学と、また、令和4（2022）年5月には本学は、社会福祉法人九十九会と包括連携に関する協定を締結した（備付資料-7、9）。本協定は、地域社会の一層の発展に資するため教育、研究、社会貢献等に関して連携を推進し、学術、産業の発展ならびに人材の育成に寄与することを目的としている。さらに、令和4（2022）年11月に愛知学院大学と本学は、愛知県立総合看護専門学校と教育活動における交流・連携を推進し、相互の教育の質の一層の向上を図るため、教育活動の連携・協力に関する協定を締結した（備付資料-10）。今後はさらに、多職種連携ができる教育システムに結びつけるカリキュラムの構築を検討していくことが課題である。

本学では、歯科衛生学科学生のための公開講座を地域社会に向けた「公開講演会」として、年1回学術研究会が開催している。地域の住民をはじめ、同一キャンパス内の愛知学院大学歯学部（以下、歯学部）、愛知学院大学薬学部（以下、薬学部）、教職員に対して、幅広く開催案内を行って、多くの参加者から好評を得ている。令和5（2023）年は、12月13日NHK人気番組の「ためしてガッテン」元演出家である北折一先生を講師として開催し、一般21名、学生265名及び教員15名が参加した。

その他に、下記の活動を行なった。

- 1) 名古屋市南保健センターとの連携：「毎年歯と口の健康週間」において、名古屋市南保健センターで実施される「歯の一日健康センター」の事業で地域住民を対象とした歯科健診、フッ化物塗布、歯科保健指導に本学臨床実習の一環として協力をしている。コロナ禍では中止していたが、令和5（2023）年度より再開している。
- 2) 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会との連携：令和4（2022）年度から、高齢者を対象とし地域の身近な場所において、地域ボランティアとの協働により健康増進活動やレクリエーション等の介護予防活動の普及と啓発を通じて介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動や地域活動等への参加促進を図っている。その事業の一つである「高齢者はつらつ長寿推進事業」の上半期の「健康や生活に関する講座」を本学専攻科学生10名が担当した。
- 3) 尾張旭市保健センターとの連携：毎年名古屋市近郊にある尾張旭市が主宰する健康祭りに、尾張旭市歯科医師会と協働して、歯科健診、ブラッシング指導、口腔内細菌検査等、住民の健康を対象としたボランティア活動に本学のクラブ活動の一環として参加している。令和5（2023）年度はコロナ禍により実施しなかった。
- 4) 愛知県日進市が主催するアクティブシニアクラブとの連携：令和4（2022）年度から、本学公衆歯科衛生研究会学生数名と教員1名が参加し、愛知県日進市の地域住民14名に対し、フレイルに関わる口腔の役割とフレイルを予防するために必要な口腔の健康

についての講義と実習を行った。

- 5) 三重県と三重県歯科医師会との連携：「歯のびっくりサイエンス」へ本学公衆歯科衛生研究会学生数名と教員1名が参加し、三重県の親子の参加者に対し、歯・口に関する科学実験を通じて学ぶ場を提供している。しかし、令和5（2023）年度はコロナ禍により実施しなかった。
- 6) 教育機関との連携：歯と口の健康週間において、小学校や幼稚園でブラッシング指導を実施している。なお、令和5（2023）年度は、6月1日名古屋市の鶴田幼稚園、6月6日名古屋市立高見小学校、6月13日名古屋市立西山小学校、6月29日名古屋市立六郷小学校へ、それぞれ本学2年生103名と専攻科学生10名が参加した。
- 7) 世界禁煙デー（World No Tobacco Day）の活動：毎年、本学の健康サポートクラブの学生のほか、各学年有志、教員有志が参加し活動している。しかし、令和5（2023）年度はコロナ禍により実施しなかった。
- 8) 海外活動：愛知学院大学歯学部同窓会が主体となって行っている活動の一つで、フィリピンでの歯科医療活動が平成9（1997）年から続いている。これは、フィリピンでは保険診療がなく治療代が高額なため歯科医療を必要とする人々に対して、抜歯、う蝕の治療、歯のクリーニング等を行うボランティア活動であり、毎年学生1～2名と教員1名が参加している。しかし、令和4（2022）年度はコロナ禍により実施しなかったが、令和5（2023）年10月19～22日には、本学専攻科学生3名と教員3名が、カンボジアのプノンペンにおいて、孤児院と小学校にて、歯科ボランティア活動を行ってきた。
- 9) 学祭「楠元祭」：本学の学習内容を理解するため、また健康づくりの一端となるように地域住民にも声をかけ、毎年「歯磨剤作成、ブラッシング指導、脱タバコ啓発コーナー」を催している。しかし、令和5（2023）年度はコロナ禍により実施しなかった。

### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神の根幹におく、「仏教精神、特に禅の教えを基とした人格形成に努め、知の実践と自己の把握により、感謝の心を持った社会人を養成して、広く各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する」という理念は、学生に対して「人と宗教」の授業をはじめ、授業や行事、学内掲示を通して広く周知を図り、建学の精神の理解を幅広く促している。これは本学の教育を特色づけるものであり、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を体現し、本学の独自性を形づくる理由の一つでもある。

しかし、「人と宗教」の授業内容は広範囲に渡ることもあり、建学の精神の理解に焦点が定まらない可能性がある。また、毎年希望者に対して実施している禅的教養を身につけるための研修の場である、永平寺（本山）の一夜参禅にも参加者は少ないのが現状である。今後は明確に学生が理解できるよう、また学生自身が主体的に建学の精神を学ぶ機会を設ける必要がある。さらなる建学の精神の可視化をする等、本学の環境づくりに取り組む工夫が要求されるとともに、自校教育の徹底についても、各教員も各自の授業において建学の精神を取り入れた教育展開をする検討が必要である。また、中長期計画においても、建学の精神の理解である目的・方向性は示しているため、その実施に向けた計画の実現を図っていくことが必要である。

## <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

#### [提出資料]

1. 愛知学院大学短期大学部「建学の精神・教育理念」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/idea/index.html>
2. 愛知学院大学短期大学部学則  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)
3. 2023 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
7. 愛知学院大学 大学案内 2024
8. 愛知学院大学短期大学部「基本方針3つのポリシー」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/index.html>
9. 愛知学院大学短期大学部 HP「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー」  
<https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>
10. 愛知学院大学短期大学部「情報公開」「歯科衛生学科シラバス」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
11. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育研究上の目的」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/purpose/index.html>
12. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育目的・教育目標・学習成果」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/>
13. 愛知学院大学短期大学部 HP 「アセスメント・プラン」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>
14. 愛知学院大学短期大学部 HP 「IR 情報公開」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/#irdata>

#### [備付資料]

29. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和2（2020）年度）
30. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和3（2021）年度）
31. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和4（2022）年度）
46. 成績評価基準による成績分布（令和3（2021）年度）
47. 成績評価基準による成績分布（令和4（2022）年度）
48. 成績評価基準による成績分布（令和5（2023）年度）
49. 卒業生アンケート（令和2（2020）年度）
50. 卒業生アンケート（令和3（2021）年度）

## 51. 卒業生アンケート（令和4（2022）年度）

### 【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
応えているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育理念は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に基づき、「行学一体」の人格育成に努め「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成し、広く世の各界に寄与することである。この建学の精神に基づき、人々から信頼される人間形成を重視した教育を基本的使命とし、教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取りまく環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を授けることを教育目的としている（提出資料-1、2、3、11）。

さらに、歯科衛生学科と専攻科の教育目標は、建学の精神をもとに策定した三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づいて定めており、歯科衛生学科の教育目標は「幅広い教養と口腔保健・歯科医療の知識・技能を身につけ、社会構造や歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる能力を養い、人々の口腔の健康の向上と維持増進に寄与できる社会人を育成する」としている（提出資料-12）。

本学の教育目的である「教育研究上の目的」は、「学則」第1章（総則）第1条（目的）に記載しており、さらに歯科衛生学科と専攻科の教育目標とともに愛知学院大学短期大学部ホームページに掲載し、学生、教職員、社会に広く明示している（提出資料-2、11、12）。重ねて、教育目的は「学生ガイド」（提出資料-3）にも掲載し、学生に対して周知を図っている。また、新入生に対しては、入学式、新入生ガイダンス等においても周知するよう説明している。また、受験生には入試広報用の「大学案内」（提出資料-7）を用いてよりわかりやすく周知・公表するとともに、入試説明会、オープンキャンパス及び保護者相談会等においても広く周知を図り、本学の教育理念・目的・目標の理解向上に努めている。

本学の教育目的に基づく人材養成がどのように地域・社会の要請に応えているかを定期的に調査することを目的として、毎年、就業状況アンケートと卒業生アンケートを実施している。令和4（2022）年度までは、卒業した年（卒業後1年目）の11月～12月に、主として歯科診療所の院長が該当する新卒者の就職先担当者を対象に就業状況アンケートを、新卒者を対象に卒業生アンケートを実施していた。令和5（2023）年度からは、就業状況アンケートと卒業生アンケートの調査対象者を広げ、卒業した翌年（卒業後2年目）の卒業生の就職先担当者と卒業生も対象に加えて、卒業後1年目と2年目の8月～9月の時期

に、2学年分の就業状況アンケートと卒業生アンケートを実施した。集計結果をまとめたグラフ、寄せられたコメントを基に、調査結果をIR・キャリアサポート委員会で分析し、教学委員会と教授会に報告して、本学の教育内容が地域や社会で活かされているかを定期的に点検するとともに、調査結果を教職員全員に広く周知している。また、IR (Institutional Research) 情報として、就業状況アンケートと卒業生アンケートの一部を「就職アンケート」としてもまとめ、ホームページに毎年公表している(提出資料-14)(備付資料 29~31、49~51)。

### **【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### **<区分 基準 I-B-2 の現状>**

本学の教育理念である「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に基づいた短期大学部の三つの方針を策定し、短期大学の学習成果を定め、学習成果を把握・可視化している(提出資料-12)。また、歯科衛生学科と専攻科の学習成果は短期大学部の学習成果を踏まえた上でそれぞれの教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素についてそれぞれ定めている(提出資料-12)。

それぞれの学習成果は把握・可視化し、学習指導の改善にフィードバックしている。学習成果の把握・可視化には、令和3(2021)年度より短期大学部アセスメント・プランを作成している(提出資料-13)。

学習成果は、アセスメント・プランに沿って、国家試験の合格状況、授業アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケート、就職アンケート(就業状況アンケートと卒業生アンケート)の結果を、教職員全員に周知し、IR・キャリアサポート委員会で調査結果を分析し、教学委員会と教授会で検討するとともに、ホームページで公表している。また、毎年4月には前年度の各学年のGPA分布の作成を行い、IR・キャリアサポート委員会で分析し、教学委員会と教授会で点検を行って、学生指導に役立てている。さらに、毎年9月と3月には春学期と秋学期の全科目ごとの成績評価基準による成績分布(AA、A、B、C、D)を作成し、成績評価の平準化についても教学委員会と教授会で検討を行っている(備付資料-46~48)。

令和6(2024)年3月に実施された国家試験における本学の合格率は95.3%(新卒98.1%、既卒0.0%)であり、全国の平均合格率92.4%を上回った。国家試験の結果からも、本学の教育目標と学習成果に関し一定の効果が得られていると客観的に判断できる。

学習成果とアセスメント・プランは、ホームページにて、学内外に公表している(提出資料-12、13)。

さらに、学習成果は、定期的に学校教育法の短期大学の規定に対応しているか点検してお

り、本学では「学校教育法」「短期大学設置基準」等の関係法令を適宜確認し、適切に対応している。また、文部科学省からの通達や情報等も短期大学部事務室から、専任教員に回覧し、確認することに努めている。

**【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I-B-3 の現状>**

本学では、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科それぞれのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及びディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）の三つの方針を一体的に策定している（提出資料-8）。

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に揚げた目標と連動して策定し、学力と意欲の点で優れた人材をできるだけ幅広く募り、公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、様々な入学形態で受け入れ、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に定める教育を受けるのにふさわしい入学者選抜方針を定めている。

また、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成（提出資料 3、9）し、学位授与の方針に揚げた目標を達成すべく、教育課程編成・実施の方針と連動した能力や知識の内容を併記している。さらに、授業科目には適切な番号を付加して分類する科目ナンバリングを施し、学習の段階や順序等を表し修得科目を体系的に整備している（提出資料-9）。

学生に対しては、ガイダンスやオリエンテーションを通して、カリキュラムにおける科目の関連性や分野ごとに修得すべき単位数をシラバスの活用方法とともに説明し、修得科目が学年を追うごとに順序だてて体系化されていること、学位授与方針に沿った学習効果が得られるよう配置されていることを伝えている。

三つの方針については、教学改革推進委員会と教授会で、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーについては、カリキュラム小委員会、教学委員会、教授会において組織的に議論を重ねて点検を行う体制がとられており、必要に応じて変更や修正を行っている。三つの方針は、組織的議論を経て令和元（2019）年度に大幅な見直しを行っており、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーについては令和 3（2021）年度に作成した。なお、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーは令和 5（2023）年度からのカリキュラム変更に伴い、令和 4（2022）年度に令和 5（2023）年度からの改訂版を作成した。さらに令和 5（2023）年度において、三つの方針については教授会で変更や修正の必要性について議論した。

三つの方針を踏まえた教育活動は、学位授与の方針に揚げた目標を達成するために、シラバスには、関連性が高い学位授与の方針を記載し、「授業目標」「到達目標」「授業計画/到達目標・予習（分）・復習（分）・キーワード」「評価方法」を明確にして、実施している（提

出資料-3、10)。

策定された三つの方針に基づき、本学の教育・諸活動を実施するとともに、修得した成果を学生に分かりやすく成績配付等で示している。また、教育の目標が達成できているかをアセスメント・プランに沿って点検し改善に取り組んでいる。

三つの方針、カリキュラムマップについては、短期大学部ホームページ（提出資料-8、9）と「学生ガイド」（提出資料-3）で公表し、カリキュラムツリーについては短期大学部ホームページ（提出資料-9）で公表しており、新入学生には新入生オリエンテーションにて、教務主任より詳しく説明をしている。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神に基づく三つの方針から教育目的・教育目標・学習成果を策定し、さらにはアセスメント・プランにより、その成果を把握・可視化しているが、成果を評価し改善させるシステムの構築が課題である。現時点では、評価や改善の提案は、ほぼ教学改革推進委員会もしくは教授会にゆだねられている。教職員数が限られているために、教職員は多くの委員会委員を兼務しており、教員は担当する授業が多いことから、十分に議論を重ねる時間が少ない。今後は教職員が一体となって議論する場を設け、様々な視点から本学の教育効果向上のための施策を組織的に考えていく必要がある。また、学習態度・志向性や医療人としての資質、コミュニケーション能力など学習成果の可視化が困難な質的な評価についても、今後評価方法を検討する必要がある。現在策定している三つの方針や教育目的・教育目標・学習成果、アセスメント・プランについても、適宜見直していく必要がある。

本学は、歯科衛生士資格取得を主目的に教育を行っており、常に社会や時代の要請に対応できる歯科衛生士の養成を行っていくよう今後も努力することが必要と考える。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和5（2023）年度にアセスメント・プランの見直しを行い、これまで不明確であった教育目的・教育目標・学習成果それぞれを明文化した。

## [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

### <根拠資料>

[提出資料]

3. 2023 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
8. 愛知学院大学短期大学部「基本方針3つのポリシー」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/>
10. 愛知学院大学短期大学部「情報公開」「歯科衛生学科シラバス」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
13. 愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>

54. 教授会議事録（令和3（2021）年度）
55. 教授会議事録（令和4（2022）年度）
56. 教授会議事録（令和5（2023）年度）

[提出資料-規程集]

11. 愛知学院大学短期大学部教学改革推進室運営規程
12. 愛知学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
13. 愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程
14. 愛知学院大学短期大学部教学委員会規程
15. 愛知学院大学短期大学 IR・キャリアサポート室運営規程
16. 愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程
19. 愛知学院大学短期大学部 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程
21. 愛知学院大学短期大学部外部評価委員会規程
92. 愛知学院大学短期大学部専任教員再任用業績審査および教員評価（審査）に関する内規
93. 愛知学院大学・愛知学院短期大学部教育活動顕彰規程

[備付資料]

11. 令和3（2021）年度自己点検・評価報告書
12. 令和4（2022）年度自己点検・評価報告書
13. 令和5（2023）年度自己点検・評価報告書

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/accreditation/index.html>

14. 学生生活アンケート（令和4（2022）年度）
15. 学生生活アンケート（令和5（2023）年度）
16. 学生生活アンケート（令和5（2023）年度） <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
17. 卒業時アンケート結果（令和3（2021）年度）
18. 卒業時アンケート結果（令和4（2022）年度）
19. 卒業時アンケート結果（令和5（2023）年度） <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
20. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和3（2021）年度）
21. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和4（2022）年度）
22. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和5（2023）年度）
23. ティーチング・ポートフォリオ（令和3（2021）年度）
24. ティーチング・ポートフォリオ（令和4（2022）年度）
25. ティーチング・ポートフォリオ（令和5（2023）年度）
26. 令和3（2021）年度授業アンケート
27. 令和4（2022）年度授業アンケート
28. 令和5（2023）年度授業アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
29. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和2（2020）年度）
30. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和3（2021）年度）
31. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和4（2022）年度）

32. 令和 3（2021）年度教員自己評価報告書集計結果
33. 令和 4（2022）年度教員自己評価報告書集計結果
34. 令和 5（2023）年度教員自己評価報告書集計結果
35. 教員の諸活動における自己点検・自己評価集計結果  
（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）
36. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 30 号＞（令和 3（2021）年）
37. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 31 号＞（令和 4（2022）年）
38. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 32 号＞（令和 5（2023）年）
39. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 3（2021）年度）
40. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 4（2022）年度）
41. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 5（2023）年度）
42. 学校法人愛知学院 SD 活動の記録（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）
43. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況  
（2021 年度卒業生）
44. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況  
（2022 年度卒業生）
45. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2023 年度卒業生）
46. 成績評価基準による成績分布（令和 3（2021）年度）
47. 成績評価基準による成績分布（令和 4（2022）年度）
48. 成績評価基準による成績分布（令和 5（2023）年度）
49. 卒業生アンケート（令和 2（2020）年度）
50. 卒業生アンケート（令和 3（2021）年度）
51. 卒業生アンケート（令和 4（2022）年度）
52. 就職アンケート結果分析の総括（令和 2（2020）年度）
53. 就職アンケート結果分析の総括（令和 3（2021）年度）
54. 就職アンケート結果分析の総括（令和 4（2022）年度）
55. 歯科衛生士国家試験合格者数（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state\\_exam/](https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state_exam/)
56. 卒業生就職先一覧（令和 3（2021）年度）
57. 卒業生就職先一覧（令和 4（2022）年度）
58. 卒業生就職先一覧（令和 5（2023）年度）<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/employment/>
59. PROG テスト結果（令和 4（2022）年度）
60. PROG テスト結果（令和 5（2023）年度）
61. 臨床実習体験録（令和 3（2021）年度）
62. 臨床実習体験録（令和 4（2022）年度）
63. 臨床実習体験録（令和 5（2023）年度）
64. 目標シート（令和 3（2021）年度）
65. 目標シート（令和 4（2022）年度）
66. 目標シート（令和 5（2023）年度）

**【区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**<区分 基準 I -C-1 の現状>**

自己点検・評価のための規程と組織が整備されており、愛知学院大学短期大学部各種委員会のなかに、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会ならびに外部評価委員会を設置し、各委員会規程（提出資料-規程集 12、16、21）に基づき、自己点検・評価を実施している。

定期的に自己点検・評価を行っており、日常的な自己点検は、学生による「授業アンケート」（備付資料-26～28）、「学生生活アンケート」（備付資料-14～16）及び「卒業時アンケート」（備付資料-17～19）を、教員に対しては「教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-35）、「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-20～22）、「ティーチング・ポートフォリオ」（備付資料-23～25）を毎年実施している。この結果を IR・キャリアサポート委員会、教学委員会さらに教授会のなかで検討し課題を見つけて対応している。また、自己点検・自己評価委員会においては、再度総合的に見直し、毎年自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。また、専任教員に対する再任用審査ならびに教員評価の審査・評価項目は①教育、②研究、③臨床、④短期大学運営、⑤社会貢献・国際交流について定期的に行い、これも自己点検・評価の資料としている（提出資料-規程集 92）、（備付資料-20～22）。また、専任教員の②研究と⑤社会貢献・国際交流については毎年「愛知学院大学短期大学部研究紀要」（備付資料-36～38）に業績として掲載して、これらも自己点検・評価にあたって資料となっている。

定期的に自己点検・評価報告書を公表しており、自己点検・評価報告書（備付資料-11～13）を平成 18（2006）年度より年に 1 回発行し、事務室及び図書館に設置され、申し出に応じて閲覧することができる体制となっている。また、本学のホームページ上でも平成 21（2009）年度版以降について公開している。なお、平成 22（2010）年度と平成 29（2017）年度には、（財）短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」と認定された。

自己点検・評価活動に全教職員が関与しており、自己点検・自己評価委員会が主となり、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会及び FD 委員会等とも有機的に連携、合同し、自己点検・評価活動を行っている。全専任教員はいずれかの委員会に属し、全員が自己点検・評価に必然的に関わっている。また、事務職員も各委員会に毎回必ず同席して連携し関与している。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れていないが、同一法人内

に高等学校が併設されていることから、理事会または評議員会等で高等学校等の関係者の間接的な意見を聴く機会を設けている。

自己点検・評価の結果を改革・改善に活用しており、得られた課題に関しては、でき得る限り早く対応している。平成 29 (2017) 年度に (財) 短期大学基準協会による第三者評価を受審し、指摘された項目についても順次対策している。具体的には、1) 建学の精神のもと三つの方針と教育目標の再確認、2) 学習成果の測定とシラバスの統一性、3) 総単位数とカリキュラムの見直し、4) 科目の見直しと高齢者関連科目の導入、5) 他学部、他大学、歯学部附属病院との共同研究ならびに外部資金の積極的な獲得、6) 学生支援の充実と見直し(留年、退学予測者への面談等)、7) 歯科衛生士教員養成と教職員組織の見直し、8) FD と SD 活動への積極的な取り組み、9) 財的資源の見直しと改善計画等があげられる。

特に、毎年作成しているシラバスに関しては、授業概要の充実のためより詳細な内容記載と各科目間で形式の統一を図っている。

記載項目は、「開講年度」「科目名」「科目ナンバー」「開講学年」「担当教員」「実務経験教員」「関連性が高い学位授与の方針」「単位数」「授業形態」「授業目標」「到達目標」「授業の概要及び助言・注意事項」「課題のフィードバック方法」「授業計画」「成績評価方法」「教科書」「参考書」「オフィスアワー連絡先」「画像」「ファイル」「更新日付」とし、科目ごとに作成している。また、「授業計画」には教科書のページ数を記載して「準備学習(予習・復習)」に役立つようにし、成績評価の方法・基準を具体的に明確化している。また、シラバスは「学生ガイド」(提出資料-3)に掲載するとともに、ホームページ(提出資料-10)でも公開している。

#### **【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### **<区分 基準 I-C-2 の現状>**

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法について、令和 3 (2021) 年度より愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン(提出資料-13)を作成し、建学の精神に基づいた三つの方針(提出資料-8)の達成状況を検証している。このアセスメント・プランでは、入学生、在學生、卒業生を対象に、入学生が入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を満たす人材であるか、在學生が教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき学習が進められているか、卒業生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を満たす人材になったかの 3 要素について、短期大学部全体レベル(機関)、学科・専攻科レベル(教育課程)、科目レベルの 3 つの段階において、査定方針を定めている。

短期大学部全体レベル(機関)では、入学した学生の状況を把握し、学生の学習状況、在籍状況及び進路状況等から、学習成果の達成状況を在學生、卒業生についてそれぞれ検証し

ている。学生の学習状況は、「授業アンケート」(備付資料-26~28)、「学生生活アンケート」(備付資料-14~16)及び「卒業時アンケート」(備付資料-17~19)等により状況を把握し、在籍状況(提出資料-54~56)、進路状況(備付資料-56~58)、就業状況アンケート(備付資料-29~31)、卒業生アンケート(備付資料-49~51)等、アセスメント・プランに示した指標を用いて本学学生としての学習成果の達成状況を IR・キャリアサポート委員会、教学委員会及び教授会で検証している。

学科・専攻科レベル(教育課程)では、入学した学生の状況を把握し、学科・専攻科それぞれの卒業率状況、単位修得状況、GPA、外部客観テスト(PROG テスト)等から教育課程全体における学習成果の達成状況を在籍学生、卒業生についてそれぞれ検証している。学習状況は、GPA を用いた成績分布(備付資料-46~48)、外部客観テスト(PROG テスト)(備付資料-59、60)及び就業状況(備付資料-52~54)等から状況を把握し、卒業率状況や単位修得状況(提出資料-54~56)、国家試験合格状況(備付資料-55)等の指標を用いて、在籍学生と卒業生の歯科衛生士をめざす学生としての学習成果の達成状況を、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会及び教授会で検証している。特に本学教育の主目的である歯科衛生士の資格取得は、国家試験の合格が前提となっており、その合格率は歯科衛生学科における卒業時の学習成果を総合的に査定できる重要な指標である。そのため、国家試験合格状況は、国家試験の自己採点結果について、学習成果の獲得の過程で実施される学内の模擬試験や外部業者の模擬試験及び卒業試験の成績分布状況との関連を国家試験対策委員会において毎年詳細に分析し、可否の要因や効果的な学習成果の獲得方法を検討している。

科目レベルにおいては、入学した学生の状況を把握し、シラバスで提示された授業科目ごとの学習目標に対する評価や学生の「授業アンケート」(備付資料-26~28)による授業評価等の結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を検証している。具体的には、科目担当者が学習成果をシラバスに明示し、客観性や厳格性を確保した成績評価や、学生のポートフォリオ(臨床実習体験録)(備付資料-61~63)、卒業研究のルーブリック評価を用いて、歯科衛生士をめざす在籍学生、卒業生の科目別学習成果の達成状況を各科目担当者が検証している。

とくに、卒業生が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を満たす人材になったかについては、アセスメント・プランに示されている指標について、さらに詳細な測定方法を定め、「ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法」(備付資料-43~45)を令和3(2021)年度から設定し、その達成状況を毎年査定している。

査定の手法であるアセスメント・プランは定期的に点検をしており、それぞれの指標の妥当性を検討し、令和5(2023)年度に改訂版である「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン2023(令和5)年度版」を作成した(提出資料-13)。また、「ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法」(備付資料-43~45)についても、より客観的に数値化できる方法になるよう点検・修正している。これらの手法の点検は教授会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、FD委員会、自己点検・自己評価委員会等で実施している(提出資料-54~56)。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして、アセスメント・プランによって査定した結果に基づいて、教学改革推進委員会、教学委員会、教授会、FD委員会、IR・キャリアサポート委員会等で協議し、本学が開講しているすべての科目に関わる事項についての授業改善に向けて取り組んでいる。

具体的には、令和5（2023）年度からのカリキュラム変更や、毎年の時間割の組み方等の工夫をカリキュラム小委員会、教学委員会で検討し、学生の学習成果獲得に向けたPDCAサイクルを実施している。現在、カリキュラム小委員会では、時代とともに変化している社会のニーズに応えられる学習成果の獲得のため、令和8（2026）年度に向けた新カリキュラムを検討している。

各教員は、学生からの「授業アンケート」（備付資料-26～28）による評価を得て、その結果を省察し、それぞれの授業改善に努めている。専任教員、兼任教員、非常勤講師の教員ごとに実施していた「授業アンケート」は、各教員の代表する科目のみ調査対象としていたが、令和2（2020）年度から、学生による科目ごとの評価を明確にするために、全ての科目の授業の終了時に実施している。また、令和2（2020）年度には、より学生からの授業評価を的確に把握するために、「授業アンケート」の設問内容について検討を行い、一部修正した。現在の設問数は選択7問と自由記載1問の計8問である。評価は、5段階評価（そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そうは思わない）で行い、教員個人の結果は、全教員の平均と共に各教員に通知される。それによって教員は学生からの評価について、どの項目が低いかを知ることで、授業改善に活用している。

また、令和2（2020）年度から、成績評価について、教員の成績評価基準の平準化を図るために、学年ごとにすべての授業の成績評価基準の平均分布（備付資料-46～48）とともに、各教員の成績評価分布を通知している。この通知を受けて、教員が自己省察し、適切な評価を実施できるよう努めている。

さらに、専任教員は1年間の教育活動を振り返り、該当年度終了後に、主観的・客観的自己点検・評価を実施している。

主観的自己点検・評価は、「教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-35）、客観的自己点検・評価は「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-20～22）を用いて自己省察し、教育の向上・充実のために授業改善を行っている。これらの、主観的・客観的自己点検・評価の結果は、集計し分析すること（備付資料-32～34）で、短期大学部全体、学科レベル、科目レベルでの教育活動についてのPDCAサイクルに用いている。これらの教員自身の教育に対する自己点検と評価に基づいて、専任教員は「ティーチング・ポートフォリオ」を作成し、具体的な目標設定を行って、計画的な授業改善を図っている。

さらに、令和3（2021）年度には、卒業研究の評価方法の改善を検討し、ルーブリック評価による評価基準を定め、質的・客観的評価が可能となったことから、評価基準に合わせた指導ができるようになり、教育の質の向上に繋がった。また、令和5（2023）年度には、入学前教育の手法の改善を検討し、令和6（2024）年度入学生から新たな入学前教育として、国語や理科などの歯科衛生士として今後必要になる知識に関するeラーニングと課題提出により、客観的で数値化した指標で査定し、入学前の状況を把握することとしている。

なお、教育の質保証のために学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。特に、文部科学省通達やホームページ等を常に確認して遺漏のないように努めている。

## <テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

短期大学部各委員会には自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会、外部評価委員会、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、SD委員会及びFD委員会があり、各委員会規程（提出資料-規程集 11～16、19、21）に基づき、それぞれの委員会で内部質保証に関する事項について検討している。教員は複数の委員会に関わり、教授会で委員会報告を行い情報の共有をしている。今後は、科目レベルのみならず、短期大学部や学科レベルでのさらなる系統的な教育の質保証のための教育改善が必要である。一方、各教員の教育の質保証に関しては、SD委員会、FD委員会への積極的な参加を促し、全教員の継続的・長期的な学生の学習状況改善・向上をめざす仕組みの検討が必要である。

さらに、教育の質向上のため、シラバスの具体的な内容充実についても改善を計画している。教育プログラムについては、科目やカリキュラム構成の見直しを図ったカリキュラムを令和5（2023）年度より実施したが、今後も定期的な点検を行うことを努めている。

### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

令和5（2023）年度より、本学の教育理念・目的と短期大学部の人材養成・教育研究上の目的の達成と教育活動のより一層の充実を図るために、愛知学院大学・短期大学部の教職員から成る選考委員会の選考により優れた業績のある教員に「教育優秀賞」を学長より授与している（提出資料-規程集 93）。教育活動の分野において本学からも昨年度「教育優秀賞候補者」を推薦した。

### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回、平成30（2018）年度の認証評価を受けた平成29（2017）年度自己点検・自己評価報告書に記述した行動計画は次のとおりである。

建学の精神は、本学の教育理念とともに 140 年間受け継がれてきたものであり、永遠に堅持し、実践するものである。年度における式典においてもその精神を反映し、学生及び父母にも明確にその理念を示している。建学の精神についての教えは、仏教学とともに、継続して説明が必要と考えている。

さらに、本学の建学の精神を充分体得するために、基礎科目・基礎実習と臨床実習とを結びつけた教育内容の展開を図り、倫理観、使命感を持った歯科衛生士として幅広い教養と品位のある素養を持つことができるよう、講義・実習科目担当者から授業に入る前に具体例を示しながら学生にわかりやすく説明をして目的を明確にしていく。

PDCA サイクルについては、授業評価として「授業アンケート」による対策を実施する。さらに、国家試験合格率を 100%めざすために、チューター制度の導入やシラバスの内容改善など、各教員による授業への理解度や勉学意欲を高める工夫をすることにより、さらに学習成果を高めていく。卒後においても、就職後のアンケート調査を継続して行い、分析・方策・改善を行うことが必要と考えてい

る。

以上の行動計画に従い、現在、学生に体系的でわかりやすい授業を展開できるよう、FD活動（備付資料-39～41）とSD活動（備付資料-42）を実施し、教育面に関しても教員による主観的・客観的自己評価を点数化して実施し、改善を図っている。また、「授業アンケート」は教員ごとではなく、全授業科目について実施しており、その結果を受けて専任教員は令和3（2021）年度より毎年「ティーチング・ポートフォリオ」（備付資料-23～25）を作成し、Web Campusに学生や教職員が閲覧できるよう公表した。「ティーチング・ポートフォリオ」では、教員自身の教育に対する自己評価と評価に基づく具体的な目標設定を行い各教員が自己省察して、教育理念を確認・共有し、より計画的な授業改善を図っている。

さらに、専任教員は1年間の教育活動を振り返り、該当年度終了後に、主観的・客観的自己点検・自己評価を実施している。主観的自己点検・自己評価として、令和2（2020）年度より教育活動、研究活動、臨床、社会貢献、大学運営、FD・SD、リカレントの7項目について、毎年、「教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-35）として、点検・評価し、次年度の目標・計画を設定したうえで、Web Campusに登録している。これらの結果は短期大学の「教員の諸活動における自己点検・自己評価」として項目ごとに集計している（備付資料-35）。そのうち、教育活動に関する小項目として、建学の精神・ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシーとの適合性（建学の精神・ポリシー）、学生の主体的・能動的学習を促す教育の実施状況（主体的・能動的学修）、別に定めている授業実施の基本事項との適合性（授業実施の基本事項）、授業アンケートの結果や試験の結果等を踏まえた授業の実施状況（授業改善状況）、FD活動への参加・運営・企画状況（FD活動の取組）の5項目について、4段階（十分達成した、おおむね達成した、あまり達成できなかった、評価対象外）の自己点検・自己評価をしている。この主観的自己点検・自己評価により、自己省察し教育理念を確認・共有して目標と計画を設定することで、教育の改善につなげるPDCAサイクルを回している。

また、客観的自己点検・自己評価として、令和2（2020）年度より毎年、専任教員を対象に「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-20～22）に基づいて、教育、研究、臨床、学校運営、社会貢献について自己点検・自己評価を実施し、さらに次年度に向けた目標を「目標シート」（備付資料-64～66）に記載している。「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-20～22）は、各項目について客観的指標を用いて点数化できるようになっており、各教員が1年間の活動を客観的に点数化した結果は、短期大学部事務室に「目標シート」とともに提出を義務づけている。提出された各教員の自己点検・自己評価票は、短期大学部全体と職位ごとに集計し、集計結果（備付資料-32～34）を教授会で報告した後、今後の改善事項を協議している。また、算出した総得点が著しく低い教員に対しては、学科長と教務主任による面談を実施して、点数が向上する方策を相談している。なお、「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」の点数票は、教学改革推進委員会、教学委員会及び教授会で見直しを行い、令和3（2021）年度に現在の様式に変更した。

平成29（2017）年から導入したチューター制度は、現在も効果的に機能しており、とり

わけ 3 年生に対しては国家試験に向けた日々の学習状況や成績を把握してきめ細やかな学生指導を実施している。シラバスは毎年形式や内容を FD 委員会で見直し改善している。また、卒業後のアンケート調査（備付資料-29～31、49～51）は継続的に実施している。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

これまで、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科の三つの方針を策定してきているが、時代や社会の流れとともに教育目標や内容も改善が必要であり、今後も適宜、三つの方針の見直しを実施していくことが望まれる。

また、アセスメント・プランの定期的な見直しや、アセスメント分析による結果を活用した、系統的な教育の質保証のための教育改善が課題である。喫緊の課題としては、令和 5（2023）年度より開始した新カリキュラムの見直しを図り、効果的で時代のニーズに沿った学士教育を実施して教育の質保証につなげている。特に本学は、愛知学院大学歯学部附属病院での臨床実習をはじめ、専攻科を設置しているため、医科歯科連携や多職種連携のできるチーム医療などを取り入れた教育内容・教育目標を積極的に計画している。

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】****[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>**

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)
3. 2023 学生ガイド (学生生活ガイド/履修要項/講義概要)
4. 愛知学院大学短期大学部パンフレット (2021年4月現在)
5. 愛知学院大学 大学案内 2023
8. 愛知学院大学短期大学部「基本方針3つのポリシー」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/>
9. 愛知学院大学短期大学部 HP「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー」  
<https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>
10. 愛知学院大学短期大学部「情報公開」「歯科衛生学科シラバス」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
12. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育目的・教育目標・学習成果」  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/>
13. 愛知学院大学短期大学部 HP アセスメント・プラン  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>
14. 愛知学院大学短期大学部 HP IR 情報公開 <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/#irdata>
15. 令和5年度開講科目担当者表 (歯科衛生学科) <https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>
16. 令和5年度歯科衛生学科時間割
17. 愛知学院大学 入試ガイド 2023
18. 愛知学院大学 入試ガイド 2024
19. 愛知学院大学 2023 入学試験要項
20. 愛知学院大学 2024 入学試験要項
21. 愛知学院大学 2023 年度入学手続要項
22. 愛知学院大学 2024 年度入学手続要項
23. 愛知学院大学短期大学部 HP「入試情報」 <https://tandai.agu.ac.jp/examination/>  
<https://navi.agu.ac.jp/examination/>
24. 愛知学院大学短期大学部「学年暦」「授業予定表」(令和5(2023)年度)

[提出資料-規程集]

34. 愛知学院大学短期大学部履修に関する規程

35. 愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程
52. 愛知学院大学短期大学部学位規程
95. 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級不可者、登院不可者、卒業不可者の扱いに関する申合せ

[備付資料]

23. ティーチング・ポートフォリオ（令和3（2021）年度）
24. ティーチング・ポートフォリオ（令和4（2022）年度）
25. ティーチング・ポートフォリオ（令和5（2023）年度）
26. 令和3（2021）年度授業アンケート
27. 令和4（2022）年度授業アンケート
28. 令和5（2023）年度授業アンケート
29. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和2（2020）年度）
30. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和3（2021）年度）
31. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和4（2022）年度）
43. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況（2021年度卒業生）
44. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況（2022年度卒業生）
45. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2023年度卒業生）
46. 成績評価基準による成績分布（令和3（2021）年度）
47. 成績評価基準による成績分布（令和4（2022）年度）
48. 成績評価基準による成績分布（令和5（2023）年度）
49. 卒業生アンケート（令和2（2020）年度）
50. 卒業生アンケート（令和3（2021）年度）
51. 卒業生アンケート（令和4（2022）年度）
52. 就職アンケート結果分析の総括（令和2（2020）年度）
53. 就職アンケート結果分析の総括（令和3（2021）年度）
54. 就職アンケート結果分析の総括（令和4（2022）年度）
55. 歯科衛生士国家試験合格者数（令和3（2021）～令和5（2023）年度）  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state\\_exam/](https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state_exam/)
56. 卒業生就職先一覧（令和3（2021）年度）
57. 卒業生就職先一覧（令和4（2022）年度）
58. 卒業生就職先一覧（令和5（2023）年度）  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/employment/>
61. 臨床実習体験録（令和3（2021）年度）
62. 臨床実習体験録（令和4（2022）年度）
63. 臨床実習体験録（令和5（2023）年度）

**[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>**

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、下記の通りとなっている。

短期大学学生として専門分野に関する高度な知識・技能を修得することが必要とされている。

短期大学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に多様な価値観を持つ人々と積極的に意思疎通のできるコミュニケーション力を身につけている。
- ② 幅広い教養を身につけ、社会の様々な課題を発見し、情報を収集して、理論的に分析・思考し、解決することができる。
- ③ 短期大学部が求める専門分野に関する高度な知識・技能を修得している。

歯科衛生学科としては、さらに歯科衛生士としての素養と専門的知識、技能、態度を修得できることを必要としている。

歯科衛生学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に、人々の健康・保持増進に携わる医療人としての使命感と倫理観、良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。
- ② 幅広い教養を基に口腔保健の専門的知識、技能、態度を修得し、課題に対し情報の収集、理論的な分析・思考により問題解決することができる。
- ③ 歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得している。

専攻科としては、リーダーシップ、問題解決能力、生涯学習能力が求められている。

専攻科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に、人々の健康生活を実現するため、医療従事者としての使命感と倫理観、良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力を活かし、リーダーシップを発揮することができる。
- ② 口腔保健の役割と重要性を理解し、科学的探究心と問題解決能力、生涯学習能力、自己決定能力を身につけている。
- ③ 口腔保健学を専門とする研究者、教育者、臨床家として必要な能力を修得し、発展向上させることができる。

歯科衛生学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、卒業が認定されたものは「歯科衛生士国家試験受験資格を取得することができる」と示している。その卒業認定の要件は、令和4（2022）年度以前入学生は105単位以上、令和5（2023）年度以降入学生は102単位以上の修得が必要であり、建学の精神を基に、医療人としての使命感と倫理観、コミュニケーション能力を身につけ、幅広い教養を得ることができる基礎分野科目から10単位必修、口腔保健及び歯科医療のための専門基礎分野科目から22単位必修、さらにより臨床的な口腔保健・歯科医療の専門的知識と技能及び態度を修得する専門分野科目から令和4（2022）年度以前入学生は64単位、令和5（2023）年度以降入学生は61単位必修となっている。さらに、教養や実践的な口腔保健に関わる選択必修分野科目から7単位以上、課題に対し情報の収集と理論的な分析・思考により問題解決する「卒業研究」について2単位必修となっており、学位授与の方針に対応した学習成果が確実に得られる体制となっている。この卒業認定の要件は、「愛知学院大学短期大学部学則第7条」（提出資料-2）に明確に示している。

さらに、学位授与についても「所定の単位を修得し、以下の能力を身につけたものに短期大学士（歯科衛生）を授与する」と「愛知学院大学短期大学部学則39条」に明記しており、学習成果としての卒業認定が学位授与の方針に対応している。すなわち基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必須分野に加えて卒業研究が学習成果としてバランスよく修得できた場合に学位が授与される。また本学の学位授与については、「愛知学院大学短期大学部学位規程」（提出資料-規程集52）学位授与の要件第3条により、「短期大学士の学位は、短期大学部学則第39条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する」と学則（提出資料-2）を補完している。

所定の単位の認定は、各科目の学科試験に合格した科目に対して与えられ、愛知学院大学短期大学部学則で「授業科目の成績評価は、AA、A、B、C、D、Eで表し、AA、A、B、Cを合格とし、D、Eを不合格とする（学則37条）」、「学科試験に合格した科目に対しては所定の単位を与える（学則38条）」で定めている。すなわち、卒業認定、学位授与の方針は学習成果と直接的に対応している。また、卒業認定にあたり所定単位修得以外に、卒業要件には「卒業試験に合格すること」と「学生ガイド」（提出資料-3）の履修要項に記載の「進級・登院（臨床実習）及び卒業要件一覧表（講義及び実習）」に明記しており、「3年生の臨床実習履修

を修了し、卒業要件の105単位以上を満たしている者」に対して卒業試験を実施して確実に学習成果の評価を行っている。なお、学習成果の最終判定として「学生ガイド」の履修要項の卒業試験の項に「再試験の判定は、本試験に準じて行われ、不合格の場合は留年となります」と記してある。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、文部科学省が定める学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）による「短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うこと」、ならびに短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の短期大学学位授与の要件である「修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に三年以上在学し、九十三単位以上を修得すること」を十分に満たしていることから、社会的・国際的通用性がある。

さらに、本学は歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士教育の資格取得のための要件である厚生労働省の歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年二月十七日文部省・厚生省令第一号）に定められている3年以上の修業年限と基礎分野10単位、専門基礎分野22単位、専門分野54単位、選択必須分野7単位の合計93単位を満たしている。また、歯科衛生士の国家試験の受験資格は、歯科衛生士養成機関の卒業が要件となっており、本学における学位授与は、国家資格かつ他国でも認められている資格である「歯科衛生士」の資格取得ができることから、社会的・国際的通用性が確保できている。

卒業認定・学位授与の方針は、教学改革推進委員会、教学委員会及び教授会で点検協議の上、定期的に点検し、令和2（2020）年度に修正を行った。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下1～4のように定めており、教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針は対応している（提出資料-3、8）。

1. 宗教学、心理学、歯科衛生士概論などを通して幅広い人間形成教育やキャリア教育、医療人としての倫理観を学ぶ。さらに、臨床の現場において多様な職種の人々と協働することができるチーム医療人としてのコミュニケーション能力を修得する。
2. 英語、化学、生物など、国際性と科学的な思考力を養うために基礎分野科目を設置する。
3. 歯科衛生学の専門分野教育では、実習・演習を通して口腔保健における問題の分析・思考・解決できる能力を養成する。また専門基礎分野、臨床歯科では、講義を通して歯科衛生学の基礎的・専門的知識を修得し、臨床に繋がる応用力を学ぶ。
4. 臨床実習教育では、基礎分野、専門基礎分野、専門分野科目で修得した知識、技能、態度を実践に反映することにより、歯科衛生士としての対応能力を養成する。

また、令和3（2021）年度からは「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」をホームページで公表している（提出資料-9）。これにより、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と各授業科目との対応が明確となっている。なお、令和4（2022）年度からは「カリキュラム・マップ」を「学生ガイド」にも掲載した（提出資料-3）。

授業科目は、短期大学設置基準（第五条）に則り、幅広い教養と豊かな人間性を育み、さらに歯科衛生士に係る専門の学芸が修得できるよう、基礎分野から専門分野へ移行させ体系的に教育課程を編成している（提出資料-3、16）。

具体的には、5つの部門の下に13の分野を設定している（このうち2つの分野は部門と共通名称）。5つの部門は、「基礎分野科目」「専門基礎分野科目」「専門分野科目」「選択必修分野科目」及び「卒業研究」がある。これらの部門とその分野は、本学の卒業認定・学位授与の方針を反映している。「基礎分野科目」部門は教養教育として、「専門基礎分野科目」部門は医療関係者として健康づくりについて深い素養と知識を学び、「専門分野科目」部門は、歯科医療と歯科衛生士の業務と役割を学び、「選択必修分野科目」部門は自然科学的・人文科学的な考えを養い、これら4つの部門の集大成として「卒業研究」部門が構成されている。3年間の教育課程ではこれらの部門をさらに分野に分類し開講科目が設定され、学年制で積み上げていく体系的な教育を行っている。

「基礎分野科目」部門には、「科学的思考の基盤」「人間と社会生活の理解」「外国語」の3つの分野がある。「専門基礎分野科目」部門には、「人体(歯と口腔を除く)の構造と機能」「歯・口腔の機能と構造」「病気の成り立ちと回復の促進」「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」の4つの分野がある。「専門分野科目」部門には、「歯科衛生士論」「臨床歯科」「歯科衛生士専門科目」「臨床実習」の4つの分野がある。「選択必修分野科目」部門と「卒業研究」部門は、それぞれ同じ名称の分野が設定されている。

令和5(2023)年度の1～3年生の受講科目を例に科目の履修状況を以下に説明する。(なお、令和5(2023)年度入学者からカリキュラムの一部が変更になったため以下の説明文中の

各分野科目の合計%は100%にはならない)

1 年次春学期（令和 5(2023)年度）には、「基礎分野科目」部門の全ての分野科目のうち「科学的思考の基盤」部門の 2 科目中 2 科目、「人間と社会生活の理解」部門の 4 科目中 4 科目、「外国語」部門の 1 科目中 1 科目を履修し、自然科学的、人文科学的な考え方、語学、運動・スポーツ科学を理解できる基礎力を修得する。「専門基礎分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 53%にあたる「人体(歯と口腔を除く)の構造と機能」分野の 4 科目中 4 科目、「歯・口腔の機能と構造」分野の 3 科目中 3 科目、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 1 科目を履修し、全身や口腔外から口腔内に視点を向けることができる考え方を学習する。「専門分野科目」部門の全ての分野 40 科目のうち約 15%にあたる「歯科衛生士論」分野の 1 科目中 1 科目、「臨床歯科」分野の 14 科目中 1 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 23 科目中 4 科目を履修し歯科衛生士としての職業観と学習意欲を高め、段階的に歯科衛生士としての技術を修得している。「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 8%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目が選択履修可能となっている。

1 年次秋学期（令和 5(2023)年度）には、「専門基礎分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 26%にあたる「病気の成り立ちと回復の促進」分野の 3 科目中 3 科目、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 1 科目を履修し、疾患や歯科治療に関わる基礎的な内容を学ぶ。「専門分野科目」部門の全ての分野 40 科目のうち約 33%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 3 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 23 科目中 10 科目を履修し歯科衛生士としての職業観と学習意欲を高め、段階的に歯科衛生士としての技術を修得している。「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 8%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目が選択履修可能となっている。1 年次のすべての必修科目の単位を取得した者は、2 年次に進級することができる。

2 年次春学期（令和 5(2023)年度）では、1 年次に学習した知識を基盤として、「専門基礎分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 20%にあたる「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 3 科目、「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 46%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 9 科目「歯科衛生士専門科目」分野の 8 科目中 3 科目を修得する。

2 年次の秋学期（令和 5(2023)年度）は、「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 15%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 1 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 8 科目中 1 科目「臨床実習」分野の 3 科目中 2 科目、「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 8%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目を履修する。秋学期の後半は、主に歯学部附属病院で行われる臨床実習を行うが、臨床実習を開始する「登院」の可否について、教学委員会を経て教授会の議により判定する。登院許可を得るためには、2 年生の春学期において履修すべき全科目に合格し、秋学期前半に行われる臨床予備実習に合格していなければならないと定め、「学生ガイド」の履修要項に記載の「進級・登院(臨床実習)及び卒業要件一覧表(講義及び実習)」に登院に必要な単位を明示している(提出資料-3)。また秋学期には、「選択必修分野科目」の必修科目が開講され履修しなければならない。そして、2 年次のすべての科目の単位を取得した者は 3 年次に進級することができる。

3年次は、春学期と秋学期を通して「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 3%（科目としては 1 科目だが単位数としては 12 単位で全科目中最大単位数である）にあたる「臨床実習」分野の 3 科目中 1 科目、「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 25%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 3 科目を履修する。また学生によっては、春学期または秋学期に開講される「選択必修分野科目」分野の選択科目を選択、履修できる。さらに、3年次の通年で「卒業研究」部門(全 1 科目)を履修し、3年間で得られた知識、技能を応用した論文を作成する。

授業科目は、歯科衛生士国家試験受験資格と歯科衛生士免許取得のために、「歯科衛生士学校養成所指定規則」に定められた 93 単位で編成されている。これらの授業科目は教育課程編成・実施の方針に対応して「学生ガイド」と「歯科衛生学科シラバス」（提出資料-10）に授業目標や到達目標が明示され、学習成果に対応しており、「学年歴」（提出資料-24）と歯科衛生学科時間割（提出資料-16）により厳正に施行されている。

単位の実質化のために、シラバスに予習・復習の内容及びその必要時間を記載し、学生には授業外の学習を促している。3年間で令和 4（2022）年度以前入学生は 105 単位、令和 5（2023）年度以降入学生は 102 単位の履修となっている。令和 4（2022）年度以前入学生までは、学生の自主学習時間が不十分であると考えられたため、教育内容が重複している科目を見直し、令和 5（2023）年度から学生の自由な学習時間を少しでも確保できるように、カリキュラムの変更を行った。

開講科目は単位制をとっているが、学年ごとに必要な修得単位数が定められている。学年ごとに必要単位数を修得することにより、進級を満たす単位数に達することができる。選択科目は少ないものの、学生の学習時間を確保し、質の高い学習成果を修得するために、CAP 制を設けて履修単位の上限と下限を定めている。また、前年度の GPA が 3.0 以上の優秀な学生に対しては、2 単位多く履修できるように「愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程」を定めている（提出資料-規程集 35）。また、学年制をとっているため進級不可になった場合は、当該学年で修得した単位は全て無効となり、再度同学年ですべての単位を再履修しなければならない。

成績評価は、短期大学設置基準に従い客観性と厳格性を確保するため、すべての科目でシラバスに成績評価の基準を明示するとともに、担当科目の独立性を確保している。また、複数の教員が担当している科目についてはあらかじめ評価基準を設けた上、担当者間（提出資料-15）で協議の上、成績評価を行っている。履修した科目の単位は、試験または試験以外によるものなどの結果を総合した「総合点」により認定され、その成績の評価基準ならびに表記は表Ⅱ-1 の通りである（提出資料-3）。

表Ⅱ-1 成績の評価基準とその表記

評語	ポイント	評価	100 点満点での 得点範囲	評 価 基 準
AA	4	秀(合格)	90 点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	3	優(合格)	89 点～80 点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者

B	2	良(合格)	79点～70点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C	1	可(合格)	69点～60点	科目内容を修得したと認められた者
D	0	不合格	59点～30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	0		29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者(再試験受験資格無)
K	0		試験を受けていない者	
S	0		科目開講回数の3分の1を超えて欠席し、失格となった者	

### 成績評価係数 (GPA 値) の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{AAの単位数} \times 4) + (\text{Aの単位数} \times 3) + (\text{Bの単位数} \times 2) + (\text{Cの単位数} \times 1) + (\text{D・Eの単位数} \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

成績評価係数 (GPA 値) は、学期及び学年ごとに算出している。成績評価は「学生ガイド」、ホームページ (提出資料-10) で公開し、明記している。また、成績は、学生に配布するとともに、保護者へ郵送している。

令和2 (2020) 年度より学期・学年・科目ごとに成績評価 (AA・A・B・C・D) の分布を把握し、この結果を成績評価基準の平準化をはかるためのデータとして教員にフィードバックしている。

シラバスには必要な修得単位数を獲得することで得られる学習成果として、本学の三つの方針 (アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー) (提出資料-8) に基づいて、「授業目標」ならびに「到達目標」を示している (提出資料-3、10)。さらに、授業内容として「授業の概要」と「授業計画」を具体的な授業時間数とともに示しており、授業内容の詳細を示している。また、学習成果を得るための「到達目標・予習・復習」欄には予習・復習の学習内容及び時間数を掲載し、学生が主体的に学習して授業計画に則り学習すると確実に学習成果を得ることができる。さらに、成績評価方法、教科書・参考書、学生へのメッセージとしてオフィスアワーについても明示している。

学習成果の獲得の測定は、評価方法として各科目のシラバスに記載されており、試験の種類と実施期間は、春学期試験週間、秋学期試験週間、期間外試験、レポート試験、追試験、再試験、卒業試験として、「学生ガイド」に記載されている (提出資料-3)。これらシラバスの記載内容は、各授業科目に学習成果が反映されているか等、FD 委員会で確認を行っている。なお、評価基準はすべての科目で上記表 II-1 に示した評価基準で統一している。

令和4 (2022) 年度は、令和3 (2021) 年度に引き続きコロナ禍により、授業は対面授業とオンライン授業の両方の方法で実施した。なお、対面授業では、感染対策の一環として、一教室の学生数を少なくするため、学生は二つの教室に分かれて着席し、片方の教室で授業を行い、同時にもう一方の教室 (サテライト教室) にライブ配信を行った。また、実習は、少人数制にして対面形式で行った。これにより、学内でクラスターを発生させることなく講義、実習を実施することができた。

また、令和5 (2023) 年度は従来の対面授業で運用され、公欠者に対してはオンラインま

たはオンデマンドによる遠隔授業で対応した。

教育課程の見直しは、教職員、学生からの意見・要望を受けて定期的に検討しており、カリキュラム小委員会、教学委員会及び教授会で審議されている。令和5（2023）年度から教育課程は、新カリキュラムで教育できるように変更した。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう短期大学設置基準に従って一般教養科目、外国語科目、保健体育科目の教養教育を修得できるよう必修科目または選択科目の中に教養科目を設定している。特に外国語教育に力を入れ、本学の教養教育では少人数制の演習方式で実施している。

特に教養教育は、「科学的思考の基礎」、「人間と社会生活の理解」、「外国語」に大別され、「スポーツ科学」などの選択必修分野科目での開講科目とともに、その後の専門教育の基礎力となる学習内容になっている。

教養教育の効果は、他の教育と同様に授業科目ごとに成績評価を行い、教学委員会、教授会で承認を得ている。また、科目ごとに授業アンケート（備付資料-26～28）も毎年行っており、令和2（2020）年度より、成績評価の平準化も図り、担当教員（提出資料-15）ごとに教育体制の改善を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>**

本学は、現在まで在籍した100%の学生が歯科衛生士の資格取得を目指してきた。そのため専門教育は歯科衛生士の国家資格を取得するための国家試験を見据えた教育を行っている。歯科衛生士国家試験の試験科目は、歯科衛生士法施行規則（平成元年十月三十一日厚生省令第四十六号）により下記表（Ⅱ-2）のとおり規定されており、この規定は本学の教育課程科目の「専門基礎分野」と「専門科目分野」科目に対応させることができ、歯科衛生士国

家試験合格を目指した学習成果を得ることができる。

表Ⅱ-2 歯科衛生士法施行規則（抜粋）

第二章 試験 (試験科目) 第十一条 試験の科目は、次のとおりとする。 一 人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 二 歯・口腔の構造と機能 三 疾病の成り立ち及び回復過程の促進 四 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 五 歯科衛生士概論 六 臨床歯科医学 七 歯科予防処置論 八 歯科保健指導論 九 歯科診療補助論
--

職業教育の効果は、「専門基礎分野科目」、「専門分野科目」として学習し、試験や口頭試験、実技試験などで成績として他の授業科目と同様に測定・評価している。また歯科衛生士国家試験の合格率は令和5(2023)年度3年生の合格率は98.1%(全国平均は95.1%)であり、職業教育としての効果は得られていると評価できる(備付資料-55)。また、卒業生と就職先に向けて毎年、秋にアンケート調査を実施しており(備付資料-29~31、49~51)、職業教育の振り返りや反省点を挙げ、教育効果の測定方法や評価方法について該当科目担当者(提出資料-15)が主となり適宜見直しを行って、改善している(備付資料-52~54)。

**【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検してい

る。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

本学の教育目標を達成するにあたり、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を以下のように定めている。

短期大学部の入学者受け入れの方針としては、下記①～④の通りとなっており、短期大学学生として本学で学習するための学習意欲とコミュニケーション能力を備えていることが必要とされている。

- ① 短期大学部の建学の精神を理解できる人
- ② 短期大学部の教育目標、教育内容をよく理解する人
- ③ 高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人
- ④ 主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人

歯科衛生学科の入学者受け入れの方針としては、下記①～④の内容となっている上記の方針に加えて歯科衛生士としての素養と知識・技能を修得できることを必要としており、入学後の学習成果に対応する。

- ① 知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人
- ② 歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針を理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人
- ③ 口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人。
- ④ 主体的に多様な人々と協働しようとする人

専攻科の入学者受け入れの方針は下記①～③の内容である。短期大学部の入学者受け入れの方針に加えて、専門的な知識と技術をさらに深めるための強い探求心と、自己研鑽に対する高い意欲を持つことが条件となっている。

- ① 医療人としての使命感と倫理観、コミュニケーション能力を身につけている人。
- ② 幅広い教養、口腔保健の専門的知識、技能、態度を修得しており、問題発見・問題解決ができる人。
- ③ 歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得しており、歯科衛生士の資格を有している人。

学生募集要項は、「入試ガイド2023」と「入試ガイド2024」(提出資料-17、18)、「2023年入学試験要項」と「2024年度入学試験要項」(提出資料-19、20)、「2023年度入学手続要項」と「2024年度入学手続要項」(提出資料-21、22)、また、短期大学部ホームページ「入試情報」(提出資料-23)において入試情報として公開している。

また受験生が閲覧できる、愛知学院大学短期大学部パンフレット（提出資料-4）と短期大学部ホームページでは入学者受入れの方針を公開して、明示している（提出資料-8）。

本学の入学者受け入れの方針では、「高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人」としている。また、歯科衛生学科の入学者受け入れの方針では「口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人」としている。これは、入学前の学習成果が一定基準満たされなければならないことであり、入学前の学習成果を把握・評価することを明確に示している。学習成果の把握・評価方法は、多様な入学者選抜方法で選抜しているため、それぞれの方法で異なる。

入学者選抜は、一般選抜（「前期試験 A」「中期試験」「後期試験」）、一般選抜（「共通テスト」利用（「共通テスト」利用試験Ⅰ期〈3科目型〉））、学校推薦型選抜（「公募制推薦 A〔専願〕」「指定校制推薦〔専願〕」）、統合型選抜（AO：アドミッション・オフィス）、特別選抜（「大学在学学生特別入試」「帰国生徒入学試験」「外国人留学生入学試験」「社会人入学試験」）などの多様な方法で実施している（表Ⅱ-3）（提出資料-17、18、23）。入学者受入れの方針である、本学の「高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人」及び歯科衛生学科の「口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人」については、入学者選抜方法である学力試験、課題文設問型小論文、入学試験時の学習成績の状況を加味した加点が対応している。また本学の「短期大学部の建学の精神を理解できる人」、「教育目標、教育内容をよく理解する人」、「主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人」及び歯科衛生学科の「知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人」、「歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシーを理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人」、「主体的に多様な人々と協働しようとする人」については、個人への面接にて対応している。

高大接続の観点から、学力の3要素を把握できるよう、多様な入学者選抜方法によって選考基準を設定し、公平かつ適正に入学者を選抜している。入試区分別選考基準設定状況を下表（Ⅱ-3）に示す。

表Ⅱ-3 入試区分別選考基準設定状況（○：基準設定あり）

入試区分		知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体性と協働の態度
一般選抜	前期試験 A	○	○	
	中期試験	○	○	
	後期試験	○	○	
一般選抜（「共通テスト」利用）	「共通テスト」利用試験Ⅰ期〈3科目型〉	○	○	
学校推薦型選抜	公募制推薦 A〔専願〕	○	○	○
総合型選抜	AO〔専願〕	○	○	○
特別選抜	大学在学学生特別入試	○	○	○

	帰国生徒入学試験	○	○	○
	外国人留学生入学試験		○	○
	社会人入学試験	○	○	○

なお、具体的な選考基準は入試ガイドに掲載している（提出資料-17、18）。

授業料、その他入学に必要な経費は「大学案内 2023」（提出資料-5）、「入試ガイド 2023」と「入試ガイド 2024」、（提出資料-17、18）、「2023 年度入学試験要項」と「2024 年度入学試験要項」（提出資料-19、20）、「2023 年度入学手続要項」と「2024 年度入学手続要項」（提出資料-21、22）及びホームページ「入試情報」（提出資料-23）で公開・明示している。

本学では、A0 入試は歯科衛生学科設立以前より整備している。A0 入試では、第 1 次選考で学習成績の状況を得点化した上で文化・芸術・スポーツなどの自己アピールを書類審査し、合格した者に対し小論文により基本的な文章力と表現力を評価し、また面接により入学者受入れの方針を有するかを口頭での表現力で評価している。

入学試験の受験の問い合わせ等に関する事項は、「愛知学院大学入試センター」で一括対応している。現在、高等学校関係者の意見を聴取して定期的な入学者受け入れ方針の点検は行っていないが、同一法人内に高等学校が併設されていることから、理事会または評議員会等で高等学校等の関係者の間接的な意見を聴く機会を設けている。

#### 【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は、本学の三つの方針（提出資料-8）に基づき、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科について、それぞれ具体性のある学習成果を定め、ホームページに公開している（提出資料-12）。特に歯科衛生学科では、学生が学習を通して得る知識・理解、技能、能力、態度・志向性を具体的に明記している。これらの学習成果は卒業認定・学位授与の方針と対応しており、本学の教育課程を修了し、学習成果を獲得した者は卒業認定され学位が授与される。学則第 39 条（提出資料-2）において、「歯科衛生学科は 3 年以上在学して、定める単位を修得し、卒業試験に合格し、短期大学部教授会の卒業判定の議を経た者には学位を授与する」と規定しており、学習成果の獲得期間を明示している。

この学習成果は、三つの方針に対応した学習成果の査定に関する方針である「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン(2023 (令和 5) 年度版)」において短期大学部全体レベル、学科・専攻科レベル、科目レベルで測定している（提出資料-13）。

科目レベルの学習成果は、主に科目別成績評価として測定される。シラバスには「授業目標」「到達目標」として学生が学習を通して得る知識・理解、技能、能力、態度・志向性が

具体的に明記されている（提出資料-3、10）。科目別成績評価の手法は、授業科目ごとに「評価方法」をシラバスに明記しており、「学生ガイド」には試験の種類と時期について明記している（提出資料-3、10）。学習成果である科目別成績評価は学期ごとに行っており、成績評価は授業科目ごとにAA、A、B、C、D、Eと評価することが学則第37条（提出資料-2）、「愛知学院大学短期大学部履修に関する規定」（提出資料-規程集 34）、「愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程」（提出資料-規程集 35）に規定されている。科目別成績評価は、それぞれポイントを付与したGPAで算出し数値化することで、歯科衛生学科レベルの学習成果として測定可能となっている。単位修得は開講学期内という一定期間内で獲得可能となっており、学習成果に到達できない場合は、科目ごとに学期内に再試験が設定され、再試験に合格できない者には、該当科目の単位の修得が認められない。「学生ガイド」の履修要項に記載の「進級・登院（臨床実習）及び卒業要件一覧表（講義及び実習）」に、進級、登院、卒業に必要な単位を明示している。さらに愛知学院大学短期大学部学則第29条（提出資料-2）では「歯科衛生学科の学生は、6年を超えて在学することができない」と定めており、また「愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級不可者、登院不可者、卒業不可者の扱いに関する申合せ」（提出資料-規程集 95）により「同一学年に在学できる期間は2年以内とする」と定めており、学習成果獲得可能期間は明確に示され、「学生ガイド」の諸規則に掲載されている。その他、「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン（2023（令和5）年度版）」（提出資料-13）に基づき卒業率状況、単位修得状況、GPA、外部客観テスト等により学習成果の測定・評価を行っている。

また、卒業が認定された学生は歯科衛生士国家試験受験資格を取得することができ、国家試験に合格することも歯科衛生学科レベルの学習成果獲得状況の測定可能な指標の一つとなっている。

本学では、教育の集大成である卒業時の学習成果は最も注視しており、「ディプロマ・ポリシー」に示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況」として学習成果を測定・点検している（備付資料-43～45）。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

IR・キャリアサポート委員会では、学習成果の獲得状況としてGPA分布を各学年ごとに算

出し量的データを作成している（備付資料-46～48）。GPA 分布は、学科レベルの学習成果の獲得状況を把握するとともに、成績配布や奨学生の評価時など学生指導・評価に活用している。また、令和 2（2020）年度から、成績評価について学年・学期ごとにすべての授業の成績評価基準と平均分布を算出して、学生の学習成果の獲得状況を科目レベル・学科レベルで量的・質的に測定している（備付資料-46～48）。

学年制のため、ほぼ全ての学生の取得単位数が同じであり学生数も少ないことから単位取得率は算出する必要がない。学位は卒業時に全ての学生が取得しているため、学位取得率を学習成果の評価には用いていない。

歯科衛生士国家試験の合格率（備付資料-55）は、学内外に公表して学習成果の獲得状況として評価している（提出資料-14）。また、国家試験対策委員会では国家試験の合格率に加え、国家試験の自己採点結果を活用して本学学生の正答率や科目ごとの正答率を算出し分析して、今後の授業等に活用できる資料を作成し、担当教員に配布している。

全ての授業に対する学生の業績の集積としてのポートフォリオは用いていないが、臨床実習では「臨床実習体験録」（備付資料-61～63）が学生の臨床実習中の経験や学びを記録したものでポートフォリオとしての機能を果たしている。

ルーブリック分布を用いた学習成果の評価は、卒業研究の評価として、学生の学習目標を明確化し、担当教員間での成績評価基準の均一化をはかるため活用している。また、Microsoft Teams は、専任・兼任・非常勤教員はすべてアカウントを持っており、常に活用できる状況である。

学生調査や学生による自己評価は、授業科目ごとに収集している「授業アンケート」を毎年各学期に実施している（備付資料-26～28）。「授業アンケート」の項目で、「授業・実習を受講して、自分の考えが広がったと思いますか」、「あなたは毎回の授業の予習・復習をどの程度しましたか」の学生の自己評価結果をもとに教員は学生の学習成果向上のための授業改善を行っている。なお、コロナ禍であった令和 4（2022）年度は、対面授業を基本としたが、コロナ感染者や自宅待機者には遠隔授業を併用し、Microsoft Teams を使った評価も実施した。

同窓生への調査としては、卒業後 1 年未満の同窓生にアンケート調査を行っている（備付資料-49～51）。また、雇用者への調査として、卒後 1 年未満の卒業生の就業先に就業状況アンケートを実施し、本学の学習成果を評価している（備付資料-29～31、52～54）。令和 5（2023）年度からは、卒業後 1 年未満の同窓生とその就業先に加え、卒業後 1 年以上 2 年未満の同窓生とその就業先にもアンケート調査を実施した。アンケート調査結果を学習成果の評価につなげられるよう質問項目の見直しを、IR・キャリアサポート委員会で行っている。

なお、インターンシップや留学などへの参加率は活用していない。大学編入学率は低く、在籍率、卒業率は高いため学習成果の評価として活用していない。

学習成果の量的データとして評価した歯科衛生士国家試験合格率と就職率を、公表している（提出資料-14）。科目ごとの「授業アンケート」（備付資料-26～28）の受講学生の自由記載欄の記述を学習成果の獲得に関わる質的データとして担当教員に開示し教員の自己評価を促し継続的な授業改善を行っており、「ティーチング・ポートフォリオ」（備付資料-23～25）として令和 5（2023）年度まで Web Campus 内に公開していた。なお、令和 6（2024）年度からは Microsoft Teams 内にて公開予定である。

### **[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

### **<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>**

卒業生の進路先である就業先（備付資料-56～58）への調査を、令和4（2022）年度までは10月頃に、令和5（2023）年度からは9月頃に質問紙調査を実施することにより把握している（備付資料-29～31）。調査データの結果は、単年度のみならず複数年度のデータを活用して、IR・キャリアサポート委員会で集計・分析し、教職員に周知させている（備付資料-52～54）。「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン（2023（令和5）年度版）」に示したように、この就業先への調査結果は短期大学部全体レベル、学科・専攻科レベル、科目レベルで測定し、学習成果の点検に活用している（提出資料-13）。

### **<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

卒業認定、学位授与の方針は、学年制と単位制をとっていることから、春学期にて履修した単位が修得できない場合は、秋学期の半年間は履修できない学年制の欠点がある。また、必修科目が多く、学年制であるため履修単位数はほぼすべての学生が同じ単位数となり、取得単位数は教育課程の評価等に活用できていない。さらに、教育課程についてはカリキュラム小委員会が中心となり現在の課題を改善し、社会のニーズに合わせて令和5（2023）年度からカリキュラム編成の改訂を進めている。

入学者受入れについては、本学の教育課程は歯科衛生学に特化しており、生物科学系の学問体系であるにもかかわらず、選抜科目が「英語」または「国語」となっており理系科目が不得意な学生が見受けられる。多様な学生を受け入れるためにも、「数学」「理科」も選抜科目として加えるような見直しや、複数科目による選抜が必要であると思われる。複数の選抜方法（表Ⅱ-3）により多様な入学者を受け入れているが、教育課程における学習成果について検討したところ、現在までの3年間で中期試験入学者は有意にGPAが低いことが明らかになっている。その他の選抜方法によるGPAは入学選抜方式間に有意差は認められなかった。今後はさらにデータを集積して、入学選抜方法や教育課程について検討し、教育課程の学習効果と卒業後の評価の向上を図っていく必要がある。

学習成果の測定に活用しているGPAについては、学年間の比較や経年的な集団の評価などの多様なさらなる測定方法を検討すること、学習成果の測定に関わる成績評価については、科目間の学習成果の測定方法や基準の平準化をさらに検討することなどが課題である。

卒業生に対する質問紙調査、就業先への質問紙調査は現在IR・キャリアサポート委員会で内容をより吟味し、教育課程にフィードバックできるよう検討をしており、調査を継続する必要がある。そのためには、回収率を上げることが課題となっている。また、質問内容についての見直しは、今後もIR・キャリアサポート委員会により定期的実施していく予定

である。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

「歯科衛生士学校養成所指定規則」により、93 単位の取得が義務付けられている授業科目の時間が多く、本学としての教育課程のオリジナリティを出しにくい点がある。しかし、2～3 年生の臨床実習では、臨床現場での学習を通して指導教員と 1 対 1 の指導が行われ、「臨床実習体験録」(備付資料-61～63)を活用して個別フィードバックや口頭試問の機会を設けることで、学生の自主性を重視した教育を実践している。

### 【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

#### ＜根拠資料＞

##### [提出資料]

3. 2023 学生ガイド (学生生活ガイド/履修要項/講義概要)
5. 愛知学院大学 大学案内 2023
7. 愛知学院大学 大学案内 2024
17. 愛知学院大学 入試ガイド 2023
18. 愛知学院大学 入試ガイド 2024
19. 愛知学院大学 2023 入学試験要項
20. 愛知学院大学 2024 入学試験要項
21. 愛知学院大学 2023 年度入学手続要項
22. 愛知学院大学 2024 年度入学手続要項

##### [提出資料-規程集]

4. 愛知学院文書取扱規程
15. 愛知学院大学短期大学部 I R・キャリアサポート室運営規程
44. 愛知学院大学応急奨学金規程
45. 愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金規程
56. 在職者等診療料金減免内規
91. 愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部障がい学生支援に関する規程
94. 愛知学院大学短期大学部メンタルヘルスサポートチーム運用規則

##### [備付資料]

14. 令和 3 (2021) 年度学生生活アンケート
15. 令和 4 (2022) 年度学生生活アンケート
16. 令和 5 (2023) 年度学生生活アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
26. 令和 3 (2021) 年度授業アンケート
27. 令和 4 (2022) 年度授業アンケート

28. 令和 5（2023）年度授業アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
29. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 2（2020）年度）
30. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 3（2021）年度）
31. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 4（2022）年度）
46. 成績評価基準による成績分布（令和 3（2021）年度）
47. 成績評価基準による成績分布（令和 4（2022）年度）
48. 成績評価基準による成績分布（令和 5（2023）年度）
49. 卒業生アンケート（令和 2（2020）年度）
50. 卒業生アンケート（令和 3（2021）年度）
51. 卒業生アンケート（令和 4（2022）年度）
52. 就職アンケート結果分析の総括（令和 2（2020）年度）
53. 就職アンケート結果分析の総括（令和 3（2021）年度）
54. 就職アンケート結果分析の総括（令和 4（2022）年度）
56. 卒業生就職先一覧（令和 3（2021）年度）
57. 卒業生就職先一覧（令和 4（2022）年度）
58. 卒業生就職先一覧（令和 5（2023）年度）  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/employment/>
67. 入学前教育関係書類（令和 5 年 3 月）2023 年度生用
68. 入学前教育関係書類（令和 6 年 3 月）2024 年度生用
69. オリエンテーション関係書類（令和 5（2023）年度）
70. 学生カード（令和 5（2023）年度）
71. 進路登録票（令和 5（2023）年度）
72. 楠元祭パンフレット 2023
73. 就職ガイド 2023
74. 愛知学院大学応急奨学生募集要項等
75. 愛知学院大学開学 50 周年記念奨学生募集要項等
76. 愛知学院大学災害共済会
77. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）
78. 令和 5 年度日本学生支援機構（奨学金）
100. 2023 年度 歯学・薬学図書館情報センター日・祝日会館予定表（楠元）

**【区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

- る。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学では専任、兼担、非常勤の全ての授業担当教員が、シラバスに担当授業の成績評価基準を示し（提出資料-3）、定期試験、授業内試験（小試験）、レポート試験等により学習成果の獲得状況を評価している。また、各教員は担当科目の学習成果の獲得状況を適切に把握している。

授業担当教員は、春学期、秋学期の年2回、講義・実習終了時まで学生に対して「授業アンケート」を実施し、授業評価を定期的に受けている（備付資料-26～28）。アンケートは Microsoft Teams (Forms) を利用して実施し、アンケート項目は、授業の理解度、授業内容、映像資料、配付資料、教員の話し方、授業による考えの広がり、授業の予習と復習状況についての全7項目で、各項目を5段階で記入させている。それぞれの評価段階をポイント化し、各設問に対する評価点、総合評価点を算出して、その結果を各教員に全教員の平均値とともに通知し、教学委員会及び教授会において報告している。これによって各教員は、項目ごとの評価及び総合的评价を知ることができ、授業改善に活用している。また、「授業アンケート」には自由記載欄があり、学生からのコメントも授業改善に役立てている。

授業内容についてはシラバスに明記されており、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を適宜図っている。

教育目的・目標の達成状況は、定期試験、授業内試験（小試験）、レポート試験等による評価及び前述の「授業アンケート」の結果により、各教員が把握・評価している。専攻科に

においては、教員による評価に加えて、専攻研究論文を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に提出し、評価を受けている。

学生の履修や卒業に至る指導は、学生の成績状況（備付資料-46～48）を把握しながら、主に学年担任・副担任、教務主任、あるいは学科長が担当している。さらに、各教員による個別指導も行っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識し、教員との情報共有や学生相談などを通じて学習成果の獲得に貢献している。また、教育目的・目標の達成状況を把握し、オリエンテーションや個別の質問に応じ、履修及び卒業に至る支援を継続的に行っている。さらに、学生の成績記録を規程に基づき適切に管理、保管している（提出資料-規程集4）。

本学にはキャンパス内に「歯学・薬学図書館情報センター」があり、学内の歯学、薬学、短期大学部の授業予定に沿って開館日や開館時間の調整をおこない、一部日程で開館時間の延長や日曜祝日での開館を実施している（備付資料-100）。歯学・薬学図書館情報センターでは、専門の事務職員を配置しており、新入生オリエンテーションで図書館の利用方法などについての説明を行うとともに、文献や書籍など学習資料の検索などに関して適切なアドバイスを行い、学生の学習成果の獲得のための支援を行っている。さらに、図書館の利用情報はホームページでも閲覧が可能な対応を行っている。教職員は、学生の自主学習や卒業研究のために図書館の利用を推奨し、学生の利便性を向上させている。また、教職員は、オンライン授業、ハイブリッド授業、対面授業においても学内のコンピュータを授業に活用している。また、Microsoft Teams を使用して情報共有を行うなど大学運営にも活用している。

本学の情報推進部情報基盤課は、全学的に Wi-Fi 環境を整え、学生による学内 LAN やコンピュータの利用を促進し、適切に活用できるように管理している。令和 5（2023）年度からは、教育課程と学生支援を充実させ、コンピュータ利用技術の向上を図るため、IT サポートサイトの開設や IT サポート室を開室し、職員 4 名体制で活用と支援を行っている。

## **【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にしている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

- る。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
  - (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

本学では、入学前から入学試験情報に加え授業や学生生活についての情報を提供している（提出資料-5、7、17～22）。

入学手続者に対しては、入学前教育として令和5（2023）年度入学生までは、歯科に限らず広く健康・医療等に関係する新聞記事の中から、興味をもった記事を取りあげ、それについてレポートにまとめて提出し（備付資料-67）、教員が添削した後、学生に返却していた。令和6（2024）年度入学生からは、入学後に必要な国語力や医療系学部生に必須となる生物、化学、物理などの基礎的学力の低下と学習意欲の低下を解決する目的で、映像授業と演習課題を活用した入学前教育に変更し、令和6（2024）年3月に実施した（備付資料-68）。これによって、入学後の授業に必要な基礎知識についての情報を提供している。また、入学式前日あるいは前々日には学科長による「大学での生活」をはじめ、担任、副担任によるそれぞれの専門科目のミニ講義を行い、入学後の授業や学生生活についての情報を提供している。

入学式終了後には、入学者と保護者に対して教員紹介や学内の案内を行っている。入学式翌日には、新入生を対象としたオリエンテーションを実施し、カリキュラム、試験、授業、証明書・奨学金等の事務的な連絡、図書館の利用方法などについて説明し、学習や学生生活についての情報を提供している（備付資料-69）。新2、3年生には、3月下旬にそれぞれの学年に合わせた内容で学年担任、副担任、事務職員によるオリエンテーションを行っている。特に新3年生には、図書館職員による卒業研究のための文献検索方法などの説明も実施している。オリエンテーションでは、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンス等も行っており、「学生ガイド」にも掲載されている（提出資料-3）。さらに、各科目においても同様に学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法を明示している。また、「学生ガイド」を発行し、「Web CampusⅢ」やMicrosoft Teamsによる学習支援のための印刷物を配信している。

基礎学力が不足する学生に対する補習授業等は、歯科衛生士専門科目でより重視し、個別の指導・相談は随時行い、授業欠席者に対しては本人からの申し出により、補講を実施している。また、1年生と2年生では、約20～25名の学生に対して一人の専任教員がチューターとして学習支援にあたっている。さらに、3年生では約10名の学生に対し一人の専任教員が「卒業研究」を指導すると共に、チューターとして国家試験に対する個別の学習支援も行っている。

学習上の悩みなどの相談については、学年担任や副担任が相談の窓口になっている。特に、副担任は全て歯科衛生士資格を有する教員であり、歯科衛生士をめざす学生にとって身近な存在として、適切な助言を行う体制を構築する上で重要な役割を担っている。各学年のチューターも学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学には通信による教育を行う学科・専攻課程はないが、卒業研究論文や専攻論文等の指導では、添削等による指導を実施する学習支援体制を整備している。

進度の速い学生や優秀な学生に対する特別な授業は実施していないが、各教員がオフィスアワーや時間外に学習意欲のある者に対応して、学習上の配慮や学習支援を対面やMicrosoft Teamsのチャット機能を利用して遠隔でも行っている。

留学生は、授業を理解する日本語能力がある留学生を受け入れる制度があり、令和5(2023)年度は1名在籍していた。なお、本学から留学生を派遣する制度はない。

1年生、2年生では学習成果の獲得状況として履修した科目の成績、学年ごとのGPA分布の分析、3年生では臨床実習の成績と国家試験対策時に実施する模擬試験成績等を数値化し、それらの量的・質的データに基づき、IR・キャリアサポート委員会、教務委員会、教授会、国家試験対策委員会等で学習支援方を点検している。

### **[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### **<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>**

学生の生活支援は、学生情報を正確に把握して（備付資料-70）、学科長、教務主任、教授、准教授、講師から構成される教学委員会が中心となり、各種委員会、学年担任・副担任やチューター制度を包括し組織的に担っている。

クラブ活動は、本学独自のクラブ（アミューズメントサークル、キャリア対策研究会、健康サポートクラブ、口腔ケア研究会、公衆歯科衛生研究会、歯科医療史研究会、スポーツ愛

好会、創作サークル、地域ボランティア部)のほか、愛知学院大学全てのクラブに所属できる体制を整えている。各クラブには、専任教員が顧問として活動を支え、本学後援会よりクラブ費の助成を受けている。また、毎年6月初旬には、同キャンパス内にある愛知学院大学歯学部(以下、歯学部)・愛知学院大学薬学部(以下、薬学部)・歯科技工専門学校(以下、技工専門学校)と共催して2日間開催される学祭(楠元祭)で、歯学部、薬学部の学生と一緒にクラブ活動のイベントに参加している。令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、中止となっていたが、令和5(2023)年度は、3年振りに楠元祭を開催することができた(備付資料-72)。

学生の休息のための施設として、短期大学部棟2階にマグネットラウンジ(談話室)を設置している。ここには、清涼飲料水等の自販機、電子レンジが常置され、昼食、授業後の自主学習、クラブ活動の交流、打ち合わせなど、学生の様々な活動や交流に活用できるようになっている。同フロアには洗口コーナーも設置しており、学生が昼食後にブラッシングができ、職業意識を高めて口腔の健康を維持できるように配慮されている。その他、薬学部、歯学部と共有できるスペースとして、薬学部棟1階には学生ホールがあり、清涼飲料水等の自販機を常置しており、昼食や学生同士の交流に利用されている。また、ITサポート室が令和5(2023)年度より開設され、Microsoft Teams 関連のサポート支援などを行っている。4号館1階のカフェテリアには食堂がある。なお、これらの施設を混雑することなく利用できるように、学生数の多い薬学部とは授業時間をずらし、昼休み時間が重ならないように工夫している。歯学部棟1階には文房具や歯科用器材等を販売する売店が設置され、歯学部、薬学部、短期大学部、技工専門学校の学生が共同利用している。

本学には学生寮はないが、本学が所在する地区には、多数のアパートメントがあり、毎年10人前後の下宿を希望する学生には、事務室より紹介している。また、ホームページ上からも検索できるようになっている。本学の最寄り駅である地下鉄本山駅に隣接してスーパーマーケットや、書店、ドラッグストア、飲食店などがあり、下宿学生にとって快適に日常生活を送ることができる環境が整っている。

本学は、地下鉄本山駅から徒歩5分の交通至便なところに位置し、多くの学生は地下鉄を利用して通学している。また、キャンパス内には駐輪場を設けており、自転車、バイク等を利用する学生の交通便宜を図っている。しかし、学生のための駐車場はなく、自家用車での通学は禁止している。

本学では新入生を対象とした特待生制度(新入生特待)を設けており、前期試験Aと共通テスト利用試験I期の受験者で、入学試験成績の得点率が70%以上の者を対象に1年次の入学金、施設資金、教育充実費、授業料を免除、2年次以降も上位10%以内の場合には、特待生として奨学金を給付している。また、本学独自の奨学金制度として、①「愛知学院大学応急奨学金」(提出資料-規程集44)(備付資料-74)と②「愛知学院大学開学50周年記念奨学金」(提出資料-規程集45)(備付資料-75)がある。①は、過去1年以内の家計急変により学業の継続が困難になった者を対象とし、在学期間中1回限り50万円の支給としている。②は、学業成績優秀かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者などを対象とし、当該年度学納金納付時に30万円を学納金の一部として振替支給している。その他に、日本学生支援機構奨学金(備付資料-78)、都道府県・市町村・諸団体奨学金を受けることが出来るよう配慮している。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、同キャンパス内に「保健室」が開設されており看護師が常駐している。また、「学生相談室」を毎週月曜日から金曜日に開いており、予約制で公認心理師の資格を持つ専門のカウンセラーが担当し、学業や進路、病気等についての相談事項の対応を行っている。さらに、メンタルヘルスサポートが必要な学生がいた場合、必要に応じて、短期大学部独自の組織として、教学委員会の下部組織である「メンタルヘルスサポートチーム」を立ち上げ、支援を行っている（提出資料-規程集 94）。

本学のあるキャンパスから徒歩圏内にある末盛キャンパスには「愛知学院大学歯学部附属病院」がある。附属病院には歯科だけでなく、医科外来（内科・外科・耳鼻咽喉科など）もあり、学生の受診が可能となっている。附属病院は、受診した本学学生を含む愛知学院大学のすべての学生に対して受診料が半額となる制度を設けており、受診しやすい体制が整っている（提出資料-規程集 56）。

2年次から臨床・臨地実習があることから、1年次にB型肝炎・風疹・麻疹・水痘・ムンプスなどの血液抗体検査を行い、感染予防のため、外部医療機関等と連携しワクチンの予防接種を行っている。なお、インフルエンザワクチンの接種については任意としている。

また、本学では、安全な学生生活を送ることができるように安全面にも万全を期している。大学生になると行動範囲も広くなり、身の回りの危険も増大することが考えられる。さらに臨床・臨地実習中による「針刺し事故」「器物損害」など保険対象となる傷害・事故・対人・対物賠償などの発生が考えられるため、入学時より全員保険に加入をしている。これには、本学独自の「愛知学院大学災害共済会」（備付資料-76）と「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」（備付資料-77）の2つがあり、賠償責任が補償されている。

短期大学部を含めキャンパス内のすべてが校舎内禁煙となっている。令和5（2023）年度では、屋外には喫煙場所が設置されていたが、敷地内全てを禁煙とする完全禁煙を望む声が大きく令和6（2024）年4月よりキャンパス内全域禁煙となる。喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、歯科衛生士は口腔疾患を予防するために禁煙指導を行う立場にあるため、歯科衛生士をめざしている学生に対して、禁煙教育も定期的にも実施している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、事務室前に意見箱を設置してあり、随時申し出ることが可能である。また本学では、学生生活の現状をつかみ、学生がより充実した生活を送ることができるように、毎年「学生生活アンケート」を行っている（備付資料-14～16）。学生生活アンケートは、1. 基本情報、2. 通学状況、3. 大学生生活、4. 学外活動、5. 進路・満足度、6. その他の6項目46問である。アンケート結果は、図表と共に報告書としてまとめ、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会及び教授会で検討している。令和5（2023）年度実施のアンケートでは、学生生活の充実度は、「充実している」が74.5%、「充実していない」が3.9%、「どちらとも言えない」が21.6%であり、「充実している」学生が「充実していない」学生の約20倍という結果であった。学年別に見ると、「充実している」学生の割合は1年生64.8%、2年生は77.2%、3年生82.0%であり、学年が上がるにつれて充実度は高くなっていった。「充実していない」学生は1年生5.7%、2年生2.0%、3年生は4.0%と低い値を示した。開講されている科目の種類や内容に関する満足度については、「満足している」、「ほぼ満足している」、「特に不満はない」を合わせると、1年生89.5%、2年生97.0%、3年生96.0%であり、全学年とも高い満足度を示している。

令和5（2023）年度は、本学に留学生が1名在籍し、学修（日本語教育等）と生活面につ

いては特に問題なく過ごした。今後、支援の必要な留学生が入学した場合に備え、支援できる体制について検討していく必要があると考える。

また、本学には、社会経験を有する意欲を持った入学希望者に対して社会人入学制度を設けているが、社会人学生の学習を支援する体制は整っておらず、今後検討が必要である。

現在、愛知学院大学及び短期大学部障がい学生支援指針（ガイドライン）（提出資料-規程集 91）に従い、障がい学生を受け入れるための修学・学生生活等の支援体制の整備を検討中である。すでに学内には、障がい者専用トイレ、車椅子で移動するためのスロープ、エレベーターなどは設置している。

本学は長期履修生を受け入れる制度はないが、歯科衛生学科では 3 年の履修期間に対して 6 年間の在籍（休学期間を除く）を認めている。この履修期間内に所定の単位を履修出来ずにこれまで除籍処分になった学生はいない。

学生の社会活動は、歯と口の健康週間の際して、小学校における歯科保健指導活動に 2 年次と専攻科生が参加協力している。また、保健所での歯科保健指導や介護施設などで口腔ケアなどの実習を通して地域社会に貢献できるようにカリキュラム編成され、学習成果として積極的に評価している。

また、ボランティア活動も積極的に評価しており、1)「世界禁煙デー」活動として、毎年 5 月に、本学の健康サポートクラブと口腔ケア研究会の学生が参加している。2) 愛知学院大学歯学部同窓会が主体となって行っているフィリピンでの歯科医療活動に希望者が参加している。3)「楠元祭」では、地域住民との交流の一貫として「歯磨き指導・脱タバコ啓発コーナー」を催し、歯と口の健康づくりへの理解を広めている。4)「歯のびっくりサイエンス」として本学科の公衆歯科衛生研究会の学生が毎年 7 月に活動している。5)「アクティブシニア倶楽部」への参加として公衆歯科衛生研究会の学生が毎年 10 月に活動している。6) 令和 5（2023）年 10 月にカンボジアの孤児院と小学校での歯科ボランティア活動に希望者が参加した。しかし令和 5（2023）年度は 1)～4) についてはコロナ禍により実施されなかった。

#### **【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### **<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>**

本学では、学生の就職支援を円滑に進めるための組織として IR・キャリアサポート委員会（提出資料-規程集 15）を設置している。この委員会は、「IR・キャリアサポート委員会規程」に則り、教務主任、実習主任、学科より選出された専任教員、専任職員で構成されてお

り、委員長の招集により1か月に1回定期的に開催している。

3年生の5、6、10月頃には就職担当事務職員と業者による就職ガイダンスを実施し、見学・面接の受け方等のマナーや履歴書の作成方法を含め、学生に対する支援・指導を行っている。10月の就職ガイダンスでは、歯科診療所、病院歯科など就職先の異なる卒業生による就職体験談を聞く機会を設けている（備付資料-73）。

就職支援のため、就職情報の提供と個別面談等の専門的な就職指導を行う施設として、「IR・キャリアサポート室」を設け、担当教員と就職担当事務職員が相談対応している。「IR・キャリアサポート室」で紹介する求人は、歯科衛生士の求人票が多くを占めている。求人票は受付順と勤務地別に分けてあり、同時に閲覧できるよう複数のファイリングに配慮している。また、過去の求人票も参考資料として閲覧できるようにしている。「IR・キャリアサポート室」では、見学・面接の受け方・電話のかけ方・履歴書の書き方等の就職活動に関する助言指導を個別に行っている。また、求人NAVI（Web）を導入し、いつでも求人票の検索を行うことができるようにしている。病院、行政、企業の求人については、内定者を除いた3年生全員に「WebCampusⅢ」の配信で直接情報提供している。さらに、卒業生が記入した就職活動体験報告書を「IR・キャリアサポート室」に常置し、就職活動の参考資料としている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援については、本学は歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士国家試験合格が就職のための資格取得にあたる。歯科衛生士国家試験に向けた教育支援として、3年次秋学期には、「口腔保健特論演習1・2」において全科目担当者の授業、本学教員作成の模擬試験、外部業者の模擬試験や質疑応答時間の設定などを行い、学生の歯科衛生士国家試験合格の支援を行っている。

就職状況は、学生個人の就職先（備付資料-56～58、71）に加え、学科・専攻科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討している。さらに、卒後1年以内の者を対象にした「卒業生アンケート」とその就職先を対象にした「就業状況アンケート」を実施し、分析・検討して、学生の就職支援に活用している（備付資料-29～31、49～54）。令和5（2023）年度からは、卒後2年目の卒業生とその就職先も対象に加えた。

4年制大学への編入や専攻科への進学を希望する学生に対しては、学年担任、IR・キャリアサポート委員及び事務職員が進学に対する支援を行っている。なお、本学から留学生を派遣する制度はない。また3年生のチューター担当教員や、IR・キャリアサポート委員以外の教員も個別に相談支援にあたる体制を整えている。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学では、キャンパス内に「歯学・薬学図書館情報センター」があり、歯学部、薬学部、短期大学部、技工専門学校の教職員、学生、大学院生及び卒業生が利用できる施設となっている。歯科学・歯科衛生学に関する蔵書は充実しており、学習のための資源として充分であるが、学生は、「歯学・薬学図書館情報センター」を勉強場所として利用することが多く、必ずしも豊富な資源が有効に利用されていないと思われる。本学学生が学習資源を身近にし、有効利用するための工夫が課題である。

本学では、ほとんどの講義・実習科目が必修となっており、ほぼ毎日1時限から4時限まで、必修の講義・実習が組まれていて、学生が自主的に科目を選択する余地が極めて狭い。

特に、4年制大学で実施されているようなリベラルアーツのための自由選択科目は、ほとんどないことが課題である。

本学には、学生のボランティア活動を支援する体制が十分に整っていないことが課題である。地震・台風・水害などの災害で設置される避難所での支援として、口腔ケアボランティアの必要性が指摘されている。専攻科生には歯科衛生士として、本科学生には補助者として、口腔ケアボランティア活動への取り組みを後押しする体制を検討する必要がある。

進路については、本学専攻科への進学を除き、卒業生の90%以上が病院・歯科診療所等に歯科衛生士として就職している。しかし、希望して就職したにも関わらず、就職先を早期に離職する者が若干見受けられることが課題である。学生には社会人としての自覚を促し、就職活動においては、給与や勤務時間などの条件だけではなく、職場環境に関する情報収集も促すよう支援していく必要があると思われる。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生支援の仕組みとして、学年担任制度があり、専任の教授が各学年の担任を、専任講師が副担任を受け持っている。また、担任制度には組み込まれていないが、主に実習担当の助教と助手も随時学生支援に参画している。教務・学生関係の事務職員も随時相談対応する体制を整えている。以上のように、学年担任を中心として副担任やその他の教職員とともに学生からの相談を受ける努力を惜しまないで行っている。さらに、学年担任・副担任が中心となって、学生の講義・実習への出席状況や欠席理由（病欠など）の情報を収集し、教員同士で共有して、出席日数不足による定期試験受験資格を喪失しないように学生へ注意喚起等を行っている。

本学にはチューター制度もあり、担当教員が学期末の成績配布を対面かつ個別に行い、学習状況の確認指導や生活指導を実施している。

しかし、近年増加している個々の学生のメンタル的な問題については、本人からの相談などが無い限り、教員が把握し支援することは困難な場合も多い。そこで担任は、実習において直接学生と関わるが多く、学生にとって身近な存在であり学生の日常的な変化も把握しやすい副担任や助教、助手と常に連携をとり支援体制を整えている。また、必要に応じてメンタルヘルスサポートチーム（提出資料-規程集94）を立ち上げて対応している。

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程については、改善計画のもと、①専任教職員全員による単位認定の学生への周知徹底、②卒業試験の在り方について教学委員会での協議、③チームによる教育課程の見直しの素案作成、④入試委員会による入試選抜方式の見直し、⑤FD委員会によるシラバス等の様式改定、⑥IR・キャリアサポート委員会による卒業後調査内容の見直しの6項目について、それぞれの委員会で適宜協議し、その結果を、教学委員会、教授会で進行状況を報告していくこととした。①については、「学生ガイド」に掲載した履修要項にて周知させ、また個々の教科の単位認定の結果は個別に直接通知している。②については、学則変更により改善した。③について、令和5（2023）年度は実習に関するカリキュラム変更を行い、より効

率のよい実習体制の構築を図った。講義に関するカリキュラム変更については、現在、カリキュラム小委員会で検討中である。④については、令和2(2020)年度入試から、前期試験の試験日を2日から4日にして、受験生の受験機会を増やした。令和3(2021)年度入試からは、より広く受験生を募集するために大学在学特別入試を導入した。令和4(2022)年度には、前期試験入試の定員を1名増やし、中期試験入試の定員を1名減らした。理由として、IR・キャリアサポート委員会がGPAと入学区分との関係を分析した結果、中期試験入学者は、他の入学区分に比べ有意にGPAが低かったためである。さらに、近年のジェンダーフリーへと変革している社会情勢を鑑み、令和7(2025)年度入試からは、共学化にすることが決定している。⑤については、FD委員会が中心となって、毎年、シラバスの様式の改定を行っている。⑥については調査内容の見直しが進行中である。令和5(2023)年度は、調査対象について修正を加え、より長期間の調査を実施した。すなわち、これまで卒業後1年目の卒業生とその就業先を対象に行っていた就職アンケートを、卒業後2年目の卒業生とその就業先に拡大した。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「歯学・薬学図書館情報センター」の活用を促していく。現時点では、学習室として利用している学生が図書の利用をしている学生よりも多いのが現状であり、豊富な資源が有効に利用されていない。このセンターは、歯学部、薬学部の教員、大学院生も利用する施設であるため、ジャンル別に高度な専門書と本学学生向きの書籍が同列に混在して陳列してある。しかも圧倒的に歯科衛生学よりも歯科医学の専門書のほうが目立つため、本学学生には近寄りづらい印象を与えている可能性がある。そこで、今後は、歯科医学の専門書とは別に本学学生向けの歯科衛生学関連の書籍を集めて陳列をするなどの提案を、本学から「歯学・薬学図書館情報センター」に行っていく。

本学では、ほとんどの時間が必修の講義・実習科目に当てられていて、学生が自主的に科目を選択する余地は極めて狭いカリキュラムとなっている。学生は歯科衛生士をめざして入学してくるため、必修の講義・実習科目が多く、自由選択科目を増やすことは、容易ではない。しかし、現在、授業についてのカリキュラムの変更を検討中であるため、選択科目についても十分検討していく。

本学では、学生のボランティア活動を支援する体制は整っていない。さまざまな災害が起きている日本において、歯科衛生士をめざす学生として、地震・台風・水害などの災害時に設置される避難所での口腔ケアボランティア活動への取り組みなどについても検討が必要であると考え。今後、歯学部、歯科医師会、歯科衛生士会、行政機関など他の組織とも協議して、検討を行っていく。

進路指導については、現在、全体での就職ガイダンスの実施、個別対応としては、「IR・キャリアサポート室」での、求人情報の提供、履歴書の書き方の指導、面談時の注意点の指導などを行っている。就職希望者の就職率は例年100%であるが、就職先を早期に離職する者が見受けられるのが課題である。このため、就職ガイダンスへの出席率の向上、ガイダンスの内容の改善、利用者の少ない「IR・キャリアサポート室」の利用状況の改善を行う。具体的には、これまで内定者は欠席していた就職ガイダンスへの全員出席を徹底し、ガイダンスでは、求人票の見方、見学時のポイント、面談時の質問事項など、離職防止につながる内

容を詳細に説明する。「IR・キャリアサポート室」の利用者を増やすために、入り口に案内版を設置し、学生が利用しやすくなるような工夫を検討する。

**【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】****【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】**

## &lt;根拠資料&gt;

## [提出資料]

## 2. 愛知学院大学短期大学部学則

[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)

15. 令和5年度開講科目担当者表(歯科衛生学科) <https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>

## 54. 教授会議事録(令和3(2021)年度)

## 55. 教授会議事録(令和4(2022)年度)

## 56. 教授会議事録(令和5(2023)年度)

## [提出資料-規程集]

## 1. 学校法人愛知学院事務組織規程

## 2. 学校法人愛知学院事務分掌規程

## 3. 学校法人愛知学院事務決裁規程

## 4. 愛知学院文書取扱規程

## 5. 愛知学院公印規程

## 13. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程

## 17. 愛知学院大学短期大学部倫理委員会規程

## 23. 役員の報酬等の支給の基準

## 24. 愛知学院給与規程

## 25. 学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則

## 26. 愛知学院事務系職員等選択定年退職制度規程

## 27. 愛知学院職員定年規程

## 28. 学校法人愛知学院就業規則

## 31. 愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準

## 32. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部非常勤講師規則

## 39. 学校法人愛知学院監事監査規程

## 40. 学校法人愛知学院資金運用規程

## 42. 学校法人愛知学院行動規範

## 49. 愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範

## 53. 愛知学院大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

## 54. 学校法人愛知学院における公的研究費等の取り扱い規程

## 55. 学校法人愛知学院公的研究費等不正使用調査委員会規程

## 63. 調達規程

64. 愛知学院育児休業等に関する規程
65. 愛知学院介護休業等に関する規程
66. 個人研究費規程
67. 学校法人愛知学院予算取扱マニュアル
68. 学校法人愛知学院経理規程
69. 愛知学院固定資産管理規程
71. 愛知学院海外出張規程
72. 愛知学院在外研究員規程
80. 学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画
81. 愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部競争的資金に係る間接経費取扱要領
83. 愛知学院大学短期大学部奨学寄附金取扱規程
84. 学校法人愛知学院個人番号及び特定個人情報取扱規程
85. 愛知学院臨時職員規程
86. 愛知学院大学短期大学部非常勤講師通勤手当支給規程

[備付資料]

36. 愛知学院大学短期大学部研究紀要<第30号> (令和3(2021)年)
37. 愛知学院大学短期大学部研究紀要<第31号> (令和4(2022)年)
38. 愛知学院大学短期大学部研究紀要<第32号> (令和5(2023)年)
39. 愛知学院大学/短期大学部FD活動の記録 (令和3(2021)年度)
40. 愛知学院大学/短期大学部FD活動の記録 (令和4(2022)年度)
41. 愛知学院大学/短期大学部FD活動の記録 (令和5(2023)年度)
42. 学校法人愛知学院SD活動の記録 (令和3(2021)年度)
79. 専任教員個人調書 [様式21] (令和6(2024)年5月1日現在)
80. 教育研究業績書 [様式22] (過去5年間 (令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)
81. 非常勤教員一覧表 [様式23]
82. 専任教員年齢構成表 (令和6(2024)年5月1日現在)
83. 愛知学院大学短期大学部専任職員一覧 (令和6(2024)年5月1日現在)
84. 2023年度日本禁煙学会調査研究事業助成
85. 2023年度まさこ基金助成審査会報告
86. 令和5年度歯科保健活動事業助成交付申請選考結果 (8020推進財団)
87. 学校法人愛知学院例規集
88. 学校法人愛知学院例規集 (DVD)
89. 研究倫理研修会資料 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

**[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数

を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼任）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、短期大学部学則第 60 条（提出資料-2）に従い、現在は学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手で編制している。学長は、愛知学院大学学長を兼ねている。さらに、専任教員の一部は専攻科教員、歯学部教員を兼任している。

令和 5（2023）年 4 月現在の専任教員は、短期大学部専任教員 15 名（助教以上 13 名、内教授 5 名）（備付資料-79）、年齢構成は 60 歳代が 6 名（40%）、50 歳代が 3 名（20%）、40 歳代が 2 名（13%）、20 歳代が 4 名（27%）、平均年齢は 48.5 歳である（備付資料-82）。短期大学設置基準に定める教員数 13 名と教授 4 名を充足すると共に、歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教員数と資格である、13 名の歯科医師または歯科衛生士の配置基準を充たしている。また、専任教員は学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等（備付資料-79、80）について、短期大学設置基準の規程を充足している。短期大学部と歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づきそれぞれの分野に卓越した教員配置のため、専任教員のほか、同一法人の愛知学院大学の教員である兼任教員 18 名、非常勤講師 14 名を配置している（備付資料-81）。さらに実習科目については、歯科衛生士免許を有する臨時職員（実習助手）7 名、愛知学院大学歯学部附属病院の臨床実習指導者（歯科医師・歯科衛生士・看護師・放射線技師・言語聴覚士）31 名を配置して実践的な教育を補助教員と共に行っている。非常勤講師は、学位、研究業績、教育歴、職歴等、短期大学設置基準の規定に準じた者を教授会の議（提出資料-54、55、56）を経て採用している。また、本学専任教員については、就業規則（提出資料-規程集 28）ならびに短期大学設置基準に基づいた「愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準」の規程（提出資料-規程集 31）を定めており、教員の採用、昇任の資格に関する選考は適切に管理されている。

#### 短期大学部教員組織

##### 令和 5（2023）年度専任教員数

学科等名	専任教員					計
	教授	准教授	講師	助教	助手	
歯科衛生学科	5	2	3	3	2	15

専攻科（兼任）	(5)	(2)	(3)	(3)	0	(13)
(合計)	5	2	3	3	2	15

※（専攻科教員は歯科衛生学科専任教員が兼任）

※本学の専任教員の令和5（2023）年度主要担当科目一覧を示す。

氏名	職位（免許）	主要担当科目
渥美 信子	教授 （歯科医師）	小児と歯科、高齢者・障害者と歯科、臨床歯科総論、 歯科診療補助論、歯科診療補助論実習、歯科診療補助 論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実 習Ⅲ、臨床予備実習、臨床実習1、臨床実習2、口腔保 健特論演習2、歯科医療管理学、卒業研究
稲垣 幸司	教授 （歯科医師）	歯科衛生士論、歯周疾患と対応、臨床歯科総論、歯科 診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補 助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科英語、口腔 保健特論演習2、臨床実習1、臨床実習2、先端歯科医 療学、歯科医療管理学、卒業研究
犬飼 順子	教授 （歯科医師）	健康とその増進、口腔の健康とその増進1、口腔の健 康とその増進2、社会制度と歯科・歯科と歴史、歯科 と統計手法、栄養支援論実習、臨床実習1、臨床実習 2、口腔保健特論演習1、歯科医療管理学、卒業研究
小出 龍郎	教授 （医師）	健康の科学、臨床歯科総論、歯科医療管理学、医学概 論、卒業研究
内海 倫也	教授 （歯科医師）	人体の構造、細胞の構造と働き、歯と口腔の構造、臨 床歯科総論、口腔保健特論演習1、卒業研究
相原 喜子	准教授 （歯科衛生士、 言語聴覚士）	高齢者・障害者と歯科、歯科診療補助論実習、歯科診 療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補 助論実習Ⅲ、臨床歯科総論、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習2、口腔 保健特論演習1、口腔保健特論演習2、歯科医療管理 学、卒業研究
鈴木 一吉	准教授 （歯科医師）	学習とその支援、硬組織疾患と対応、歯髄疾患と対応、 臨床歯科総論、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論 実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習 Ⅲ、臨床実習1、臨床実習2、口腔保健特論演習2、歯 科医療管理学、先端歯科医療学、卒業研究
後藤 君江	講師 （歯科衛生士）	歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予 防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処 置論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実 習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、

		臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
原山 裕子	講師 (歯科衛生士)	人の行動と心理、歯科予防処置論、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
古川 絵理華	講師 (歯科衛生士)	育児休業中のため担当科目なし
増田 麻里	助教 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科保健指導論実習、歯科保健指導論実習Ⅰ、歯科保健指導論実習Ⅱ、栄養支援論実習、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
大矢 幸慧	助教 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2、卒業研究
北村 優依	助教 (歯科衛生士)	歯科保健指導論実習、歯科保健指導論実習Ⅰ、歯科保健指導論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、栄養支援論実習、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2、卒業研究
上田 祐子	助手 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2
野中 麻衣	助手 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、臨床予備実習、臨床実習 1、臨床実習 2

(提出資料-15) (備付資料-83)

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（著書・論文発表・学会活動・講演活動等）は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学生教育に反映できるよう担当科目の専門分野において、個人のみならず学内外との共同研究も行い成果を上げている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表している。さらに毎年本学が発行している研究紀要（備付資料-36～38）や学会誌等に公表している。

専任教員は、科学研究費や外部研究費の申請をしており、令和 5（2023）年度は外部研究費を 2 名 3 件が採択されている（備付資料-84～86）。

本学の研究活動については、「個人研究費規程」（提出資料-規程集 66）による研究費の助成のもと、研究活動に対する行動規範、「愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範」（提出資料-規程集 49）とともに、「愛知学院大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（提出資料-規程集 53）を整備・遵守している。

さらに、学校法人愛知学院による研究費の取り扱いに関する規程である、「学校法人愛知学院における公的研究費等の取り扱い規程」、「学校法人愛知学院公的研究費等不正使用調査委員会規程」、「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」、「愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部競争的資金に係る間接経費取扱要領」、「愛知学院大学短期大学部奨学寄附金取扱規程」（提出資料-規程集 54、55、80、81、83）を遵守している。

「愛知学院大学短期大学部倫理委員会規程」（提出資料-規程集 17）は、平成 29（2017）年度に整備し、規程を遵守・運用し研究倫理審査を行っており、研究倫理に則り適正な研究活動に努めている。

また、専任教員の研究倫理を遵守するため、定期的な研究倫理研修会を本学の FD 研修会として毎年、愛知学院大学歯学部（以下、歯学部）・愛知学院大学薬学部（以下、薬学部）と共催し実施している。なお、令和 3（2021）年度以降は新型コロナウイルス感染症流行のため、e-ラーニングによる受講となった（備付資料-89）。

教員の研究成果を発表する機会として、学内では研究紀要を毎年 1 回発行している（備付資料-36～38）。学外では日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会、日本口腔衛生学会、

日本歯周病学会、日本歯科医学教育学会、日本禁煙学会、日本解剖学会、歯科基礎医学会、日本公衆衛生学会等の多数の専門学会において論文投稿・学会発表する機会がある。

専任教員が研究を行う研究室は、教授と准教授は個室を、講師、助教及び助手は共有の研究室を整備している。また、共同での研究活動のために全ての専任教員が使用できる共同研究室を設置している。さらに令和5（2023）年度には基礎的な実験のための共同実験室の設置を計画し、令和6（2024）年度より運用する予定である。また、本学の研究活動のために愛知学院大学の他学部の研究施設や設備を共同使用することができ、特に歯学部の研究施設や設備を使用する頻度が高くなっている。

専任教員は、研究や研修を行う時間を確保されている。全ての教員は、授業時間以外の毎日と長期休暇期間中において、業務に支障のない限り研究活動に専念できる。専任教員の海外派遣、留学、国際会議出席等の規程は、「愛知学院海外出張規程」「愛知学院在外研究員規程」（提出資料-規程集 71、72）が適用されている。

歯科衛生士の専任教員に対しては、「全国歯科衛生士教育協議会」主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を本学として支援しており、「専任教員認定歯科衛生士」の認定の更新や認定取得のための講習会に積極的に参加している。また、歯科衛生士専任教員講習会には、毎年本学から講師を数名派遣しており、全国の歯科衛生士養成校の教員指導に当たっている。

FD 委員会活動では、教学で必要なテーマにおいて、本学主催や愛知学院大学主催の活動への共催や外部の研修会へ積極的に参加をしており、授業、教育方法の改善を常に行っている。また、FD 活動（備付資料-39～41）の研修成果は共通分野の専任教員間で情報の提供や共有をしている。

## 令和5（2023）年度FD活動について

年月日（講演者）	テーマ	場所
令和5(2023)年4月15日 (愛知学院大学歯学部口腔病理学・歯科法医学講座：久保勝俊氏)	愛知学院大学歯学部同窓会 第11回WEB講演会 「大規模災害時の歯科医療支援-「何ができるか」「何をすべきか」-	ZoomによるWeb講演
令和5(2023)年8月2日、9日 (愛知学院大学歯学部未来口腔医療研究センター人工知能応用部門：河合達志氏)	愛知学院大学歯学部・大学院歯学研究科「歯科医学教育のためのセミナーとワークショップ」 G-1「教員のための人工知能ワークショップ～人工知能との共同作業による教育・研究効率の向上～」	楠元キャンパス 歯学部 第1講義室
令和5(2023)年9月19日 (愛知学院大学教育開発センター：内藤勲氏)、(愛知学院大学教育開発センター：二谷智子氏)	全学FD研究会「授業改善にむけたPDCAサイクルの確立」	Teamsオンライン会議

令和5(2023)年9月28日  (株式会社リアセック キャリアカウンセラー:深井慎吾氏)	短期大学部FD委員会(研修会) 「PROG テスト結果の短大教育への活用について」	短期大学部棟2階201教室
令和6(2024)年3月1日  (福岡歯科大学 成長発達歯学講座 障害者歯科学分野:森田浩光氏)	愛知学院大学歯学部・大学院歯学研究科 「歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ」 G-2「災害時の多職種連携による歯科医療支援の実際と本学での災害口腔医学教育について」	楠元キャンパス 歯学薬学図書館情報センター 4階 大教室
令和6(2024)年3月4日  (医歯専門予備校 メルリックス学院国語科 小論文科:森田浩光氏)	愛知学院大学歯学部・大学院歯学研究科 「歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ」 G-4「新しい世代の学生のスケジューリング及び日本語を読む力に関するメルリックス学院の取り組み」	楠元キャンパス 歯学薬学図書館情報センター 4階 大教室
令和6(2024)年3月5日  (愛知学院大学法学部:尋木真也)、(愛知学院大学健康科学部:下村淳子氏)、(愛知学院大学歯学部:杉田好彦氏)	全学FD研究会「優れた教育実践例から学ぶ」	Teams オンライン会議
令和6(2024)年3月15日  (藤田医科大学 橋渡し研究シーズ探索センター、国立長寿医療研究センター 先端医療開発推進センター 研究倫理管理室:脇之菌真理氏)	愛知学院大学歯学部・大学院歯学研究科 「歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ」 G-3「研究倫理の基本と指針・法令の最新の状況について」	楠元キャンパス 歯学薬学図書館情報センター 4階 大教室
令和5(2023)年9月19日～令和5(2023)年10月31日  (G-1) (医歯専門予備校メルリックス学院 受験情報センター:鈴木倫衣氏)  (G-2) (藤田医科大学 橋渡し研究シーズ探索センター、国立長寿医療研究センター 先端医療開発推進センター 研究倫理管理室:脇之菌真理氏)	G-1「いまどきの歯学部受験生をどうやる気にさせるか～Z世代を教育する難しさ」  G-1「研究倫理の基本と最近の状況について」	Web動画(視聴のみ)  Web動画(視聴のみ)

専任教員は、これらの教育研究活動の成果を各担当授業の内容に積極的に組み入れ、学内のカリキュラム小委員会や教学委員会等と連携しながら学生の学習成果の獲得向上に反映

させている。

### **【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>**

短期大学部事務組織は、「学校法人愛知学院事務組織規程」（提出資料-規程集1）により責任体制が明確になっている。事務職員は、次長、事務長、係長、事務職員3名から成る6名（内1名育児休暇中）、派遣職員3名（他歯科衛生士リカレント研修センター1名）の総計10名で構成されており、次長を責任者として日常業務を行っている。事務室は、庶務係、教務係、学生係、就職係、入試係の5係体制をとっており、それぞれの係が本学の教育研究活動に関わり責任をもって業務に従事している。

庶務係は、教授会事務、公印の保守、公文書の受付・発送・整理保管、短期大学部関係規程に関する変更手続き及び管理をし、事務関係諸規程を整備している。人事事務、経理事務、固定資産及び物品の管理事務等に関する業務等を通じて専任教員と深く関わっている。予算の申請と執行に関しては法人との折衝の中心となる等、法人関係部署と連携しながら研究支援、教育支援に大いに貢献している。

教務係は、入学、卒業、授業・単位修得、試験の実施と成績管理、講義室・実習室等の使用調整・管理、臨地実習先施設との事務連絡、補習授業等の事務管理、また国家試験関係事務手続き等に関する業務を通して教育支援と学生支援に深く関わっている。また、学生連絡については大学内の掲示はもとより、Web CampusやMicrosoft Teamsにて学生個人、学科及び短期大学部全体への連絡をきめ細やかに行っており、担当職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

学生係は、学籍管理（入学・休学・退学）、課外教育活動、学生証・通学証明書・学生旅客運賃割引証発行、学生の保健衛生・福利厚生、修学支援に必要な奨学金等に関する業務を行っており、学生生活全般に深く関わっている。学生とは日常的に窓口業務を通して円滑で持続的な学生生活の基盤整備に努めている。

就職係は、就職指導・斡旋、求人先開拓・連絡、就職・進学事務を通じ教員・学生と深く関わっている。学生とは窓口業務として就職や進学の相談に個別対応することもあり、学生の進路の希望と学生の特性に合わせた支援を行っている。

入試係は、専攻科の入試業務（募集、試験、選考、合格手続き等）を行っている。なお、歯科衛生学科の入試に関する業務は、愛知学院大学入試センターが大学の 9 学部とともに一括して行っている。

いずれの係も本学の各種専門委員会との協働関係が確立しており、委員会の意向を反映した業務を心掛け、円滑な教育研究活動を支えている。また、事務の開設時間は学生の利便性を図るため、昼食時や休暇等事務職員がお互いに代務を行っている。

以上のように、事務職員は事務処理能力、学生対応能力等事務をつかさどる専門的な職能を有し、それぞれの係を分掌することでその能力を発揮している。また、専用のパソコンや愛知学院大学と同一の業務管理のアプリを導入し、学内 LAN（有線・無線）を配備して事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係の諸規程は、「学校法人愛知学院事務組織規程」「学校法人愛知学院事務分掌規程」「学校法人愛知学院事務決済規程」「愛知学院文書取扱規程」「愛知学院公印規程」「学校法人愛知学院監事監査規程」「学校法人愛知学院資金運用規程」「調達規程」「学校法人愛知学院予算取扱マニュアル」「学校法人愛知学院経理規程」「愛知学院固定資産管理規程」（提出資料-規程集 1～5、39、40、63、67～69）等多数の規程を整備している。

事務業務については、業務を遂行するにあたり事務室内に必要な情報機器、備品等が整備されており、業務の効率化と事務処理の改善が図られている。事務室には、プリンター、カラー印刷機、FAX コピー複合機、丁合機、紙折機、大型シュレッダー等の共有機器を備え、教職員が自由に使用することができ、スムーズな事務処理を可能にしている。

SD 活動（備付資料-42）については、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程」（提出資料-規程集 13）を整備し、愛知学院大学と愛知学院大学短期大学部合同の SD 委員会を設置し、教職員を対象に毎年 SD 研修会、講演会等を開催している。SD 研修会は例年、研修内容により対象者が教職員の場合と事務職員の場合と区分して開催しており、本学教職員は該当する研修会に全員参加している。令和 5（2023）年度は、すべての SD 研修会が教職員対象であった。事務職員は人事異動による職域の訓練、外部研修への積極的な参加も SD 活動として実施している。

事務職員は、日々業務の中で各自気づいた点は、意見を出し合い常に改善に向けての修正を行っている。具体的には、令和 4（2022）年度の入学式での教員紹介は、各教室で分かれて行われていたが、令和 5（2023）年度には、講堂内で保護者も交えての教員紹介に変更した。また、入学式後のオリエンテーションの内容も令和 6（2024）年度は入学前教育の中に分散させ、過密内容を緩和させることを計画した。その他、事務手続き等についても常に無駄を無くして、簡素化に努めているが、必ず学生への支援に支障は出ないように務めている。また、事務長が適宜職員の勤務時間や残業時間を把握し、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行っている。令和 5（2023）年度は、専任事務職員 1 名が育児休暇を取得していることから、事務職員の残業時間が増加したが、業務の効率化を検討しながら残業時間の短縮に日々努力していた。その他の人事評価については、令和 5（2023）年度より管理職が各事務所課員の人事評価を面談にて年度の目標と年度末にその達成度を確認していく予定となっていたが、令和 5（2023）年度は理事による管理職の面談のみとなり、当初の予定通りには進んでいないのが現状である。

事務職員は、法人本部や愛知学院大学の関係部署と緊密な連携を行うとともに、教学改革

推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会への同席により、短期大学部教員との各種情報を共有し、常に学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

#### 令和 5（2023）年度 SD 研修活動について

対象職名	年月日	内 容
専任教職員	令和 5（2023）年 7 月 20 日	「河合塾調査による 2023 年度入試結果報告会」 （講師：KEI アドバンス 菊池太樹氏）
専任教職員	令和 5（2023）年 8 月 3 日	「発達障害やコミュニケーションの 苦手な学生の理解と支援」（講師：名古屋市障 害発達センター リンクス名古屋 稲葉美保氏）
事務管理職 （課長以上）	令和 6（2024）年 2 月 27 日	人材育成面談研修（フォロー研修） （講師：日本経営協会 荒谷康文氏）
専任教職員	令和 6（2024）年 2 月 28 日	「DX のキホンと事例の研究」 （講師：株式会社 JSOL 藤川桂佑氏）

#### 【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

学校法人愛知学院では、「学校法人愛知学院行動規範」（提出資料-規程集 42）を定めており、教職員は職務に係る倫理を自覚し、地域社会から信頼と尊敬を得るために自律的に行動している。教職員の人事管理については、「学校法人愛知学院就業規則」「学校法人愛知学院個人番号及び特定個人情報取扱規程」「愛知学院臨時職員規程」「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部非常勤講師規則」（提出資料-規程集 28、84、85、32）を整備している。「愛知学院育児休業等に関する規程」「愛知学院介護休業等に関する規程」（提出資料-規程集 64、65）も整備しており、教職員が安心して出産、育児、介護をしながら就業できる体制が整えられている。

また、労務管理として「愛知学院給与規程」等の各種規程、「学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則」「愛知学院事務系職員等選択定年退職制度規程」「愛知学院職員定年規程」「役員報酬等の支給の基準」「愛知学院大学短期大学部非常勤講師通勤手当支給規程」（提出資料-規程集 23～27、86）を整備し適切に管理している。

事務職員は午前 8 時半から午後 5 時半までの原則週 40 時間労働で学校運営に携わっている。教育職員については、職務の特殊性のため時間的拘束は行っておらず、実習科目が多いため責任持時間（授業時間）は規定されていない。

なお、これらの就労の諸規程は事務室で管理している「学校法人愛知学院例規集」(DVD)(備付資料-87、88)に掲載されており、教職員に周知を図っている。

教職員の就業は、事務職員はタイムレコーダーで出退勤を各自で記録し、教員は事務室に備える出勤簿に各自で記録し、その状況とともに、各種規程に従って教職員の休職等に関する事項等も含め学校法人愛知学院の人事部が適切に管理している。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員は歯科衛生学科や専攻科の授業を数多く担当している。そして、本学の歯科衛生士の専任教員は愛知学院大学歯学部附属病院の担当患者の診療を学生実習の場としている。また、歯科医師の専任教員は愛知学院大学歯学部の兼任教員となっており、講義・実習と愛知学院大学歯学部附属病院にて臨床実習や診療を行っている。このように附属病院を併設していない他の短期大学と比較して学生教育に係る時間数が多くなっており、さらには歯科衛生士リカレント研修センターの講師も兼任している。本学の教員数は短期大学設置基準を満たしているものの、歯科衛生士の専任教員の授業時間数が多く、研究活動の時間の確保も困難となっており、慢性的な人的資源不足が課題となっている。特に令和5(2023)年度は、教員1名が育児休暇により休職したため、専任教員の負担が大きくなった。

教員は卒業研究指導や専攻研究指導を行っており、各教員は自己の専門性を教育に反映するために、研究活動を行い、教員個人の研究スキルを順次高めていく必要がある。専任教員の研究活動を充実させるために、学内研究費のみならず外部研究資金の調達が必要であるが、日本学術振興会の科学研究費補助金の申請・採択者が少なく、今後はさらに全学的な採択数の増加のために教員の人的資源の質の向上が課題である。

また、歯科衛生士専門科目の実習科目については、臨時職員(実習助手)として歯科衛生士の実習補助者を配置しているが、補助者としての資質向上に努める必要がある。

現在、非常勤講師の選考については、短期大学設置基準に準じて、教授会の議を経て採用しているが、詳細な規程を整備していないため、早急に規程を整備する予定である。

歯科衛生士の養成機関の専任教員は主として歯科衛生士が担うことが望ましいと思われるが、短期大学の教員資格選考基準(提出資料-規程集 31)を満たすための学位の取得は、学内や法人内に修士・博士の学位取得のシステムがないことも課題である。

事務職員は令和5(2023)年度に人事異動や育児休暇により職員の大幅な交代があった。本学の事務組織は、愛知学院大学とは別組織の1つの教育機関として様々な業務を抱えていること、そのために職員1名ごとの担当業務が多岐に渡ることで、開講科目の約40%を占める外部講師授業のマネジメントが多いこと、学外での臨床・臨地実習とのマネジメントも多く、授業や学生生活等様々な場面で令和4(2022)年度までの新型コロナウイルス感染症対策を契機に多様な学生への配慮や授業形式の多様化への対応が求められ、また、歯科衛生士リカレント研修センターの事務も行っており、人的資源の量・質ともに不足している。事務職員は積極的な業務内容への対応と意識改革が求められており、SD研修会の機会が与えられているが、人的資源不足の解決にまでは至っていない。

なお、専任教員から基幹教員への変更については、令和5(2023)年度の教授会の議題(提出資料-56)にあげており、令和6(2024)年度に具体的に検討する予定である。

## ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

修士の学位を取得した歯科衛生士教員が歯学部研究生として、最短5年で博士（歯学）の学位を取得できるよう令和4（2022）年度から愛知学院大学大学院歯学研究科と協議しており令和5（2023）年度に規程を改正した（提出資料-規程集31）。

令和4（2022）年度より継続して臨時職員（実習助手3名）を愛知学院大学歯学部附属病院で実施している臨床実習の補助に配置して、専任教員の負担軽減を図っている。

## 〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

### ＜根拠資料＞

[提出資料-規程集]

9. 学校法人愛知学院における防犯カメラ管理及び運用に関する規程
57. 愛知学院図書管理規程
58. 図書館情報センター規程
59. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準
60. 図書館情報センター運営委員会規程
61. 歯学・薬学図書館情報センター運営内規
62. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準
63. 調達規程
68. 学校法人愛知学院経理規程
69. 愛知学院固定資産管理規程
73. 学校法人愛知学院 情報セキュリティポリシー
74. 情報セキュリティ対策基本方針
75. 情報セキュリティ対策基本規程
76. 情報セキュリティ委員会規程
87. 学校法人愛知学院危機管理規程
88. 用品管理要領
89. 学校法人愛知学院施設管理規程

[備付資料]

90. 学校法人愛知学院 校地配置図
91. 楠元キャンパス配置図
92. 短大部棟平面図（1階～5階）
93. 末盛キャンパス平面図（歯学部附属病院1階～7階）
94. 薬学部棟平面図（3階）
95. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター LIBRARY GUIDE
96. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター HP <https://www.slib.agu.ac.jp>
97. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター・末盛分室（月見坂ライブラリー）概要

(2023年度)

- 98. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター平面図
- 99. 令和5年度(2023年度)歯学・薬学図書館情報センター蔵書報告
- 100. 2023年度 歯学・薬学図書館情報センター日・祝日会館予定表(楠元)
- 101. 名古屋市認定エコ事業所
- 102. 防災管理年間計画(2023年度)
- 103. パソコン教室平面図(4号館3階)

**[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

**<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>**

本学の校地面積は、下表のとおり短期大学設置基準(3,100m<sup>2</sup>)を充足している。校地は、愛知学院大学楠元キャンパスにあり、歯学部、薬学部、技工専門学校と一部共用している(備付資料-90、91)。

**愛知学院大学短期大学部校地面積**

区分	収容定員	基準面積	校地		
			専用面積	共用面積	合計

愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m <sup>2</sup>	12,342 m <sup>2</sup>	28,447 m <sup>2</sup>	40,789 m <sup>2</sup>
-------------	------	----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

運動場は、楠元キャンパス内のグラウンドを授業や課外活動のために歯学部、薬学部、技工専門学校と共用で使用している。面積は、4,967.93m<sup>2</sup>であり、これらの活動に適切な面積を有している（備付資料-90、91）。

平成 27（2015）年度に新設した短期大学部の学舎の校舎面積は、下表のとおり短期大学設置基準(3,100m<sup>2</sup>)を充足している。校舎についても、楠元キャンパスにあり、歯学部、薬学部、技工専門学校と一部共用している（備付資料-92）。

### 愛知学院大学短期大学部校舎面積

区分	収容定員	基準面積	校舎		
			専用面積	共用面積	合計
愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m <sup>2</sup>	4,845 m <sup>2</sup>	20,180 m <sup>2</sup>	25,385 m <sup>2</sup>

校地と校舎は、障がい者に対応している。共用部分も含めたすべての施設でスロープやエレベーターを設置しバリアフリー化して、車椅子で施設を利用することが可能となっている。また、障がい者専用の駐車場を歯学部基礎棟前に設置しており、安心・安全な環境が整備されている。

さらに、楠元キャンパスとして、歯学部・薬学部と各種施設設備を共有し整備している（備付資料-91）。楠元キャンパスと末盛キャンパスにおいて、共用部分としているのは下表のとおりである。共用部分で主に学生が使用しているのは、学生の休憩スペースである薬学部棟学生ホール、4号館食堂、マグネットラウンジ（談話室）、歯学・薬学図書館情報センター、パソコン室（備付資料-94、103）、体育館、運動場であり、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。校地・校舎を含めた共用部分の使用については、各学部との教務担当者が綿密に協議・調整していることから、教育研究上の支障はない。

### 共用施設一覧

施設	建物数	合計面積 (m <sup>2</sup> )	主な用途
楠元 図書館1階	1	770.90	図書閲覧、自習、研究
楠元 図書館2階	1	1,001.90	図書閲覧、自習、研究
末盛 図書館分室「月見坂ライブラリー」	1	166.72	図書閲覧、自習、研究
楠元 4号館パソコン室	1	280.90	講義、研究、自習（検索）
楠元 歯学部基礎棟保健室	1	48.91	応急対応、健康相談
楠元 薬学棟カウンセリングルーム	1	32.83	カウンセリング
楠元 講堂	1	903.15	入学式、卒業式、登院式、学会、

			公開講演会等
楠元 薬学棟学生ホール	1	351.37	自習、昼食
楠元 4号館食堂	1	311.70	自習、昼食
末盛 愛知学院大学歯学部附属病院（南・西館）	1	11,449.62	歯科診療、内科・外科診療、学生臨床実習
末盛 歯学部臨床教育研究棟	1	8,452.76	昼食、ロッカー室
末盛 中央棟/月見坂テラス	1	482.87	昼食、談話室
楠元 短大部棟 2階マグネットラウンジ	1	188.80	談話室
楠元 体育館	1	3,269	授業、課外活動
楠元 運動場（グラウンド）	1	4967.93	授業、課外活動

（備付資料-91、93、94、103）

短期大学部と学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意している。なお、令和6（2024）年度より、共同実験室を設置する事になっている。

短期大学部棟は、1階から4階までの延床面積は3,652.66㎡である。講義室7室、専任教員研究室13室のほかに、1階に事務室、IR・キャリアサポート室、学科長室、学長室・教学改革推進室・歯科衛生士リカレント研修センター事務室、歯科衛生士リカレント研修センターを置き、本学学生や外部訪問者の利便性を図っている。さらに2階には学生用ロッカー室（122.00㎡）を設置、各学年番号で区切っており、ロッカーを各自1本ずつ使用できるようにになっている。また、歯科衛生士教育のためにブラッシングのできる洗口コーナーを設け、トイレとは別にブラッシングができるよう、鏡のついた洗口できる水周りを整備している。また、2階には昼休みや放課後に学生同士の談話ができる学生談話室（マグネットラウンジ）（188.80㎡）の設置があり、放課後の自習室としても利用できるようになっている。4階には研究室や共同研究室を設置している（備付資料-92）。さらに薬学部棟3階には、実習室3部屋を設置している（備付資料-94）。通信による教育は行っていないため、そのための施設はない。

授業用の機器・備品の整備状況は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて整備している。適宜、教職員や学生からの要望も考慮して改善しており、定期点検も実施している。施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を行っている。令和5（2023）年度は、2階と3階の講義室横に内線電話を設置し、講義室使用者と事務室が緊急連絡がとれるように改善した。授業用の機器・備品の管理は、使用する科目担当者と事務室で行っており、点検やメンテナンスとともに老朽化した機器・備品を計画的に更新している。令和5（2023）年度には講義室2部屋のプロジェクターを交換し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけては、臨床実習室の歯科用チェアを全て交換した。

また、講義室・実習室に設置している機器・備品以外に貸出用パソコンやレーザーポインター等を事務室で管理し、教員が授業で使用する場合や学生が卒業研究などに利用を申し出た場合に貸し出しをしている。令和3（2021）年度からは、授業などで2部屋同時配信シ

システムを 201 教室と 302 教室、301 教室と 305 教室に設置したが、現在は、1 教室での対面授業を行い、公欠者に対しては Microsoft Teams でのライブ配信授業やオンデマンド授業をして対応している。

薬学部棟の 3 階にある、模型実習室 2 室 (121 名収容)、臨床実習室 1 室 (63 名収容) (備付資料-94) は、収容人数に制限があるため、1 学年を 2 クラスに分け交代制で使用している。

### 短期大学部施設一覧

校舎	教室		収容 人数	機器・備品						
				マイク	プロジェクター	モニター	DVD	OHC	スクリーン	ロッカー
短期大学部棟	201※	講義室	160	○	○	○	○	○	○	
	202	講義室	56	○					○	
	301	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	302	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	303	講義室	56	○	○		○		○	
	305	講義室	56	○	○		○		○	
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	専攻科室	専攻科室	10		○					○
413	共同研究室	18								
薬学部棟	302	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	303	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	301	臨床実習室	63	○		○	○			
4号館	パソコン室	パソコン室	168	○	○	○	○		○	

※201 教室…1/2 に分けることが可能な講義室。

本学では、固有の設備として「短大図書室」を有していたが、平成 22 (2010) 年度に同じ楠元キャンパス内の「歯学・薬学図書館情報センター」と「短大図書室」の統合がおこなわれ、本学の所蔵図書を「歯学・薬学図書館情報センター」に移している。

「歯学・薬学図書館情報センター」(備付資料-95、96) は、平成 17 (2005) 年にそれまでの「愛知学院大学図書館情報センター・歯学部分館」から改称された。平成 21 (2009) 年度には耐震工事实施に伴うリニューアルがおこなわれており、その後に先述の「短大図書室」との統合がおこなわれた結果、楠元キャンパス内全体での共用施設となっている。

現在、「歯学・薬学図書館情報センター」では医学・歯学・薬学・歯科衛生学関係の資料を収集し、各種規程 (提出資料-規程集 57、58、60、61) に基づいて運営をおこなっている。図書館棟 1 階と 2 階の閲覧室延床面積は 754.2 m<sup>2</sup>、書庫棟延床面積は 800.6 m<sup>2</sup>、その他 218.5 m<sup>2</sup>となっており、短期大学部の学生を含めて楠元キャンパスの学生にとって適切な共用施設となっている (備付資料-98)。

開架収容能力冊数は約3万冊で、4層構造の書庫収容能力冊数は約18万冊となっている。令和5(2023)年度の蔵書数は136,933冊で、視聴覚資料や電子書籍を含めると合計139,652冊、所蔵学術雑誌種数は末盛分室「月見坂ライブラリー」(備付資料-97)の蔵書も含んで、2,404種となっている(備付資料-99)。館内の資料は、歯学・薬学・歯科衛生学関係の専門教育にかかわる図書他、語学・人文社会学分野に関する図書も配架され適切な資料数を保有している。1階と2階の閲覧室の閲覧総座席数は182席となっており、2階の研究用閲覧室は、研究用医療図書館として専門書や学術雑誌等の図書館資料を配架しているほか、電子ジャーナルやデータベースが閲覧・利用できる設備等を設けている。2階の座席はキャレル席24席、内仕切り付き一人掛け用24席、教員専用席4席、障がい者用閲覧席1席を含むものとなっている。また、1階学習用閲覧室は開架図書・指定図書・問題集コーナー、企画展示コーナー、ブラウジングコーナーが設けられており、一般座席のほか個人学習室2室や談話コーナー8席を設け、快適性と利便性を重視した環境としている。ほかにも、書籍以外でも学習・研究に関する情報を得られるよう、館内には蔵書検索用の端末が1階に2台、2階に2台設置されている。情報検索用の端末も2階に8台設置され、それぞれがデータベースや電子ジャーナルの利用において使用されている。そのほか、閲覧室には無線LANが設備されており、パソコンの持ち込みによる学習・研究にも対応できるようになっている。

購入図書の選定と廃棄は、「愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準」「愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準」(提出資料-規程集 59、62)に基づき、学生から、もしくは各部署からの要望を組み入れながら収集にあたっている。具体的には、毎年歯学部・薬学部・短期大学部で予算に応じて購入図書の選定を行っており、学生には常時図書の購入希望を受け付けている。所蔵資料に重複・汚損が生じた場合などには除籍と廃棄をしている。また、図書館が「学習図書目録」の機能を持つことで利用者のより有用な図書館利用を促すことをねらいとしており、授業で用いられる教科書やテキスト・参考図書は原則的にそのすべてが館内に常備されている。

歯学・薬学図書館情報センター所長1名、専任職員3名、嘱託職員1名、委託社員10名で、そのうち司書の有資格者は12名である。また、委託社員の内6名は、日本医学図書館協会が主催する「ヘルスサイエンス情報専門員」の資格を取得し、図書館員としての能力向上に努めている。

開館日は、短期大学部をはじめ楠元キャンパス内の歯学部・薬学部・技工専門学校の授業や行事に沿うように設定されている。令和5(2023)年度における開館日数は298日であり、延長開館日数は210日であった(備付資料-100)。

図書館機能の管理・維持・向上のための取り組みとして、本学には楠元キャンパスのほかにも末盛キャンパス、日進キャンパス、名城公園キャンパスを合わせた4つのキャンパスそれぞれに図書館が整備されており、学内4館の間では図書館の相互協力について文献複写・現物貸借を積極的に進め、それぞれにおける図書館施設の地域開放の取り組みがおこなわれている。

本学図書館全体による学外連携については、平成12(2000)年に本学・中部大学・南山大学の3大学図書館による「CAN私立大学コンソーシアム」が結成され、加盟各大学の所蔵資料を横断的に検索するシステムの構築により、加盟3大学の学生・教職員がインターネット上で効率よく資料検索ができるようになった。さらに、平成23(2011)年度に大学図書館

コンソーシアム連合「JUSTICE」が設立され、価格上昇の続く電子資料について、出版元との価格交渉を加盟大学の連合体によっておこなえるようになった際、この連合に加盟したことなどが挙げられる。

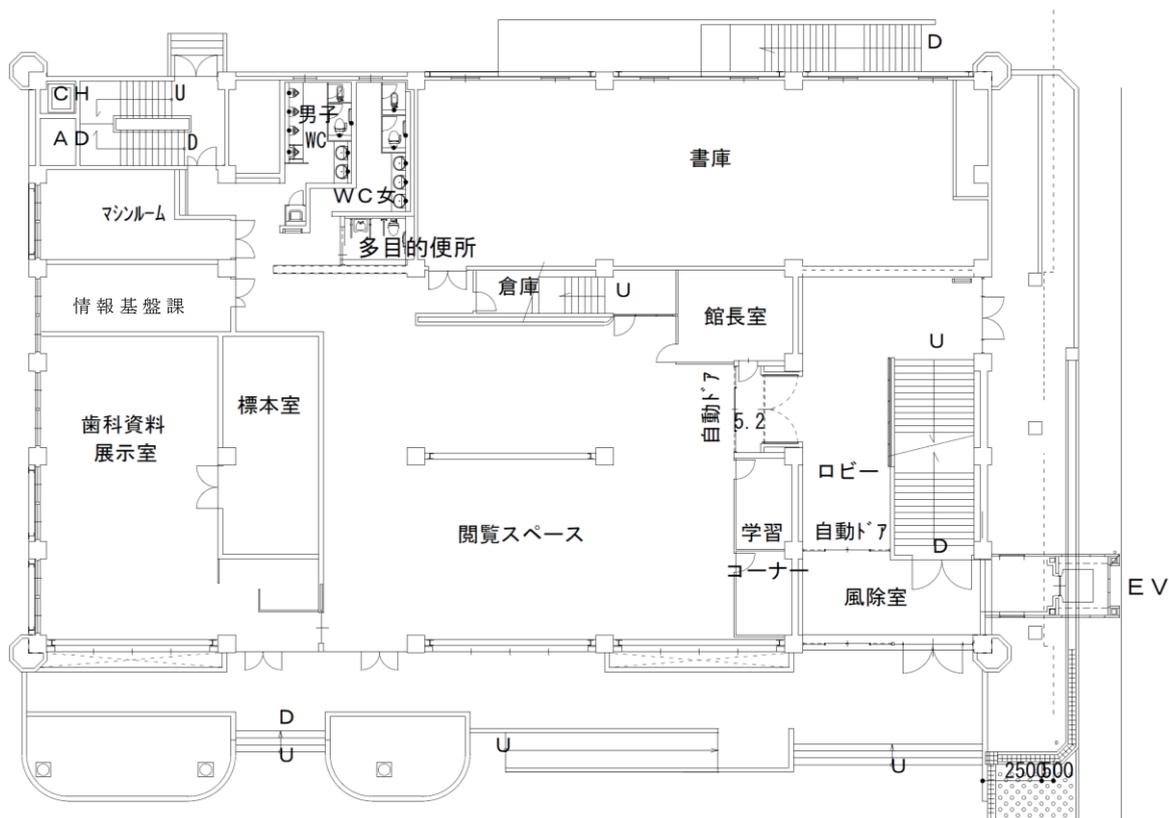
「歯学・薬学図書館情報センター」独自の学外との連携については、日本医学図書館協会、日本薬学図書館協議会、東海地区医学図書館協議会といった組織に加盟し、他の私立大学図書館に加えて国立大学、病院図書館などの加盟館と情報交換をすすめているほか、東海地区医学図書館協議会の「東海目録」に参加し、地域の医療関係者に向けて情報提供の便宜を図っていることなどが挙げられる。

そのほか、近年の管理・維持・向上のための取り組みとしては、令和4(2022)年に学内の図書館全体で所蔵する図書・資料についての扱いを定めた「愛知学院図書管理規程」の改訂の取り組みにあたったこと(提出資料-規程集57)、施設面で令和元(2019)年度に書庫1階の棚板3段6枚を奥行400mmに交換、大型図書用書架を2台増設したこと、末盛キャンパスの末盛分室が令和5(2023)年9月末の末盛キャンパス新校舎(臨床教育研究棟)完成時に当該校舎へ移設となったことに伴い「月見坂ライブラリー」として開室したことなどが挙げられる。

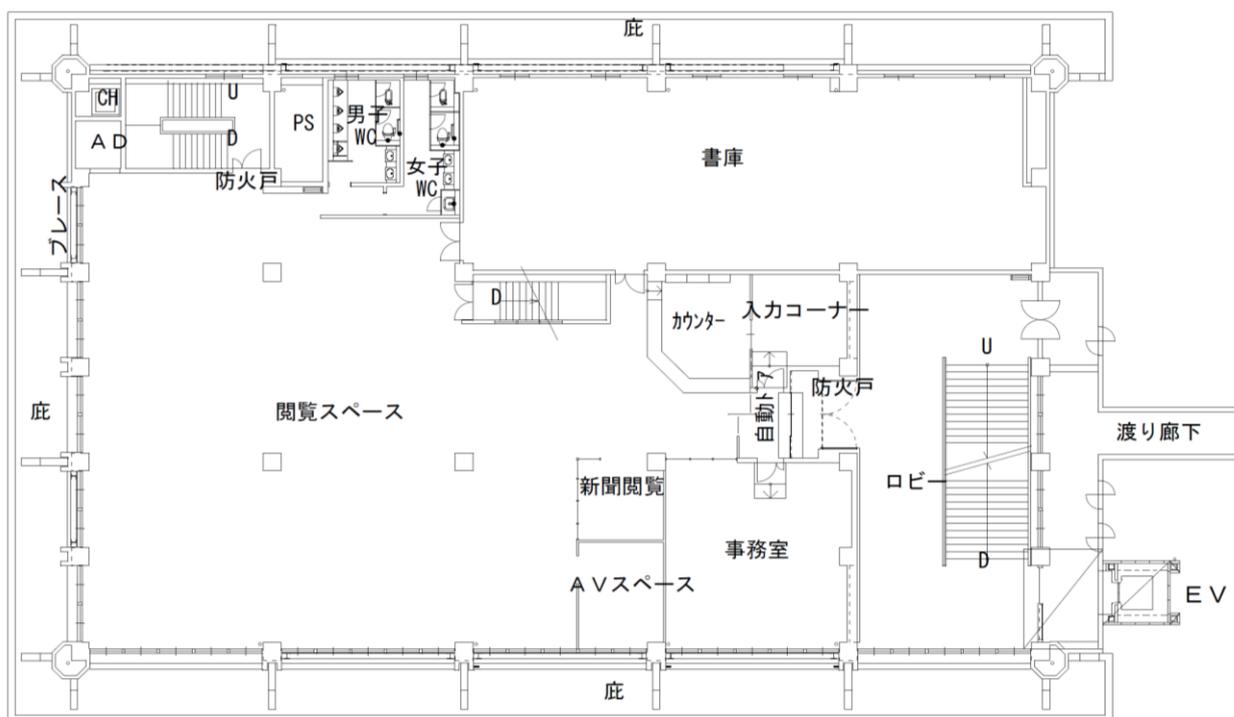
楠元キャンパスの体育館(3,269㎡)(備付資料-91)は、歯学部・薬学部との共用であるが、授業で他学部と同時に使用することはなく、適切な面積を有している。本学学生の「スポーツ科学」の実技や課外活動などで使用し、例年、「スポーツ科学」の対面授業においてバドミントン、卓球などの実技の際に使用している。また、課外活動において歯学部や薬学部の課外活動に本学学生の入部が可能な硬式野球部、準硬式野球部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、弓道部、アーチェリー部などは共用施設を活用している。

令和5(2023)年度は、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での授業は行っていない。しかし、公欠者に対して教室で行った授業をライブ配信で提供、もしくはオンデマンドで提供した。これらの授業は、すべて教室と実習室で行った。

愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター（全体の配置図）



図書館 1階平面図



図書館 2階平面図

## 【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備に関しては、「調達規程」「学校法人愛知学院経理規程」「愛知学院固定資産管理規程」「用品管理要領」「学校法人愛知学院施設管理規程」（提出資料-規程集 63、68、69、88、89）などの諸規程を整備している。これらの規程に基づいて、備品・用品の管理帳票を作成し、施設設備や物品を維持管理している。

施設設備の維持管理について、電気関係は主任技術者・工事士・エネルギー管理者、ボイラー関係は技士・整備士、危険物関係は取扱免許取得者、冷凍機関係は取扱責任者、衛生・環境関係は管理技術者・浄化槽技術管理者・浄化槽管理士・水道技術管理者、建築関係は設備点検資格者・検査資格者、消防関係は防火管理者、設備点検資格者・整備士、廃棄物関係は管理責任者を法人内に配置し、関係監督官庁への許認可届出のほか常時測定・検査を実施し安全衛生管理を行っており、短期大学部棟についても楠元キャンパスとして同様に維持管理を行っている。

火災等の災害や防犯対策としては、「学校法人愛知学院における防犯カメラ管理及び運用に関する規程」「学校法人愛知学院危機管理規程」（提出資料-規程集 9、87）の諸規則を整備している。

火災・地震対策として、愛知学院法人本部にある秘書部と施設部により、火災・地震などの災害全般の対策が講じられている。中央監視装置・防災監視盤を導入し、熱源設備・空調設備の監視・運転、電気設備・給排水設備の監視、消防用設備の監視・動作の制御及び照明操作盤にて、制御・状態監視を行って定期的な点検を実施している。

楠元キャンパスでは、防火・防災管理委員会と防火・防災 PDCA 小委員会で防災管理年間計画（備付資料-102）が毎年計画されており、消防設備・機器巡視点検、自動火災報知設備操作訓練、非常用避難ハンゴ、緩降機を使用した避難訓練、消火訓練を毎年行っている。火災訓練については、楠元キャンパスの歯学部・薬学部・短期大学部が輪番制で指導役を行い、授業中の学生も動員し毎年開催されている。平成 27（2015）年度に短期大学部棟は、耐震・防災に優れた建設物に新築された。校内の自動販売機に災害対応ベンダーを設置している。2階マグネットラウンジ（談話室）のベンチ椅子には非常用毛布等が格納されている。4階エレベーターホールには災害救助用具・非常用 BOX が設置されている。1階には AED（自動体外式除細動器）が設置されていて、教員、事務職員及び学生が使用できるように教育しており、細部にわたり、防災対策を施した校舎となっている。さらに各教職員には避難用品と

して非常用品セット・デスクサイドタイプが支給されている。

防犯対策としては、複数の防犯カメラを設置し、守衛室で映像の記録や監視を行っている。短期大学部棟の校舎にはセキュリティ装置を設置し、特に夜間・休日の出入退管理を実施しセキュリティの高い校舎となっている。研究室、資料室など学生が簡単に出入りできないよう、カードキーにより入室し、事務室についても授業後午後5時半には、セキュリティが自動的に架かるシステムとなり、さらに建物内外に配備されている防犯カメラにより、学生や教職員及び施設の安全性確保に万全を期している。令和5(2023)年度は、不審者の侵入に備えて、刺股を3本、事務室、実習室、教員室に設置した。設置場所には、使用方法を記載したパネルを掲示し、学内アプリでも使用方法を周知した。

学術活動や業務で使用する情報機器は、法人の情報推進部情報基盤課が運用管理する学内ネットワークへ接続されており、各キャンパス（日進・楠元・末盛・名城公園）間の通信はもとより、学術情報ネットワーク（SINET）とも光回線で接続されている。学内外からのアクセスは、ファイアーウォールによる防御や各種フィルタリングを実施し、安全な接続環境を構築している。基幹ネットワーク構成は物理的に二重化されており、信頼性の高い接続環境となっている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「学校法人愛知学院 情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ対策基本方針」「情報セキュリティ対策基本規程」「情報セキュリティ委員会規程」（提出資料-規程集 73～76）を定めている。運用面における具体的対策としては、法人全体でアンチウイルスソフトを調達し、ウイルス検疫処理や迷惑メール対策などが行われており、内部情報の流失や改ざんを多層的に防御している。また、ファイアーウォールを設置し、外部からのサイバー攻撃やウイルスの侵入を防いでいる。学外から学内ネットワークに接続する場合は、安全にログインできるよう、バーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）を利用したサービス提供も行われている。ユーザー支援についても、情報推進部に支援体制が整っており、迅速な対応を受けることができる。教職員にはコンピュータのセキュリティを周知徹底し、個人情報に関する漏洩防止対策として、コンピュータソフトやファイルを持ち出さないよう、厳重注意が通達されている。

省エネルギー・省資源対策等の地球環境保全対策として、地球温暖化対策の重要性を認識し、現在増加傾向にある事業活動に伴う温室効果ガスの排出を減少傾向に転換させるべく、エネルギー使用の合理化・改善、空調温度の適正化、廃棄物の減量・リサイクルの推進、緑化事業の推進、節水などに努めている。本学は、SDGsの一環として、省エネルギー・省資源対策として、校舎の空調設備システム、人感センサー付き照明器具を取り入れ、さらにはクールビズ、ウォームビズに取り組んでいる。

なお、楠元キャンパスは平成20(2008)年度に、「名古屋市エコ事業所」（備付資料-101）の認定を受けた。

## <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

現在の短期大学部棟の設備・機器・備品に関しては一部老朽化による不具合が生じており、今後も継続した更新が必要となる。薬学部棟にある実習室における設備・機器・備品についても、毎年機械点検や修理を行っているが、設置後17年を経過しているため、計画的な更新・改善が必要であり、模型実習室の実習台の更新を予定している。しかしながら、近年の

歯科衛生士の業務は拡大しており、高度化している歯科衛生教育に対応するための新規物的資源は高額であるため、設備・機器・備品の充実が困難であることが課題である。

楠元キャンパス全体の環境・施設・設備における管理には常に維持管理費が必要であるが、図書館の電子ジャーナルの価格高騰・図書予算の削減や、教育課程に準拠した指定図書の予算の減額、パソコン室のコンピュータの老朽化等、キャンパスでの共用施設における設備・機器・備品の諸問題があり、充実や強化は今後も強く望まれる。特に楠元キャンパスにおける短期大学部学生と教職員の人数割合や図書館の利用率が少ないことから、図書館の本学に関わる予算が少なくなっていることが課題である。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

「歯学・薬学図書館情報センター」の歯学・歯科衛生学に関する蔵書は、愛知県随一である。

### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

[提出資料-規程集]

90. 愛知学院ソフトウェア管理規程

[備付資料]

103. パソコン教室平面図 (4号館3階)

104. 学内 LAN の敷設状況

105. 愛知学院情報推進部 IT サポートサイト

<https://it-support.agu.ac.jp/>

<https://it-support.agu.ac.jp/service/freshman/>

### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実として、学習成果を効率的に獲得するために下記の IT 技術の提供と支援、施設の整備を図っている。技術サービスと専門的支援として、情報推進部情報支援課では令和 5(2023)年度に IT サポートの一環としてウェブサイトを整備し、Microsoft 365 や Microsoft Teams の内容を中心に学生・教職員向けの情報配信を行っている(備付資料-105)。令和 5(2023)年度からは薬学部棟 1 階に IT サポートオフィスを設け、Microsoft Teams の利用についてはもちろん、デバイスごとのネットワーク環境設定など、利用者が年間を通じ対応・相談でき、IT に関する相談や専門的な支援を受けられる体制を整えている。4 号館 3 階にあるパソコン室には、パソコン(HP EliteDesk 800 G3 SF/CT、平成 29(2017)年 8 月 22 日納品)169 台(教員用 1 台、学生用 168 台)が設置されている。また、資料提示装置(OHC)、BD プレーヤーを完備して、マルチメディア室としての機能、役割も備えている。

情報技術の向上について、情報推進部を中心に Microsoft Office365(特に Microsoft Teams)の利用や、学内ネットワーク利用に関する情報提供や支援体制が学生と教職員へ提供されている。利用に関する不明点や不具合などが発生した際は、個別対応も可能な IT サポートオフィスで対応し、学術活動・学習支援において実効性の高い対応が行われている。また、IT サポートサイトでは新入生向けの専用ページも設け、入学後の授業利用に必須となる「Microsoft アプリのインストール方法」「Microsoft Teams の利用方法」等についてのマニュアルを展開している(備付資料-105)。

また、短期大学部事務室では、新入生に対して入学時のオリエンテーションで「Microsoft アプリのインストール方法」「Microsoft Teams の利用方法」等を説明し、さらに IT に関する初歩的な問題に対しては個別対応している。さらに本学では FD 活動として、適宜必要に応じて教職員の IT 機器やアプリの使用方法について研修会を実施するなどのトレーニングの機会を設けている。なお、新型コロナウイルス感染症流行のため、必要に迫られたことから本学は令和元(2019)年に遠隔授業に対応するための研修会を多く行った。それにより教職員の技術力が上昇し、新型コロナウイルス感染症流行に対応した。令和 5(2023)年度については、一定の技術力が確保されたため、IT に関する FD 活動は実施しなかった。

これらの技術的資源と設備の両面において、計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。情報推進部では、毎年教職員のシステム利用状況を把握し、技術動向に関する情報収集等を行いながら技術的資源に関する分配の見直しに活用している。

また、本学教職員は、教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいた授業や学校運営に活用できるよう、各自 1 台以上のコンピュータを専用で使用している。学内のコンピュータは、備品として整備・管理され、使用しているソフトウェアについても「愛知学院ソフトウェア管理規程」(提出資料-規程集 90)により厳重に管理されている。

学内 LAN については、パソコン室や研究室などのコンピュータは、愛知学院大学の学内ネットワークに接続されており、学術情報ネットワーク（SINET）を経由してインターネット接続している。また、学内の Wi-Fi 接続は、学生・教職員が持ち込んだ様々な端末でも接続利用することが可能である（備付資料-103、104）。学内 LAN は常に点検・整備しているが、令和 5（2023）年度は学内 LAN のさらなる安定化と速度の向上を図るための改良整備を行った（備付資料-104）。

教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業実施に努めている。現在、1 年次の学生を対象とした「歯科保健指導論実習」で撮影した口腔内写真を用いた資料作成で 6 コマ、2 年次の学生を対象とした「歯科と統計手法」で 1 コマをパソコン室のパソコンを利用し Powerpoint や Excel を用いた教育を行っている。また、授業外学習として、パソコン室や各自のパソコンを利用したレポート作成や文献を検索することを奨励し、1 年次の「栄養支援論実習」や 2 年次の「歯科と統計手法」等の課題レポート、3 年次の卒業研究、専攻科の論文作成、学習成果の作成や提出に Microsoft Office365 の Word や Excel、Microsoft Teams を活用している。令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパソコン室の利用は不可となったが、令和 4（2022）年度より、通常に戻り平日 9:15～17:15 利用する事が可能となった。

現在、特別教室として整備し、開放しているのは情報機器を利用した自習環境が整備されているパソコン室のみである。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生から、パソコン室は授業外学習に使用したい旨の要望が多いものの、開館時間がほぼ授業時間内となっており短く、授業外で使用することに制限がある。また、パソコン室専属の派遣職員は 1 名配置されているが、職員が不在の場合、閉室時間となり、学生の学習の妨げとなる場合がある。また、他部署と使用希望日が重なった場合は授業日程の調整が必要となる。

本学では、入学時にタブレットを安価に購入できる案内を配付しているが、購入を強制していないので、学生各自が保有している機器にばらつきがある。そのため授業で一律に使用することが困難で、授業での積極的使用の足かせとなっている。また、学生の経済的負担を考えると強制購入させることを躊躇している現状がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和 2(2020)年度、遠隔授業の実施に際しては、教員と学生への Microsoft Teams での授業や課題の取り組みについての技術向上を、学内研修会ならびに本法人の情報基盤課によるマニュアル提示により円滑に行う事ができた。さらに、令和 3(2021)年度からの対面授業開始の際には、2 教室間での分散授業を実施し、密集を防ぐ感染予防対策は効果的であった。しかし、1 授業に対する担当教員が 1 名であることが多く、配信教室ではない教室での双方向授業は難航した。実習においては、令和 2(2020)年度後半には、2 クラス制により収容人数 50%の実習室使用による感染予防対策を講じた以外は、従来同様の対面授業を実施した。これらの経験を踏まえて、公欠者のみに配信授業もしくはオンデマンド授業にて対応している。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

#### [提出資料]

25. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
26. 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
27. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
28. 財務状況調べ[書式 4]
29. 資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
30. 資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
31. 資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）  
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
32. 資金収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
33. 資金収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
34. 資金収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）
35. 活動区分資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
36. 活動区分資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
37. 活動区分資金収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）  
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
38. 事業活動収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
39. 事業活動収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
40. 事業活動収支計算書（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）  
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
41. 事業活動収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
42. 事業活動収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
43. 事業活動収支内訳書（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）
44. 貸借対照表（学校法人愛知学院）（令和 3（2021）年度）
45. 貸借対照表（学校法人愛知学院）（令和 4（2022）年度）
46. 貸借対照表（学校法人愛知学院）（令和 5（2023）年度）  
<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
47. 令和 5（2023）年度愛知学院事業報告書  
[https://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2024/jigyou\\_report2023.pdf](https://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2024/jigyou_report2023.pdf)
48. 令和 6（2024）年度 学校法人愛知学院事業計画  
[https://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2024/jigyou\\_keikaku2024.pdf](https://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2024/jigyou_keikaku2024.pdf)
49. 令和 6（2024）年度 学校法人愛知学院予算書

#### [提出資料-規定集]

#### 40. 学校法人愛知学院資金運用規程

[備付資料]

106. 寄付金募集案内・申込書 <http://www.aichi-gakuin.jp/donation/index.html>

107. 学校法人愛知学院財産目録（令和3（2021）年度）

108. 学校法人愛知学院財産目録（令和4（2022）年度）

109. 学校法人愛知学院財産目録（令和5（2023）年度）

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

学校法人愛知学院計算書類における愛知学院大学短期大学部の事業活動収支計算書は、以下の通りである。年度ごとの収支計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している（提出資料-25～42）（備付資料-107～109）。

愛知学院大学短期大学部事業活動収支計算書 (単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学生生徒納付金収入	405,565	401,815	406,129	408,965
その他収入	158,372	132,940	117,654	117,778
経常収入	563,937	534,755	523,783	526,743
特別収入	2,004	375	385	874
事業活動収入（帰属収入）	565,941	535,129	524,168	527,617
人件費	325,265	288,660	370,214	232,498
教育研究費	297,308	266,340	258,551	284,871
（減価償却額）	(112,531)	(111,547)	(110,595)	(114,180)
管理経費	29,625	30,521	31,402	29,025
（減価償却額）	(5,418)	(5,492)	(5,540)	(5,304)
その他支出	0	0	0	0
経常支出	652,198	585,521	660,167	546,394
特別支出	1,698	703	1,409	1,670
事業活動支出計（消費支出）	653,896	586,224	661,576	548,064
基本金組入前当年度収支差額	△87,955	△51,095	△137,408	△20,447
主な変動要素				
教育研究経費比率(%)	52.7	49.8	49.4	54.1

教育研究経費比率については、54.1%となり、人件費については、44.1%という結果となった。

学校法人愛知学院貸借対照表 (単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部				
固定資産	114,846,376	112,291,929	108,299,081	108,356,881
有形固定資産	75,877,822	74,184,607	73,453,632	73,821,196

その他の固定資産	38,968,554	38,107,322	34,845,449	34,535,685
流動資産	33,351,180	35,293,002	36,912,879	35,473,701
資産の部合計	148,197,556	147,584,931	145,211,960	143,830,582
負債の部				
固定負債	6,167,186	6,268,704	6,322,733	6,318,792
流動負債	5,097,621	4,855,899	4,986,458	4,919,268
負債の部合計	11,264,807	11,124,603	11,309,191	11,238,060

純資産構成比率は、過去3年間とも90%を上回っており、全国平均よりも高い割合である。総負債比率についても、8%未満であり、財務状況は健全であると考えられる。

法人全体と短期大学部を比較すると、事業活動収支においては、法人全体では令和5(2023)年度より、短期大学部では、過去3年以上支出超過が続いている。

また、収入の要となる学生生徒納付金比率は、法人全体、短期大学部ともに全国平均より多くの割合を占めており、収入については学生生徒納付金への依存率が高いことがわかる。

一方支出の多くを占める人件費比率は、短期大学部、法人全体ともに全国平均よりも高い割合となっており、法人全体では、過去3年間、概ね56%前後となっている。

法人の貸借対照表から見た財務状況は、借入金の無い経営を維持しており健全な状況である。したがって、短期大学の存続を可能とする財政は維持できている。

退職給与引当金については、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

資産運用については、「学校法人愛知学院資金運用規程」(提出資料-規程集40)に基づき適切に行っている。なお、教育研究用の施設設備と学習資源(図書等)については適切に資金配分がされている。教育研究経費について、経常収入の54%と高い割合となっているが、これは実習関連の経費の強化とICT環境整備が要因であり、事業活動収支の支出超過が続いている。

公認会計士の監査については、毎年10月から次年度5月まで実施され、指摘等に対して適切に処理している。

寄付金の募集については、現在特定公益増進法人となっており、適正に管理している(備付資料-106)。なお、学校債の発行は現在行っていない。

収入において、大きく割合を占める学生生徒納付金に係る学生数について、令和5(2023)年度から過去3年間の歯科衛生学科5月1日時点の状況は以下の通りである。

	事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初年度	入学定員	100	100	100	100
	入学者数	107	107	106	107
	充足率	1.07	1.07	1.06	1.07
全	収容定員	300	300	300	300

	学生数	312	317	316	318
	充足率(%)	1.04	1.06	1.06	1.06

過去3年間の数値を見てみると、入学定員ならびに収容定員数は毎年満たしており、それぞれの充足率は妥当な水準であり収入の基となる学生数は確保されている。そして、事業活動収支の支出超過ではあるが、安定した収支を示し、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。学校法人及び短期大学部は、毎年度の事業計画と予算（提出資料-48、49）を関係部門の意向を集約し、3月の理事会において決定後、速やかに通知（示達）している。

年度予算については、日常的な出納業務を適正且つ円滑に実施し、経理責任者の承認後、必要に応じて理事長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

また毎月「月次試算表」を作成のうえ、経理責任者を経て学内理事会（理事長含む）に報告しており、財的資源を年度ごと適切に管理している。

**【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

**[注意]**

**基準Ⅲ-D-2 について**

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

## <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

近年の18歳人口の減少と、高校生の大学等への進学率の向上から、全国的に短期大学への進学率は減少している。一方、令和5(2023)年度調査によると、全国的には、歯科衛生士養成校数は専門学校149校、短期大学16校、大学13校と全国合計178校で、学校の種別を問わず毎年1~2校増加傾向にある。現在の歯科衛生士の養成は専門学校が中心となっているが、医療職への社会のニーズや医療の高度化に伴い、他の医療職と同様に大学での養成が主流になり、短期大学への志願者の減少が見込まれる。本学は歯科衛生学科のみの短期大学となっており、愛知県唯一の歯科衛生士養成の短期大学であることから、当面は短期大学として財政上の経営は安定して維持できると考えられるが、長期的な展望となっていない。

本学の短期大学の強みとしては、3年で国家資格を取得できることである。さらには教育年限が短いことで教育費に係る経済的負担が軽減される。また、歯科衛生士養成機関としては愛知県唯一の短期大学であるため、競合校が少ない。就職については、令和5(2023)年度の求人件数は751件で、これは毎年学生数の7~10倍程度であり、本学の就職率はほぼ100%である。この高い就職率も強みの1つとなっている。短期大学部の弱みは、全国的に短期大学の志願者が減少していることである。また、愛知学院大学の楠元キャンパスは教育年限が長い歯学部や薬学部が併設されているが、学校の種別が異なることから医療職として身近な存在でありながら、合同で教育する場面が少ない。また、課外活動も教育年限の短さから満足に活動できない。このように、本学は短期大学であることと、歯科衛生士養成機関であることの2方面から客観的な環境分析を行っている。

法人全体での経営状態は、短期大学部を運営するに十分な財的資源を有している。年度ごとの入学者数は、平成30(2018)年度101名、令和元(2019)年度100名、令和2(2020)年度105名、令和3(2021)年度107名、令和4(2022)年度107名、令和5(2023)年度106名、令和6(2024)年度107名となっており、学生定員充足率は常に100%を超過している。近年少子化、高学歴の社会傾向はあるが、医療職種である歯科衛生士の養成校への入学希望者は一定数確保できており、学納金計画は安定して計画できている。なお、優秀な学生確保のため、さらなる学生募集対策として、現在、オープンキャンパスの充実やホームページの充実を図っている。

一方、本学の教員は、愛知学院大学から異動した教員と歯科衛生専門学校から移行した歯科衛生士教員と新たに採用された歯科衛生士教員で構成されている。かねてより教員の年齢が高く、人件費において高騰している状態であったが、平成31(2019)年3月に専任教員2名、令和3(2021)年3月に1名、令和4(2022)年3月に1名、令和5(2023)年3月に1名の定年退職に伴う交代により、平均年齢が低くなり、年齢構成バランスが徐々にとれてきている。現在60歳代の教員が40%となっており、順次若手の教員と交代することで、人件費の減少が見込まれる。近年では短期大学として教育の質を担保しつつ、教学改革が必要とされており、教職員の短期大学部運営に関わる時間が、以前にも増して増加している。各種委員会活動が時間外に頻繁に開催されており、人件費比率が高くても人員削減は不可能な現状がある。

施設設備は、短期大学部棟が8年、薬学部棟が17年経過しており、年間計画で順次更新しており、現状維持はできる状況にある。一方、短期大学と歯科衛生教育の将来を踏まえた計画を立てるにあたっては、短期大学部と財務部との十分な協議が必要である。

遊休資産は、蓼科セミナーハウスの利用者数の減少と建物の老朽化等により、令和5(2023)年度に売却が決まっている。

短期大学部全体ならびに学科ごとの定員管理については、本学は単科で構成されているため、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスはとれている。

学内に対する事業報告(提出資料-47)や経営情報は学校法人愛知学院のホームページで公開している(提出資料-25~46)。危機意識の共有は、学長より教授会などの際に伝達され、すべての教職員が共有している。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学生定員充足率は100%を超過しているが、過去3年間、基本金組入前当年度収支差額は全て支出超過となっている。

収入面においては、安定的な収入確保ができています。本学の課題としては、今後も入学定員の充足を継続していくことであり、安定した入学者を確保することです。しかし現在、奨学金の対象者が増加傾向にあり、事実上の収入減少となっています。本学では新入生に対する特待生制度を設けているが、財源の確保を図るために、令和6(2024)年度入試より新入生特待生制度の対象者を8名から5名に変更しました。今後の課題としては、本学科として学生納付金のみならず、寄付金等の収入増となる方法を模索し、諸経費の見直しによる経費削減に取り組み、収支バランスを安定したものに近づける必要があります。

支出面においては、専任教員の定年退職・入職に伴い給与面での増減がみられました。現在、助教以上専任教員数は短期大学設置基準に基づいた員数であり、さらに定年退職に伴う人件費は今後も発生するため、大幅な人件費削減は現実的ではない。今後は施設設備の老朽化に伴う更新にかかる経費が発生することが見込まれる。専任教職員のコスト意識を高め、担当科目の備品・消耗品、非常勤講師による授業時間数、臨時職員(実習助手)の実習時間以外の配置や業務内容などを検討する必要があります。さらに、受託研究費や科学研究費などの外部資金の獲得を全教員が取り組むよう、より一層努力することが必要です。

本学の健全な運営を行うために、さらなる教職員の経営意識を高めた中長期計画の見直しを行う必要があります。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生定員充足率については、引き続き100%を越えて安定しているが、基本金組入前年度収支差額は支出超過となっている。人件費については、専任教員の退職後は年齢の低い教員を採用し、人件費削減に取り組んできた。また、諸経費の詳細な見直しについては、新型コロナウイルス感染症流行のため、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度は授業形式が変更になったこともあり、詳細な検討がなされなかった。しかし、令和5(2023)年度からは、

カリキュラム変更を実施しており、効率的な授業の実施により、経費削減に取り組んだ。また、受託研究費や科学研究費などの外部資金の申請数は増加させてきたが、採択率が低い。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、今後も教育の質を保ちつつ、高い学習成果が得られる学生教育を行う必要がある。そのためには、専任教員の教育に関する自己研鑽やFD活動にも力を入れ、専門性を教育に反映し研究活動、受託研究費及び科学研究費などの外部資金を獲得して、個人のスキルをさらに高めていく。

また、学生教育にかかる人的資源、物的資源の効率化と技術的資源の有効活用を図り、これらの資源の学習成果への反映について、IR・キャリアサポート委員会による分析を行っていく。教職員がともにSD活動の活性化を図り、積極的な業務内容の対応と意識改革が必要である。

物的資源としての機器・備品については、老朽化に対応して毎年度、計画的に更新・改善を行っていく必要があるが、不要な機器等がないか厳密に見直しを図る。施設整備における管理は常に維持管理が必要で、またインターネットなどの利用は欠かすことができないものであり、コンピュータやインターネット関連機器のセキュリティの強化は今後も設備・ソフトの面から強化していく必要がある。

収入面においては、安定的な収入確保ができているが、財政資源として収支バランスでは支出超過が続いており、教職員の経営意識を加速させ、短期大学部の健全な運営を行うための中長期計画を見直ししていかなければならない。

**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**

**[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]**

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則

[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)

50. 学校法人愛知学院寄附行為

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2022/donation.pdf>

51. 理事会議事録（令和 3（2021）年度）

52. 理事会議事録（令和 4（2022）年度）

53. 理事会議事録（令和 5（2023）年度）

57. 評議員会議事録（令和 3（2021）年度）

58. 評議員会議事録（令和 4（2022）年度）

59. 評議員会議事録（令和 5（2023）年度）

[提出資料-規程集]

1. 学校法人愛知学院事務組織規程

2. 学校法人愛知学院事務分掌規程

12. 愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程

16. 愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程

24. 愛知学院給与規程

28. 学校法人愛知学院就業規程

37. 理事・評議員の選任及び理事会運営規程

40. 学校法人愛知学院資金運用規程

64. 愛知学院育児休業等に関する規程

65. 愛知学院介護休業等に関する規程

68. 学校法人愛知学院経理規程

70. 愛知学院国内出張規程

71. 愛知学院海外出張規程

[備付資料]

110. 理事長の履歴書（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

111. 学校法人実態調査表（令和 3（2021）年度）

112. 学校法人実態調査表（令和 4（2022）年度）

113. 学校法人実態調査表（令和 5（2023）年度）

114. 学校法人愛知学院中長期計画書（令和 5（2023）年度計画含む）

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

#### **[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### **<区分 基準IV-A-1 の現状>**

令和 4(2022)年 10 月、小島泰道理事長は、前中村見自理事長（令和 2（2020）年 10 月～令和 4(2022)年 9 月）に代わり学校法人愛知学院理事長に就任した。小島泰道理事長は曹洞宗の僧籍を有し、駒澤大学大学院卒業後、大本山永平寺で修行、長野県内「長國寺」の住職となった後、曹洞宗門のみならず、仏法興隆のための活動を行っている。小島泰道理事長は、東北福祉大学、駒澤女子大学での理事長の経験があり、仏教の教義ならびに曹洞宗立宗の精神による禅の思想を基とした建学の精神「行学一体・報恩感謝」と、それに基づく本法人の教育理念・教育目的・目標を理解し、本法人の発展に寄与してきている（備付資料-110）。

学校法人愛知学院理事長は、「私立学校法」と「学校法人愛知学院寄附行為」第 7 条に基

づき理事総数の過半数の議決により選任され、「学校法人愛知学院寄附行為」第 15 条に基づき、学校法人の発展のために法人を代表し業務を総理しており、学校法人の運営全般について適切なリーダーシップをとっている（提出資料-50）（備付資料-111～113）。

理事会は、短期大学部の運営に関し、「学校教育法」「私立学校法」「短期大学設置基準」「歯科衛生士法」等の関連法令について法的な責任があることの共通認識を持っており、学校法人ならびに運営する大学や短期大学に関し、学則をはじめとする必要な各種規程の制定、改正等の整備を適正に行っている（提出資料-2）。

理事会は、運営する大学や短期大学ごとに受審体制を組織する等の役割を果たし、適切な認証評価の実施に責任を負っている。さらに、運営する短期大学部の教育環境充実のため、他の短期大学、文部科学省、日本私立短期大学協会、大学・短期大学基準協会、各関係省庁、各関連団体、各自治体及び他大学等から、積極的に必要な情報の収集を行っている。また、短期大学基準協会の ALO としての活動概要について常に短期大学部の担当者と知識の共有に努めている。

理事長は、「学校法人愛知学院寄附行為」第 25 条に基づき、会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算と事業の実績として事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業報告書）について次年度の評議員会に報告・諮問している（提出資料-57～59）。

理事会については、「学校法人愛知学院寄附行為」第 20 条に学校法人の運営に関わる審議・議決事項を明示している。また、経営面と教学面における意志の疎通を図り、業務を円滑に処理することを目的として学内理事会が設定されている。理事会は「学校法人愛知学院寄附行為」第 20 条ならびに「理事・評議員の選任及び理事会運営規程」（提出資料-規程集 37）に基づいて、理事の職責と社会的責任を果たすべく職務の執行を監督し、監事が理事の業務執行の監査を実施している。

理事会は、原則として夏季休業日を除く毎月 1 回理事長が招集し、理事長が議長となり開催している。短期大学部を含む学校法人の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、法定事項や規程整備等の重要案件のほか、予算、決算、補正予算や事業計画・事業報告等を審議している。このように理事会は、「私立学校法」の法的責任を果たすべく、「学校法人愛知学院寄附行為」に基づき学校法人の業務を決する意思決定機関となっている。

短期大学部では教育の質保証のため「愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程」（提出資料-規程集 16）を定め、適切な外部からの認証評価を受ける体制を整えており、さらに「愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程」（提出資料-規程集 12）に基づき毎年自己点検・自己評価を実施し、理事会に報告しており、7 年に 1 度の大学・短期大学基準協会による認証評価に備えている。認証評価にあたっては、理事会は受審体制を整備することで認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

また、理事会に置かれた学内理事会（理事 7 名）は毎週開催し、日常的な起案案件を審議するとともに、様々な情報収集、意見交換を行いつつ重要事項については、理事会・評議員会に上程し、協議決定している。このように、理事長のリーダーシップのもと、理事会は短期大学部を含む本法人の管理運営を熟知し常に新しい情報の収集に努め、将来構想を考え経営の安定化を図っている（提出資料-51～53）（備付資料-114）。

「学校法人愛知学院寄附行為」第 3 条において「この法人の運営は、私立学校法その他の

法令及び曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」としている。また、「学校法人愛知学院寄附行為」第4条において、「教育基本法」と「学校教育法」に従う旨を規定しており、理事会は、法人が設置している本学の運営についても上記の法令に対する法的責任があることを認識している。

その他、理事会は「学校法人愛知学院寄附行為」をはじめとして、学校法人運営と短期大学運営に必要な、基本、組織・庶務、人事・サービス、出張・旅費、給与、安全・厚生、財務ならびに短期大学部運営に関わる規程について制定、改正等の整備をしている（提出資料-規程集1、2、24、28、40、64、65、68、70、71）。

理事は、16名（常勤理事8名、非常勤理事8名）で構成され、常勤理事8名と学校法人運営を担当する非常勤理事4名は曹洞宗の僧籍を持ち、禅の思想である本学の建学の精神「行学一体・報恩感謝」の精神に精通している。また、4名の非常勤理事は、株式会社の元役員や弁護士、大学学長補佐であり、法務や経営等の専門的な実務経験と学校法人の健全な経営についての多方面からの学識・識見を有し、建学の精神を理解している。

理事は、「学校法人愛知学院寄附行為」第9条と「私立学校法」の役員の選任の規程に基づき選任されている。

また、「学校法人愛知学院寄附行為」第14条では、役員の退任について、「私立学校法」第38条第8項第1号、第2号、すなわち、「学校教育法」第9条の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長による理事会、評議員会の運営は、「学校法人愛知学院寄附行為」第20条と第23条に基づき適切に行われており、また、学内理事会と連携している。しかし、少子化や大学進学率の向上が進み、私立学校を取り巻く環境、とりわけ短期大学への進学率はより一層厳しくなるなか、本学は更なる質の高い教育・人材の育成に努めなければならない使命がある。そのためにも、理事長は教職員に将来構想・経営方針・運営方針等を明確に指示するとともに、様々な課題に対し迅速に対応できるよう必要に応じて組織の整備構築をする必要がある。また、理事長は「学校法人愛知学院寄附行為」第9条第1項第4号（曹洞宗責任役員会推薦理事）及び第5号（学外有識者）からなる非常勤理事に対しては、学内の多くの情報を提供し、本法人への理解を深め、今後直面する厳しい状況に対応できる理事会の体制作りを目指していくことが課題である。

さらに、令和7（2025）年4月から施行される「私立学校法」の改正に伴うガバナンス改革にも、リーダーシップを発揮していく必要がある。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

本法人は、中学・高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院からなる多岐にわたる総合学園であり、キャンパスが5箇所に分かれているため、理事長自らリーダーシップを発揮し法人運営に反映できるよう法人本部を置き、本学院全体を統括し、学院内の連携を深め、情報収集・分析・共有ができるシステムとサポート体制の構築を進めている。

## [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

### <根拠資料>

#### [提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則  
[https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university\\_regulations\\_2024.pdf](https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/pdf/university_regulations_2024.pdf)
13. 愛知学院大学短期大学部 HP アセスメント・プラン  
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>
54. 教授会議事録（令和3（2021）年度）
55. 教授会議事録（令和4（2022）年度）
56. 教授会議事録（令和5（2023）年度）

#### [提出資料-規程集]

1. 学校法人愛知学院事務組織規程
10. 愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規程
14. 愛知学院大学短期大学部教学委員会規程
22. 愛知学院大学短期大学部教授会規程
29. 愛知学院大学短期大学部学長の選任規程
30. 愛知学院大学短期大学部学長候補者選考規程

#### [備付資料]

7. 名古屋市立大学、愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（平成30年）
8. 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 愛知県歯科衛生士会及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（令和3年）
9. 愛知学院大学短期大学部と社会福祉法人九十九会との包括連携協力に関する協定書（令和4年）
10. 愛知学院大学、愛知学院大学短期大学部及び愛知県立総合看護専門学校との教育活動の連携・協力に関する協定書（令和4年）
115. 学長個人調書 [様式21]（令和6（2024）年5月1日現在）
116. 教学改革推進委員会議事録（令和5（2023）年度）
117. 教学委員会議事録（令和5（2023）年度）
118. IR・キャリアサポート委員会議事録（令和5（2023）年度）
119. 自己点検・自己評価委員会議事録（令和5（2023）年度）
120. 第三者評価委員会議事録（令和5（2023）年度）
121. 外部評価委員会議事録（令和5（2023）年度）
122. FD委員会議事録（令和5（2023）年度）
123. 倫理委員会議事録（令和5（2023）年度）

124. カルキュラム小委員会議事録（令和 5（2023）年度）
125. 専攻科委員会議事録（令和 5（2023）年度）
126. 国家試験対策委員会議事録（令和 5（2023）年度）
127. 広報委員会議事録（令和 5（2023）年度）
128. 愛知学院大学短期大学部中長期計画 VISION FOR 80  
<https://tandai.agu.ac.jp/sdgs/action.html>

**[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

**<区分 基準IV-B-1 の現状>**

学長は、短期大学部の最高責任者として、その権限と責任において、「学校教育法」と「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第 5 条（提出資料-規程集 22）に基づき「愛知学院大学

短期大学部学則」第 63 条（提出資料-2）により設置された教授会の議長となり意見を参酌して最終的な判断を行っている。

令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度まで、短期大学部学長は引田弘道氏が就任している。引田弘道学長は、昭和 61（1986）年愛知学院大学文学部宗教学科専任講師として愛知学院大学に赴任、平成 8（1996）年愛知学院大学文学部宗教学科教授、平成 16（2004）年愛知学院大学国際研究センター所長、平成 19（2007）年愛知学院大学国際交流センター所長を経て、平成 21（2009）年に学校法人愛知学院理事に就任している。平成 21（2009）年に愛知学院大学入試センター所長を務め、平成 28（2016）年に愛知学院大学学長補佐、愛知学院大学教務部長、平成 30（2018）年に愛知学院大学副学長を歴任し、令和 2（2020）年に短期大学部学長に就任した。

学長は、高潔な人格と優れた学識が評価されて、学校法人愛知学院の建学の精神を理解・教授し、大学、短期大学及び法人運営に深く携わり、学校法人の向上・発展に寄与できる者である。また、愛知学院大学学長は、短期大学部学長を兼ねることができる（「愛知学院大学短期大学部学長選任規程」第 3 条 2（提出資料-規程集 29）ことから、短期大学部学長は、愛知学院大学学長が兼務している。大学・短期大学における高等教育の教学運営の最高責任者として教職員をリードしつつ、法人理事として理事長を補佐することで法人運営とのバランスの取れたリーダーシップを発揮し、大局的な視点から積極的な英断を行い、大学・短期大学全体の発展に寄与するために、客観性の高いガバナンス体制の下で大学・短期大学の運営を構築してきた。

短期大学部において学長は、「建学の精神」を基に教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて、愛知学院大学をはじめ、愛知県歯科衛生士会や愛知県歯科医師会等、各関係機関との連携・調整を図る努力をした（備付資料-7～10）。また、短期大学部の中長期計画「VISION FOR 80」（備付資料-128）の PDCA サイクルを推進した。

学生に対する懲戒については、「愛知学院大学短期大学部学則」第 31 条に基づき、学則に背き、または学生の本分に反する行為があるときは学長が教授会の議を経て懲戒する。

学長は、「学校法人愛知学院事務組織規程」第 53 条（提出資料-規程集 1）と「愛知学院大学短期大学部学長の選任規程」第 3 条 3 項（提出資料-規程集 29）に基づいて、本学の教育・研究の水準の向上に努めるとともに短期大学部全体の校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学の運営や教職員の配置を適切に行ってきた。

学長は、「愛知学院大学短期大学部学長候補者選考規程」第 3 条（提出資料-規程集 30）に基づき「曹洞宗の僧籍を有するもので、教育研究の経験を有し、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切に運営できる能力を有する者とする。」であることを条件に、学長候補者選考委員会の設置と学長候補者選考委員会の委員を理事長が任命し、学長候補者選考委員会で選考され、理事会へ候補者を推薦、「愛知学院大学短期大学部学長の選任規程」第 3 条に基づいて理事会の議決を経て理事長が任命する。

教授会は、「学校教育法」、「愛知学院大学短期大学部学則」第 63 条及び「愛知学院大学短期大学部教授会規程」に則り、短期大学部の教育研究上重要な事項を審議している。学長は、教授会の審議事項をあらかじめ教授会の構成員から議題を収集して開催案内を通知し、意見を述べる事項を教授会に周知して招集している。

学長は、教授会の議長となり「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第 3 条に基づき、教

育課程、入学、退学、卒業、除籍及び賞罰、学生の試験及び単位、学年暦、学生補導、学術研究、教員の採用及び教員の資格昇任の選考、教育に関する規程の制定及び改廃など教育に関する重要事項の審議機関として適切に運営しており、最高責任者として教授会の意見を聴取した上で最終的な決定を行っている。

教授会の議事録は、議長が「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第9条に基づき整備し、次回以降の教授会で審議の上承認している。

教授会は、短期大学部学生の学習成果と、短期大学部・歯科衛生学科・専攻科の三つの方針に対する認識を共有しており、令和5年度には学習成果の査定となる「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン（2023（令和5）年度版）」（提出資料-13）の策定や、「三つの方針」を議題に取り上げ見直しを実施した（提出資料-56）。

学長または教授会の下に教育上の委員会を規程に基づき複数設置し、教授会で各種委員会の報告（備付資料-116～127）を行って学長が把握し的確に指示できるようにしている（提出資料-54～56）。教育上の委員会として、教学委員会を「愛知学院大学短期大学部教学委員会規程」（提出資料-規程集 14）に基づいて設置し、教授会の諮問、提案及び教務に関する事項について、委員長が委員会を開催し、討議した事項を教授会にて審議・報告し、「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第9条に基づき学長が教授会で最終判断を下している。さらに、教学委員会の下部組織としてカリキュラム小委員会を「愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規程」（提出資料-規程集 10）に基づいて設置し、カリキュラムに関連する事項について検討している。

なお、令和6（2024）年度より、学長は令和6（2024）年1月29日付けの理事会において、木村文輝氏（愛知学院大学学長）が選任された。木村文輝学長は平成10（1998）年4月愛知学院短期大学講師として赴任し、愛知学院大学禅研究所研究員となり、禅研究所幹事、愛知学院大学短期大学部助教授、愛知学院大学教養部助教授、愛知学院大学文学部日本文化学科准教授、愛知学院大学文学部日本文化学科教授、愛知学院大学大学院文学研究科主任を経て愛知学院大学と短期大学部の学長に就任した（備付資料-115）。前学長に引き続き、今後も短期大学部の運営に尽力する予定である。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、大学・短期大学の向上・発展のため建学の精神に基づき大学・短期大学運営を計画的に構築し、強力なリーダーシップのもとに陣頭指揮をとり、全教職員からの信頼を得ている。さらには本学の運営、教育の向上、会議の運営に向けてもリーダーシップを発揮している。しかし、併設大学の学長と理事も兼ねていることや、さらにキャンパスが4か所と離れていることから、今後は多忙な学長の本学への更なるバックアップ体制を図る必要性がある。また、本学の教員は愛知学院大学の教員を兼担していること、学外の非常勤教員が多いこと、臨地実習を多くの学外施設で実施していることから学外者や学外機関との関わりが多く、短期大学部として多様できめ細やかな対応を求められており、学長のさらなるリーダーシップが望まれる。さらに、本学は歯科衛生士の養成のための教育に特化しており、学生教育が直接キャリア形成に繋がっていることから、学長の歯科衛生士の職業と将来像に対する理解が不可欠であることが課題である。

また、現在は併設大学と教授会レベルでの合同審議をする場がないことから、併設大学と

の連携や対応ができない場面があることが課題である。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、愛知学院大学の学長を兼務していることから、多数の教職員や組織を構成している愛知学院大学の運営、教育の向上に関する事項を、強力なリーダーシップを発揮して、迅速に本学の運営や教育に反映させることが可能となっている。

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

##### <根拠資料>

###### [提出資料]

50. 学校法人愛知学院寄附行為

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/pdf/2022/donation.pdf>

51. 理事会議事録（令和3（2021）年度）

52. 理事会議事録（令和4（2022）年度）

53. 理事会議事録（令和5（2023）年度）

57. 評議員会議事録（令和3（2021）年度）

58. 評議員会議事録（令和4（2022）年度）

59. 評議員会議事録（令和5（2023）年度）

###### [提出資料-規程集]

37. 理事・評議員の選任及び理事会運営規程

39. 学校法人愛知学院監事監査規程

###### [備付資料]

128. 愛知学院大学短期大学部中長期計画 VISION FOR 80

<https://tandai.agu.ac.jp/sdgs/action.html>

129. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和3（2021）年度）

130. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和4（2022）年度）

131. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和5（2023）年度）

132. 愛知学院大学短期大学部 HP 情報公開

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>

133. 学校法人愛知学院 HP 事業・財務の概要

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

134. 学校法人愛知学院役員の概要

<http://www.aichi-gakuin.jp/officer/index.html>

## **[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### **<区分 基準IV-C-1 の現状>**

監事は、「学校法人愛知学院寄附行為」第 6 条と第 10 条（提出資料-50）により選任された 3 名（学外者）からなり、「私立学校法」第 37 条第 3 項、「学校法人愛知学院寄附行為」第 19 条及び「学校法人愛知学院監事監査規程」第 3 条（提出資料-規程集 39）に定められた監事の職務として、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。

また、監事は、定例で行われる理事会（月 1 回）、評議員会（年 3 回、1 月・3 月・5 月）及び適宜に開催する臨時理事会・評議員会に出席し意見を述べるとともに、審議決定事項を確認している（提出資料-51～53、57～59）。さらに、本法人の内部監査室と意見交換を行い情報の共有を図るほか、定例で行われる理事会（月 1 回）終了後、事務担当者より業務若しくは財産の状況、理事の業務執行状況や教学に関して説明を受け、関係帳票、現地の聞き取り・確認を行う等の監査を行っている。

なお、本法人の業務と財産の監査状況については、「学校法人愛知学院監事監査規程」第 11 条に基づき、会計年度終了後 2 月以内の 5 月末までに監査報告書（備付資料-129～131）を作成し、理事会と評議員会に提出している。また、監事 3 名は学外者であるため、効率良く監査できるよう、平成 28（2016）年度より法人内に設置されている内部監査室にて専任職員 2 名が監事の業務支援を行っている。

## **[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

### **<区分 基準IV-C-2 の現状>**

評議員会は、「私立学校法」第 41 条第 2 項と「学校法人愛知学院寄附行為」第 23 条（提出資料-50）に基づき、選任された理事（16 名）の定数の 2 倍以上となる評議員 37 名（提出資料-規程集 37）（備付資料-134）で構成されている。

また、評議員会は「私立学校法」第 42 条ならびに「学校法人愛知学院寄附行為」第 23

条と 25 条に基づき予算、決算、補正予算、事業計画・報告及び法定事項や重要案件等について協議し、その意見を理事会に進言し、運営している（提出資料-51～53）。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

**<区分 基準IV-C-3 の現状>**

公共性と社会的責任を果たすため、情報公開については、「学校教育法施行規則」第 172 条第 2 項に基づき、次の教育研究活動等の情報をホームページ上に掲載し広く公開している（備付資料-132）。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること
  - ・ 建学の精神・教育理念、基本的使命
- 2) 教育研究上の基本組織に関すること
- 3) 教員組織・教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 4) 入学者の受入方針/収容定員及び在學生数/卒業又は修了した者の数/進学者数及び就職者数に関すること
  - ・ 入学者受入れの方針、入学者数、収容定員及び在學生数、卒業・終了者数、
- 5) 進学・就職者数・就職率
  - ・ 就職実績、歯科衛生士国家試験合格状況
- 6) 授業科目、授業の方法及び内容/年間の授業の計画に関すること
  - ・ 教育課程編成・実施の方針、シラバス
- 7) 学修成果に係る評価/卒業又は終了の認定基準に関すること
  - ・ 学位授与の方針、学修の成果に関する評価
- 8) 卒業又は修了認定にあたっての基準
- 9) 校地、校舎等の施設及び設備/学生の教育研究環境に関すること
- 10) 授業料、入学料/その他の大学が徴収する費用に関すること
- 11) 大学が行う学生の修学、進路選択/心身の健康等に係る支援に関すること
- 12) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（文部科学省通知 16 文科高第 304 号）」に基づき、財務情報及び事業計画・報告を公開している。具体的には法人として、寄附行為（寄附行為、役員報酬等の支給の基準）、ガバナンス・コード、中長期計画、事業計画書、事業・財務概要（事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書）、資金運用等について、学校法人愛知学院のホームページで公開している（備付資料-133）。

### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学のガバナンスとしての公共性と社会的責任及び説明責任は果たしており、社会から信頼されている。特に地域におけるステークホルダーである歯科医師と歯科衛生士からの本学へのガバナンスに対する信頼は厚い。一方、ガバナンスが確立された学校法人という大組織の中で、時代とともに変革を求められている単科である短期大学部の運営が妨げられないよう、常に風通しのよいガバナンスを強化していくことが課題である。

学校法人愛知学院では、令和3(2021)年度より「学校法人愛知学院 ガバナンス・コード」を定めている。建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たし、毎年見直しを行うことによって、教職員がその使命を具現する存在であるためのガバナンス・コードは、常に教職員が周知できるよう明示されていく必要がある。

### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の本基準に該当する自己点検・評価報告書に記述した行動計画は、「大学の運営を効率的に行うと共に、法人部門と一体となった良好な関係作りを行い、法人全体の取組みに協力できるよう、短期大学部での課題を迅速に伝え、大学運営の促進に努める。」である。

本法人では、平成30(2020)年3月に「学校法人愛知学院 中長期計画」を定めている。この中に法人全体の将来構想が計画されており、建学の精神を理解した学生を社会に送り出すために、中長期計画に沿ってガバナンス機能を強化させ、管理部門、教学部門が連携して発展できる法人運営を目指している。

法人運営の将来構想を実現すべく平成28(2018)年に愛知学院大学に「大学教学改革推進企画室」が設置された。そのため、短期大学部でも令和元(2020)年4月に「愛知学院大学短期大学部教学改革推進室」を設置し、短期大学部の中長期計画「VISION FOR 80」

(備付資料-128)の策定ならびに教学改革を法人運営に沿いながら、短期大学部運営について審議・立案している。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長によるリーダーシップを確立するために、将来構想・経営方針・運営方針等である「学校法人愛知学院 中長期計画」とともに、学長のリーダーシップの確立のため愛知学院大学短期大学部中長期計画「VISION FOR 80」(備付資料-128)を全ての教職員に周知させ、計画の実施、評価、改善のPDCAサイクルを回していく。

学長の本学への更なるリーダーシップを強化するため、「教学改革推進室」の機能向上によりきめ細やかな学長へのバックアップ体制を図る。

適切なガバナンスを確保し権限と責任を明確にするため、学校法人愛知学院のガバナンス・コードを教職員に周知させる。